

# アジアの大学入試における 格差是正措置

高等教育研究叢書

135 2017年3月

小川 佳万 編



広島大学

高等教育研究開発センター

# アジアの大学入試における格差是正措置

小川 佳万 編

広島大学高等教育研究開発センター



## は し が き

近年グローバル化の一層の進展とともに世界各国は大きな変貌を遂げてきているが、そこで是とされるのは競争原理の徹底であり、優勝劣敗の原則である。今後もこうした経済競争の波はますます強くなっていくように思われるが、そこでは必然的に敗者が生まれ、勝者と敗者の格差が固定、拡大されてくる。こうした競争の敗者に対して、完全自由競争の名の下に全く配慮しないことも可能かもしれない。ただし、国家の発展を中長期的にみた場合、集団間の格差を固定もしくは拡大させることは深刻な社会不安をもたらし、マイナスの影響を及ぼすことになることも十分予想できるであろう。

こうした点に配慮して実際に各国・地域では格差是正のための財政支援等さまざまな対策を講じてきている。そうしたなか教育面で特に注目されるのが、高等教育段階への「登竜門」となる大学入試での格差是正措置である。一般に「社会的弱者」と言われる人々が高等教育へ進学し、将来各分野のリーダーとして活躍することは、国レベルで考えた場合、安定と団結を促すことになり望ましいことであると言える。ただし、個人レベルで考えた場合、公平な競争が行われていないのではないかという疑念が常に付きまとうことになる。また質保証が厳しく問われている昨今の大学側からみれば、大学教育の効果的な運営に支障をきたすのではないかと危惧もされている。

本書は、大学入試制度にみられるこうしたさまざまな格差是正措置の実態を国・地域別に明らかにすることを目的とするものである。入学者選抜は公正さが最も重視される点であるが、その公正さの内実は一様ではない。各国・地域はそうした公正さのどの点を重視し、どの点を許容しているのかをつぶさに明らかにすることで、それらの特異性を明らかにするとともに、そうした特異性から各国・地域で採用されている格差是正措置の意義を考えていくことにしたい。

本書で対象とするアジアの国・地域は、韓国、中国、香港、台湾、タイ、インドである。これらの国・地域はいずれも近年大規模な入試改革を実施しており、それぞれの特色が良く出ていると考えられる。また、各国・地域の独特な歴史的背景や社会的な状況を反映して特色ある格差是正措置が講じられてもいる。もちろんこうした格差是正措置は、一般に考えられている少数民族（エスニック・マイノリティ）を対象にしたものだけではない。地域間格差、階級間

格差等、当該国の事情を反映した特色あるものとなっているはずである。こうした点にも注目することで格差是正措置の多様性や共通性も考えていけると思われる。

第1章では、日本の大学入試制度改革を念頭に置きながら、対象国・地域の大学入試制度及び格差是正措置を概括する。そこにみられる共通の問題点や各国・地域の独自性について若干整理することで次章以降への橋渡しをする。第2章からは国・地域別の事例報告となる。ここでは、1. 大学入試において社会的弱者をどのように認識しているのか、2. 具体的にどのような是正措置が講げられているのか、3. そこからみえる公正さとはどのようなものか、という点を中心に論じていくことにしたい。

一見すると矛盾するようにみえる公正さのなかの「例外」を考察することで、逆に公正さのダイナミズムやリアリティを浮き彫りにできると考えられる。そして、本書の内容が、新たな選抜方法の開拓という点で今後の日本の大学入試制度改革に何らかの示唆を与えることができれば編者としては幸いである。

2016年11月 東広島  
編者 小川 佳万

# 目 次

はしがき	小川 佳万 . . . . .	i
第1章 大学入試における格差是正措置	小川 佳万 . . . . .	1
第2章 韓国の大学入試における格差是正措置 —「機会均衡選抜」制度を中心に—	松本 麻人 . . . . .	11
第3章 中国の大学入試における格差是正措置	小野寺 香 . . . . .	25
第4章 香港の大学入試における格差是正措置 —教育機会の拡大と能力主義の徹底—	大和 洋子 . . . . .	39
第5章 台湾の大学入試における格差是正措置	小川 佳万 . . . . .	57
第6章 タイの大学入試における格差是正措置	牧 貴愛 . . . . .	69
第7章 インドの大学入試における格差是正措置	河井 由佳 . . . . .	83



## 第1章 大学入試における格差是正措置

小川 佳万  
(広島大学)

### はじめに

近年グローバル化の一層の進展とともに世界各国は大きな変貌を遂げてきているが、とりわけアジアの多くの国々では 1980 年代以降の政治面での民主化体制への移行や経済の自由化に伴い産業構造の大幅な転換を遂げてきている。かつての農村に外国資本の工場が進出し、最先端のハイテク産業基地に生まれ変わった地域もある。またアジアの諸国間の貿易額も年々上昇してきており、競争関係の激しさを伴いながらも多様なアジアをより一層緊密化させてきていると言える。こうした民主化、自由化路線と不可分の関係にあるのが、言うまでもなく競争原理の導入である。また、教育分野においてもそれは生じており、競争的環境によって個々の学校がそれぞれ個性を出しながら、国全体の質を向上させていこうとする方向性は、まさにグローバル化の影響であると言えよう。

こうした競争的環境の中、各国・地域の大学、特に有力大学はグローバル社会で活躍できる人材を育成しようと大学教育改革を大胆に押し進めてきている。それは質保証の観点から体系的なカリキュラムや厳格な成績評価へと、そしてその総和としての国際水準を意識した「学士力」の育成へと発展してきていると言える<sup>1</sup>。このことに関連して、より大学教育を効果的に実施するために、「入口」の大学入試においてグローバル化や新しい PISA 型学力観に対応する人材を選抜しようとする動きも各国・各大学で導入されてきている。それは細かな点では相違があるが、全体の方向として従来型の入学者選抜とは異なる新しいタイプの競争試験への移行であると言われている。アジア各国・地域は一般に 1 点を競う科目別筆記試験への信頼が厚く、日本の現状に鑑みればどこまで新しい入学者選抜の実施が可能なかが注目されるのである。

ところが、大学入試タイプの新旧に関わらず、近年の新自由主義政策での競争を煽るような環境下で大きな不利益を被るか、もしくは競争自体に参加できない集団が顕著になってきている。もちろん自由競争においては勝者と敗者が生まれてくるのは必然的なことであるが、その敗者が常に特定の集団であり、そうした格差が拡大、維持するようであるのなら、何らかの対策が必要であるという考えが生まれてくるのも当然であると言えよう。一般に彼らは少数民族である場合が多く、主流の文化とは異なるそれを持ち、量的にも少数であるが故の不利益を被っている場合がある。また国によっては、都市と農村との格差が顕著になっていて、高等教育へのアクセスが明確に制限されている集団も存在する。彼らは一般には農村居住者（農民や山住民）と言われるが、少数民族という場合もあるし、インドのカースト（下層カースト）の



ようにそれとは別のカテゴリーに属する集団の場合もあり得る<sup>2)</sup>。

本書では、こうした集団が高等教育機関で学ぶ機会を拡大するために、どのような策を大学入学者選抜で講じているのかという点を具体的に明らかにすることを目的とする。大学入試は個人にとって将来の方向性が決まる人生上の重要な転換点であることは言うまでもないが、さまざまな措置によって高等教育へのアクセスが制限されていた集団に機会を与えることは、国家レベルでみた場合、程度の差はあれ社会の流動化、格差の縮小に貢献することになる。もちろんそれがその社会の公正さに鑑みて許容範囲なものかどうか、またなぜそれが許容されるのかをじっくり分析することも必要であろう。

## 1. 大学入試での対象となる格差

### (1) アジア的な公正さ

受験生が大学入試において最も考慮してほしいことは試験の際の公正さであろう。試験は大学入学を目指す個人が長い時間をかけて培ってきた力を試す場であり、その合否が将来に大きく影響するため、何としても合格を勝ち取りたいと思いついて不正が生じることが残念ながら時折起きている。実際、カンニングや賄賂などの不正事件が横行するインドでは、それが毎年マスコミに取り上げられて社会問題化しているようであるし、隣国の韓国や中国でも同様な事件が発生していることを日本でも時々新聞等で目にするようになる。もちろんカンニングといった不正行為に対する社会の目は厳しく重い処分が下されることになるのは当然であると言える。

ところで日本の場合、試験での公正さとして重視されるのは、社会的身分であるとか、出身地、親の収入等を一切考慮せず、試験の結果としての得点のみによって合否が判断されることであろう。そこでは1点でも点数の高い者が他の者より優れていることを意味する。そして入学試験には定員があり、その定員内に収まるための競争があり、その判定のために1点刻みの順位付けを行うことになる。日本では、地域枠等の若干の例外を除いてこの原則、つまり「点数の前では貧富、身分の差はなく皆平等」が貫かれていることは周知のとおりである。ただし、ここには重要な前提条件が満たされていなければならない。それは受験生がそれまでに受けてきた教育に大きな差がないという前提である。日本の場合、法制度の整備によってナショナルカリキュラムに相当する学習指導要領に基づいた内容を、資格を有する教員から、基準を満たした校舎で学ぶことでその条件を満たしていると考えられている。また各家庭や収入に差があるとしても社会問題化するほどではないという一応の理解が社会に存在することで満たされている。逆にこうした前提条件が満たされるならば、政府の側が公的に特定の個人に優遇措置を講じたり、特定の集団に定員枠を設けたりするとしたら、国民のなかから不公平、不平等といった声が出てくるのが十分予想できるであろう。

ところが諸外国の現実の社会ではこうした特別措置が常態化している。この点、むしろ日本の方が例外的な存在と言えるかもしれない。それが可能となるのは、社会のなかで、政治面、

経済面、文化面等のさまざまな格差が顕在化しており、言い換えるならばそれが保障的な意味で社会で承認されているからである。巨大な国土を抱える中国やインドに地域間格差や民族間格差があることは今や外国人でも自明なことになっているし、それが時折国際的にも注目されるような民族独立運動に発展することもある。もちろんそこまで極端でないにしても、例えば都市と農村で極端な収入格差があることが犯罪等の深刻な社会不安を引き起こしたり、国家の経済発展にとってネガティブな要因になったりすることは明らかであろう。日本ではほとんど当てはまらないが、こうした点は諸外国では具体的な政策上の議論にまで発展している。大学入学試験関連で言えば、例えばインドの富裕層では子どもを高額な塾や予備校に通わせ、受験対策を万全にしている。また、韓国でもいわゆる「私教育」と言われる学校教育以外の塾や予備校の問題が社会問題としてクローズアップされ、その影響をなるべく受けたくないような入学者選抜を模索してきているほどである。

したがってこうした特別措置が社会的に承認されているとすれば、公正さも絶対的な定義があるのではなく、文脈によってその含意が異なってくることになる。本書が明らかにするのはこの点、つまり大学入学者選抜における各国・地域の具体的な格差は正措置であり、それを通して公正さの内実をより深く解明することである。また、高等教育へのアクセスという点からいえば、奨学金制度の充実等の大学生活を継続するための施策も重要であるが、ここではその最初の「登竜門」となる大学入学試験に論点を絞ることにしたい。

こうした格差や特別枠と言えば、おそらく特定の分野に特に秀でた子どもを対象とする、いわゆる才能児教育を思い浮かべるかもしれない。日本ではあまり話題に上らないが、実際韓国の英才教育や中国の少年班のように少なくない国で国策として熱心に取り組まれていることは周知のとおりである<sup>3</sup>。才能児に対してどのように策が講じられているのかを検討することも国別比較で興味深いものとなることは間違いないが、本書が対象とするのはそれとは概ね対極に位置する集団であり、具体的にはタイの「機会が下位にある人」、韓国の「疎外階層」、台湾の「弱勢者」、中国の「弱勢群体」、インドの「後進階層」と定義されるような農村居住者や少数民族と言われる集団である<sup>4</sup>。

## (2) 民族間格差

現在大半の国・地域は多民族で構成されている。そしてその多くは多数を占める主流民族（マジョリティ）とそれ以外の少数民族（マイノリティ）に分けられる。例えば中国は56の民族で構成されるが、マジョリティの漢族が90%以上であり、残り10%弱を55の少数民族が占めている。また台湾もマジョリティの漢族と全体で3%程度にすぎない14の少数民族（原語：原住民）、タイは75%を占めるタイ族と25%の少数民族という構成比になっている。一般的に言えば、こうした不均衡から教育制度は主流民族に有利になっており、例えば「国語」に相当する言語科目や教授言語は主流民族の母語になる傾向にある。例えば「国語」に相当するのは中国語（漢語）やタイ語であり、そもそもどの言語にするのかという論争は起きない。そして

母語でない少数民族は「国語」の履修を要求され、またそうしないと日常生活に支障をきたすこととなり、特に上級学校への進学にはこうした「国語」の学力が特に重要になってくる。仮に国内の統一試験や校内の定期試験において明確な民族間の差が存在するとしたら、こうした言語環境の違いを配慮するのもしないのか、あるいはするとすればどの程度配慮するのかが重要な政策上の論点となろう<sup>5</sup>。

一方、インドでは、語族を基準として大きな民族集団に分けられるが、実際混血が進んでおり、民族というよりも社会的な身分であるカーストによる区分が社会で根付いている。こうした身分は日本の「士農工商」のように前近代の所産であり、すでに遠い過去のものというのが我々の常識であろう。ところがインドでは、現在かなり細分化されているとはいえ、古代に出来上がった身分制の基本的枠組みがいまだに存在し続けていることに驚きを禁じ得ない。そしてそれが職業選択や婚姻問題等、社会生活のさまざまな面で影響を与えているという<sup>6</sup>。実態として区別というよりは差別的な境遇に置かれている低いカースト集団に対して、その固定化された境遇を改善し多少なりとも社会の流動化を促す意味で、例えば大学入学者の定員をそこに割り振ることが社会的な正義を意味するとも言えるのではないであろうか。

### (3) 地域間格差

民族間格差と並んで各国で大きな社会問題となっているのが、地域間格差である。現在のようない自由競争を前提にした改革を推し進めていくと、勝者と敗者が固定化され、さらにその差が拡大していくと言われている。これを地域問題としてとらえれば、いわゆる都市と農村の格差の拡大ということになる。近年こうした事態を少しでも解消するため、中国の「和階社会」や台湾の「均衡発展」のようなスローガンが掲げられ、そのための施策が断続的に実施されてきている。中国の沿海都市部と内陸西部の地域間格差は平均収入においてすでに数倍の開きがあり、深刻な社会問題として認識され、国策としての「西部開発」が進展してきている。こうした農村では、家庭の問題から今なお義務教育段階の学校にも就学困難な児童が多数存在し、教員の資質や学校設備の面でも改善が必要な地域は少なくない<sup>7</sup>。こうした地域の生徒が大学に進学しようとする場合、家庭環境や教育環境に恵まれた都市の生徒と同様な基準によって評価して良いのかという意見は当然出てくるであろう。

こうした地域間格差を前提にして従来より大規模な大学入試を実施しているのは中国である。各大学はその入学定員を省ごとに割り振り、様々な地域から入学者を確保しようとするものである。この制度が存続できる前提は、地域間に学力格差があり、その地域差を無視した場合、入学者が特定の地域出身者に偏ることは不正義だと社会で承認されていることである。この省別割り当て制により、チベット（原語：西藏）自治区の受験生と北京市の受験生は競争相手ではなく、例えば北京大學にも（割り当て人数が少ないとはいえ）チベット自治区から入学者が存在することになる。

これはもちろん細かく見れば地域間格差の解消のための措置であって、都市・農村の格差問題解消ではない。言うまでもなく省内に都市と農村が存在し、省別に割り振ったとしても省内の都市部の生徒のみが有力大学に進学していく可能性があるからである。そのために近年導入されてきているのが農村枠である。それは省の裁量で実施できるものであるが、有力大学に農村出身者の枠を設ける割り当て制が増加してきている。

同様な取り組みは韓国でも台湾でも導入されてきている。韓国では大学入学者選抜においてかなり細かなカテゴリーを設けているが、特別選抜として「農漁村出身者」、「西島 5 島出身者」等の枠がある。一般の受験生を配慮して、これらの枠は基本的に定員外で募集しているが、日本の文脈で言えば AO 入試に近い「随時募集」の定員が過半数を占めてくるなかで 今後もこの枠は拡大していく可能性が十分にある<sup>8</sup>。それは韓国社会での地域間格差問題が十分認知されているからであろう。一方台湾でも日本の AO 入試や(学校)推薦入試に近い選抜方法である「個人申請」(AO 入試)や「繁星計画」(推薦入試)において、「離島枠」が設けられている。その実数は多いとはいえないが、台湾政府の教育機会均等を実現しようとする姿勢の表れであると見て取れる。

そしてこの格差は部分的に少数民族の問題と重なる場合も多い。例えば中国の少数民族の多くは農村部に居住していて、この地区の開発は直接少数民族の生活の向上につながることになる。台湾の少数民族も、タイの山地民族も同様である。いずれにせよ、こうした制度により農村出身者が必ず一定数有力大学に入学できることになり、大学教育を通しての人材育成という意味で格差是正策の一つであることがわかる。農村の開発を担う人材はやはり当該地域の農村出身者が一番確実であるという考え方があるが、言語面や文化面を考慮すればそれを否定する人は少ないのではないだろうか。

## 2. 入学者選抜における格差是正措置

### (1) 試験科目

大学入学者選抜は、試験の実施段階と選抜プロセスの段階に大きく二分できる。前者では、試験において受験者の何をどのように測定するのかという問題があり、後者では試験の結果をどのように活用するのかという問題になる。以下では両者に分けて具体的な措置がどのようなものであるか素描しておきたい。

大学入学試験と言えば、ほとんどが「外国語」や「数学」等の筆記試験を思い浮かべる。これはアジア諸国ではほぼ当てはまり、現在でも試験と言えばこうした教科の筆記試験を指す。ただ、それ以外にも「面接」や「小論文」等を取り入れている国・地域も多い。また日本の AO 入試に該当する「随時募集」に比重を移してきている韓国では、「学生生活記録簿」、いわゆる高校で作成された調査書を評価している。ますます判断材料を多様化させることによって、多面的に合否判断をしようと各国・地域は模索してきている。ただしそれでも中国、台湾、タイ、インドの試験の概要を知ればわかるとおり、入試は筆記試験が中心であり、ほぼその結果

(素点評価の場合も段階別評価の場合もある)によって合否が判断されることになる。韓国もAO入試に重点が移ったとはいえ、全国統一の筆記試験である「修能試験」は維持されているのである。アジア諸国と筆記試験は今なお強い親和性があると言える。

その筆記試験のなかで、どの国でも試験科目に「国語」に相当する言語系の科目があることは一般的であり、一般にそれを試験科目として設定する。その場合、母語が「国語」と異なる集団に何か配慮する必要がないのかという議論が出てくる。例えば、中国では少数民族に対する中国語(原語:「語文」)は、漢族のそれと問題自体が異なっている(より基礎的な問題となっている)。その代わり母語に相当する言語(例えば「朝鮮語」)の試験も受けなければならない<sup>9)</sup>。これは、中等教育学校段階までいわゆる民族学校(教授言語は少数民族言語)に在籍していた受験生が不利にならないようにするためである。また、台湾では少数民族言語の試験科目は存在しないが、少数民族言語の検定試験があり、それに合格した受験生には試験の際に加点することになっている。こうすることで母語の学習を奨励するとともに、少数民族受験者への配慮を示しているのである。

さらに、民族とは直接関係があるわけではないが、一部の国では一つの言語を「国語」と設定せずに、公用語として2, 3の言語を学ばせているケースも見られる。例えば、香港では「英語」と「中国語」の両方が試験科目として設定されているので、両者を同程度学ばなければならないことになる。現在香港人の多くは広東語話者であるが、試験科目として設定されている「中国語」は北京語(原語「普通話」)のため、簡単に高得点を得られるわけではない。また、北京語や広東語の中国語話者でない受験生にとって、この「中国語」の試験が特に不利になることが明白である。さまざまな教科・科目を履修しなければならない中等教育段階で2つの言語に精通するのは簡単なことではないし、この過重な言語科目学習が他の科目への影響を出てくることは容易に想像できる。

言語系の科目の問題に加えて、もう一つ重要なのは、解答する際の言語に母語が認められているかどうかである。インドの場合、試験問題は公用語であるヒンディー語と英語で書かれているため、ヒンディー語が母語でない受験生も問題なく受験できることになっているし、解答もどちらかの言語でも可となる。中国でも少数民族に対する措置は同様である。日本ではほとんど問題にならないこうした言語問題は、格差是正を考える場合、きわめて重要な論点として浮かび上がってくることに留意しなければならない。

## (2) 加点措置と定員枠

大学入学試験結果に基づいた選抜段階においても特別措置が講じられている。通常その選抜は試験結果の成績(多くの場合素点であるが、段階別評価の場合もある)で判定されることになる。この場合、1点でも多い受験生が合格となる。この得点をそのまま判断材料として活用するのが基本的な評価方法であり、これはアジアのどの国でも共通している。これが「公正さ」の大原則ある。

ところが、さまざまな格差の存在を前提として、大学入学試験では特定の集団に対して科目別得点や総合点に何点か加点する方式がとられているケースも少なくない。いわゆる「下駄をはかせる」という措置である。もちろんこの措置は、獲得した得点に対して加点するものであるから、その集団に対して合格を保証するものではない。ただし、それでも1点を競う入試において一定点数を加点する意味は極めて大きい。例えば中国では省ごとに異なっているが、少数民族に対しては一定点数を加点する措置をとっている。この点数は一般に20点を超えないよう制限しているようであるが<sup>10</sup>、こうした措置によって、少数民族受験生の合格の可能性は高まるものと見られる。また台湾でも加点措置は採られ、得点の10%を加点するとしている<sup>11</sup>。受験生の得点にもよるが、ある程度の得点を獲得している場合、この10%はかなりの威力を発揮するものと思われる。

さらに、この加点措置よりも少数民族学生の合格を確実なものにするのは特定の集団に対する定員枠を設けることである。西洋諸国ではクォータ (quota:割り当て) 制と呼ばれ、インドでは留保枠 (reservation) と呼んでいるものである。インドではカーストが細分化されて、「社会的弱者」と認識されるカーストそれぞれに定員枠が設けられているので、全体では半数を超えているという。ここまで特別措置が大きくなると、その他一般の受験者にとっては逆差別であるという反対の声が大きくなることは十分考えられる。実際にこのような優遇政策に抗議した学生によるデモやスト、焼身自殺など、インド各地で激しい反対運動が起こり、近年でも大学入試で優遇措置を受けるために所属カーストを偽るなどの事件も起こっているようである。

また、近年では国内の地域間格差に関心を示し、いわゆる「農村枠」が登場してきていることも各国で共通している。例えば、韓国では「農漁村地域出身者特別選考」という枠が設けられているし、台湾でも「離島枠」が設けられている。また台湾では地域間格差を是正するための方策として「学校推薦」による各大学の合格者を学問領域ごとに各高校1名と制限を加えることによって、なるべく多くの高校から合格者が輩出されるような策を講じている(原語:「繁星推薦」)。これは受験生個人のレベルで考えた場合、教育機会の制限ともとれる措置であるように思われるが、それよりも地域間格差の是正に強い関心を示す政府の真剣度を示す事例となっている。さらに、こうした特別枠は、それを定員内で設定するか定員外かでも議論を呼ぶことになる。定員外であれば、対象集団以外の受験生には直接影響を及ぼさないと考えられるため、韓国や台湾の特別枠も定員外で実施している。ただしインドでは定員内で、しかも半数をそうした特別枠(留保枠)が占め、そうであれば激しい反対のデモが起こっても不思議ではないであろう。

こうした特別の対象者の高等教育機会をより確実なものにするために設けられているのが、特別高等教育機関の存在である。この事例として典型的なものは、中国の民族大学である。厳密に言えば、主流民族である漢族も入学可能であるが、過半数は少数民族学生で占められ、少数民族の教育機会の拡大という意味で重要な役割を果たしている。またそれ以外にも、一般の

有力大学に開設された民族班の存在もあり、少数民族への制度的保証を考えた場合、最も徹底していると言えるのが中国であることがわかる。

### 3. 格差是正措置の意義と課題

#### (1) 過去の努力と将来への期待

上述のとおり、アジアの大学入試の大原則は、筆記試験である統一試験の点数の多寡で合否を判定することである。それは、試験日当日の学力を測っていることになり、これまでの努力を評価しようとするものである。試験には運不運がつきものなので、これまでの成果が十分発揮できなかったということは多々見られるにしても、こうした複数の科目の筆記試験の点数を合計することによってその総得点はその時点での学力であったと多くの人に納得される。一般にこうした筆記試験は知識の量を中心として過去の努力を測っていると見なすことができ、それ以外を考慮することは不公平ということになる。香港のケースはこの典型例といえるであろう。筆記試験の結果のみによって合否を判断するという姿勢を今なお崩しておらず、基本的に日本と同じ考え方である。

ところがアジアの多くの国では少数民族枠や農村枠のような特別枠を設けている。その根拠は、受験生の家庭環境や教育環境に著しい差があったというものである。さらに言えば、もし同じ家庭・経済環境であれば現在よりもっと高い点数が取れたはずであるという予測である。こうした予測は、大学で皆と同じ教育を受けていけば、今後同じように伸びていくのではないかという期待にもつながる。

この点に関連して、学力観の転換とともに、従来の筆記型試験だけではなく、高校の調査書や小論文等を積極的に活用していこうとする動きも出てきている。その典型例は韓国であり、現在では半数以上の受験生は共通試験である「修能試験」を受ける前に調査書や小論文等によって入学が許可されている。台湾でも共通試験の結果を活用しつつ、それ以外の材料で合格者を判定している。こうしたことが可能となるのは、従来の筆記試験による知識偏重を改めたいという政府側の強い熱意であり、知識の量だけが学力ではなく、もっと多面的に判断する必要があるという考え方が登場してきたからである。

ただしここでも問題は、調査書や小論文を評価していく場合の客観性の担保である。いろいろな議論があるとは言え、筆記試験の場合、同じ問題を解答しているという点で1点刻みの点数で評価し順位付けすることが可能である。この筆記試験と比較すると、受験生の（異なる）高校での学業や生活を記録した調査書をどのように評価するのかという点は論争になりやすい。その意味で、それをいち早く取り入れた韓国の実態は注目に値するものになる。

もう一つの問題は、例えば調査書が評価されて入学した学生の場合、入学後の学業成績はしばしば問題になる。日本のAO入試の批判とも通じるものであるが、しばしば学業不振が報告され、したがってやはり筆記試験だけの方が適切ではないかという意見も聞かれる<sup>12</sup>。こうした点は台湾でも出てきているようであり、そのため「学校推薦」や「個人申請」の場合でも共

通試験を課すことで基礎学力を担保しようとしている。中国の場合も、その割合は極端に少ないとは言え、6月の大学入学試験以前に（仮）合格者を出す「大学自主募集」という制度が存在する。ただし、それでも学力の確認は必要だということで大学入学試験（原語「高考」）を課し、基準点を上回ることで正式な合格が勝ち取れることになる<sup>13</sup>。こうした動向をみていると、やはり知識の一定量は必要であり、その上でどれだけ多様な学力を持っているかが合否に影響することになる。学力観の拡大が大学入学者選抜にどのような影響を与えているのかという事例である。

## （2）社会の流動化の促進と国内の安定

それでも各国が特別措置を採るのはなぜであろうか。逆に日本や香港はなぜ特別措置を採らずにすむのであろうか。日本の場合、入学試験において配慮が必要なほどの経済的な格差が存在しないということであろうが、香港の場合はそもそも問題になるような農村が存在しないという理由も考えられる。都市と農村の格差が広がると社会不安を引き起こし、国内の安定を脅かされると政府が感じていることが中国の事例からわかる<sup>14</sup>。何も措置を採らない場合、制度を開いてチャンスを与えても、農村の生徒たちが競争に加われないという事態を避けるために特別枠や加点をすることになる。社会の流動化を促すためにも、農村の人材育成のためにも高等教育への機会を与えることが社会的正義だと考えられる。

少数民族に対しても、基本的には農村への優遇政策と同じであり、あらゆる点で格差が必然的に生まれてくる競争社会に少しでも参加させようと制度整備を行っていることがわかる。その際には、「多文化」、「多民族」という基軸で国民を凝集されることを意識し、その団結を強固なものとすることによってグローバル社会を生き抜こうと志向していることもわかる<sup>15</sup>。中国の少数民族政策やタイの山地民族への優遇措置は国内の安定、国境の安定を意識してのことであることもわかるのである。

## おわりに

以上本論をとおして、大学入試に関連した格差是正に取り組む各国の状況を素描した。その特別措置は、重なりながらも少数民族を対象としたものと、農村を対象としたものの二種類あることがわかる。そして具体的な措置としては、加点措置と定員枠の設定である。その具体的な部分は各章に譲るとして、こうした措置に課題があることもここで指摘しておきたい。

一つは、こうした特別措置で入学した学生の大学入学後の学業に支障をきたしているとしばしば指摘されていることである。将来への期待によって入学を許可しても現実の講義においてその期待に応えられず、講義についていくことができなくなってしまうケースは少なくないようである。そうしてみるとやはり知識を中心とした基礎学力の重要性が浮かび上がり、こうした学力を担保する仕組みが必要になってくるのである。もう一つは、こうした是正措置に対してどれほど効果があるのかといった批判に答える検証が必要だということである。公正さが厳



しく問われる大学入試であるからこそ、エビデンスに基づいた証拠を伴いながら議論を行う必要がある。

当然のことであるが、格差是正は大学入試制度の改革だけで達成できるものではない。それは教育面に絞っただけでも、入学試験だけではなく、日々の教育実践においても求められるものである。そして「出口」の就職においても是正措置は求められるであろう。本書では、そうしたさまざまな措置の中の「入り口」にあたる大学入試に焦点を絞ったものであることは留意する必要がある。

- 
- 1 鈴木典比古・村中均『グローバル教育財移動理論—大学教育の質保証と国際化』文眞堂、2014年。
  - 2 金基淑『カーストから現代インドを知るための30章』明石書店、2012年。
  - 3 石川裕之『韓国の才能教育制度—その構造と機能—』東信堂、2011年。
  - 4 「社会的弱者」と大学入学者選抜の関連で言えば、まず障がい者に対する措置を挙げなければならないであろう。実際に各国は具体的な措置を講じており、それらを比較検討するだけでも有益な情報が得られると思われる。ただし本書では紙幅の関係で割愛せざるを得ないことを予めお断りしておきたい。
  - 5 小川佳万『社会主義中国における少数民族教育—「民族平等」理念の展開』東信堂、2001年。
  - 6 金基淑、前掲書。
  - 7 Qiao, Jinzhong (2010). On the Rural-Urban Disparity in Access to Higher Education Opportunities in China. *Chinese Education and Society*. 43(4). 22-31.
  - 8 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較』東信堂、2016年。
  - 9 小川佳万、前掲書。
  - 10 郎維偉「高考招生録取的民族政策与少数民族教育權利平等」『西南民族大学学报（人文社科版）』第201期、2008年、64頁。
  - 11 （台湾）「原住民学生学保障及原住民公費留学弁法」（第三条）。
  - 12 読売新聞教育部『大学入試改革—海外と日本の現場から—』中央公論新社、2016年。
  - 13 南部広孝、前掲書。
  - 14 Zheng, Ruoling (2010). On the Rationality of the College Entrance Examination: Analysis of Its Social Foundations, Functions, and Influences. *Chinese Education and Society*. 43(4). 15-19.
  - 15 小川佳万「台湾における原住民教育の可能性—多文化社会の象徴としての学校—」『比較教育学研究』第39号、2009年、59—73頁。

## 第2章 韓国の大学入試における格差是正措置 －「機会均衡選抜」制度を中心に－

松本 麻人  
(文部科学省)

### はじめに

韓国の大学入試をめぐって、受験競争の緩和は常に重要な課題の1つとなるが、その主たる要因は、「私教育」問題にある。有名大学への入学を目指す熾烈な受験競争において、「私教育」と呼ばれる学校外学習活動の費用が家計に及ぼす影響は著しく、少子化の一因にあげられるほどである<sup>1</sup>。しかし、政府が懸念するのは少子化だけではない。高額で質の高い私教育を享受できる富裕層に対し、貧困層が競争で不利な立場を余儀なくされるという状況は、教育機会の「形式的な」平等を重視する政府にとって<sup>2</sup>、看過できるものではない。

こうした背景から、入試制度の改善においては、貧困層をはじめとする社会的弱者（韓国語では「疎外階層」と呼ばれる）の進学機会の確保に工夫が重ねられてきた。そうした取組の1つである機会均衡選抜は、貧困層や農漁村地域の高校生など、相対的に高等教育の機会に恵まれてこなかった生徒を対象に、一般の選抜とは別枠の定員（「定員外」と呼ばれる）を設けて選抜する制度である。近年は、貧困層支援に重点を置く給付型奨学金制度が導入されるなど<sup>3</sup>、高等教育機会の格差是正に対する政府の意欲は一層強まっており、政策上の優先度も高い。

本章は、入試における主要な格差是正策である機会均衡選抜に焦点を当て、その導入の背景や制度的枠組み、運営の実際を明らかにすることを目的とする。そして、格差是正策の今後の課題について検討する。

### 1. 大学入試制度の概要

#### (1) 選抜資料

入学者の主な選抜資料として活用されるのは、共通試験である大学修学能力試験（以下、修能試験）と各高校が作成する「学校生活記録簿」（日本の「指導要録」に相当）のほか、各大学で行われる面接・実技や論述、志願者が提出する推薦書などである。

#### ① 修能試験

年に1回、1日（近年は11月の第2木曜日が多い）で行われる修能試験は、「韓国語」、「数学」、「英語」、「社会／科学／職業探究」、「第2外国語／漢文」の5領域37科目（受験科目は選択制）から構成される（表2-1参照）。韓国語及び数学は、「A型」と「B型」に区分され、B型の難易度が高い。受験生は、志願先の募集要項に合わせて科目を選択し、受験する。「韓国語」や「数学」、「英語」は、多くの大学が受験科目に設定しているため、修能受験者のほとんどが受験している（表2-2参照）。解答は全てマークシート形式で行われ、数学の問題の一部

に数式が含まれているのを除き、問題は多肢選択式である。近年は入試の多様化が進んでいるものの、2016年度修能試験では全国の高校3年生のおよそ4分の3が受験しており<sup>4</sup>、受験生のほとんどが修能試験を受験しているといつてよい。試験の結果は、12月上旬に在学学校等を通じて受験生に通知される。成績として、各科目の標準得点と百分位数、9段階の等級が示される。

表2-1 修能試験の試験時間及び出題範囲（2016年度試験）

試験領域		問題数	試験時間	出題範囲(選択科目)
韓国語 (AとBどちらか1つ選択)	A	45	80分間	「話法と作文Ⅰ」「読書と文法Ⅰ」「文学Ⅰ」を基に、多様な素材の文章や資料を活用
	B			「話法と作文Ⅱ」「読書と文法Ⅱ」「文学Ⅱ」を基に、多様な素材の文章や資料を活用
数学 (AとBどちらか1つ選択)	A	30	100分間	「数学Ⅰ」「微積分と統計基本」
	B			「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「微積分と統計基本」「幾何とベクター」
英語		45	70分間	「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を基に、多様な素材の文章や資料を活用
社会 ／ 科学 ／ 職業 探究	社会／科学探究 (第1科目め)	20	30分間	○社会探究 「生活と倫理」「倫理と思想」「韓国史」「韓国地理」「世界地理」「東アジア史」「世界史」「法と政治」「経済」「社会・文化」から最大2つ選択
	社会／科学探究 (第2科目め)	20	30分間	○科学探究 「物理Ⅰ」「物理Ⅱ」「化学Ⅰ」「化学Ⅱ」「生物Ⅰ」「生物Ⅱ」「地球科学Ⅰ」「地球科学Ⅱ」から最大2つ選択
	職業探究	40	60分間	「農生命産業」(「農業理解」「農業基礎技術」) 「工業」(「工業入門」「基礎製図」) 「産業情報」(「産業経済」「会計原理」) 「水産・海運」(「海洋一般」「水産・海運情報処理」) 「家事・実業」(「人間発達」「コンピューター一般」) から1分野を選択
第2外国語／漢文		30	40分間	「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「スペイン語Ⅰ」「中国語Ⅰ」「日本語Ⅰ」「ロシア語Ⅰ」「アラビア語Ⅰ」「基礎ベトナム語」「漢文Ⅰ」から1つ選択

(出所) 韓国教育課程評価院「2016年度大学修学能力試験施行細部計画」2015年。

表2-2 修能試験の科目別受験者数（2016年度試験）

科目	韓国語		数学		英語	探究			第2外国語／漢文	受験者合計数
	A	B	A	B		社会	科学	職業		
受験者数	274,624人	309,985人	391,430人	156,702人	568,430人	322,674人	230,729人	7,512人	71,022人	585,332人
割合	46.9%	53.0%	66.9%	26.8%	97.1%	55.1%	39.4%	1.3%	12.1%	100.0%

(出所) 韓国教育課程評価院報道資料（2015年12月2日）。

②「学校生活記録簿」

「学校生活記録簿」（以下「学生簿」）は、全国統一の書式で高校教員が作成するもので、日本の「指導要録」に類似する。記載事項は、学籍事項や出席状況のほか、校内受賞歴、資格取得歴（専門高校など）、将来のキャリア希望、体験活動状況、教科学習発達状況、読書活動状況、行動特性及び総合意見、である。高校の教科学習発達状況は、科目ごとに「点数／平均点（標準偏差）」と絶対評価による「達成度」（5段階）、そして相対評価による「席次等級」（9段階）が記載される<sup>5</sup>。選抜資料として学生簿をどのように活用するかは各大学の判断に委ねられているが、受験競争の緩和や学生の多様性を進める観点から、選抜資料における学生簿の反映割合を高めるよう、政府は各大学に求めている<sup>6</sup>。

### ③面接・実技、論述、その他各種書類

面接あるいは口述試験、実技（体育、芸術系などの専攻）、論述の内容は、各募集によって様々である。各大学が個別に教科の筆記試験を行うことは禁じられているため<sup>7</sup>、上位の大学は面接や論述を高度な内容で構成し、優秀な学生を確保しようとしている。そのほかの選抜資料として、自己推薦書や教員（学校長を含む）推薦書などがある。

## （2）選抜方法

選抜が行われる時期は、修能試験の結果通知後に募集が始まり、1月に選抜が行われる「定時募集」と、9月から12月上旬に募集・選抜が行われる「随時募集」に分けられる。以前は定時募集が一般的であったが、近年は随時募集の定員が過半数を超える傾向が続いており、2016年度試験の随時募集の定員は全定員の約7割を占めた。

入学者の選抜にあたって、上述の各種資料をどのように用いるかは各大学の裁量による。しかし、2000年代以降に随時募集が拡大すると、選抜方法は多様化（参考資料の種類や反映率など）の一途を辿ってきた。大学の個別筆記試験が禁じられる中、各大学が優秀な学生を選抜するために様々な工夫を凝らしてきた結果だが、複雑化した入試は受験生や高校（進学指導担当者）に大きな負担を与えているという<sup>8</sup>。こうした問題意識から、2012年12月に行われた大統領選挙で朴槿恵候補（現大統領）は、「大学入試の簡素化」を教育政策分野の公約の1つに掲げた。具体的には、選考で中心となる参考資料に基づき、入試を類型化する改善策が示された。新政権の発足後、改善作業はさっそく着手され、政府が示す標準では、随時募集の入試は3類型、定時募集は2類型に分類されることとなった（表2-3参照）

まず、随時募集で行われる入試は、「学生簿中心」、「論述中心」、「実技中心」の3類型であるが、「学生簿中心」は学生簿のどの内容を重視するかによって、さらに「教科中心」と「総合」の2つに区分される。後者の「学生簿中心（総合）」は、従前の入学査定官制<sup>9</sup>がその名称を変更したもので、近年政府が最も力を入れている入試改革の1つである。表2-3の「主な参考資料」で示された内容はあくまでも「主な」ものであり、「学生簿中心」といっても学生簿だけが参考資料になるとは限らない。例えば「修能中心」でも、修能試験の結果のみで合否を決定する入試はそれほど多くない。また、表2-3の分類も政府が示す標準に過ぎず、各募集にお

ける選抜方法の決定は各大学に委ねられている。もっとも、表2-4のとおり、実際の入試もほぼ標準類型どおりに実施されている。

表2-3 募集別の入試の標準類型

募集区分	入試の類型	主な参考資料
随時募集	学生簿中心	(教科中心)学生簿の教科成績 (総合)教科以外の活動、教科成績、面接など(自己紹介書、推薦書の活用も可)
	論述中心	論述試験
	実技中心	実技(能力を証明する資料の活用も可)
定時募集	修能中心	修能試験
	実技中心	実技(能力を証明する資料の活用も可)

(出所) 大学入試情報ポータル<<http://adiga.kr/>>、2016年8月4日閲覧。

表2-4 類型別の選抜実施状況 (2016年度試験)

募集区分	入試の類型	募集定員(全体の割合)
随時募集	学生簿中心(教科)	140,181名(38.4%)
	学生簿中心(総合)	67,631名(18.5%)
	論述中心	15,349名(4.2%)
	実技中心	17,118名(4.7%)
	その他	3,469名(0.9%)
定時募集	修能中心	105,304名(28.8%)
	実技中心	14,365名(3.9%)
	学生簿中心(教科)	434名(0.1%)
	学生簿中心(総合)	1,412名(0.4%)
	その他	46名(0.0%)
合計		365,309名(100%)

(出所) 大学入試情報ポータル<<http://adiga.kr/>>、2016年8月4日閲覧。

### (3) 「一般選考」と「特別選考」

入学者選抜は、特に対象を限定しない「一般選考」と、募集対象を限定する「特別選考」に分けられる。特別選考の対象となる者は様々であるが、体育や芸術、あるいは外国語など、各分野で優れた才能を持つ者や、農漁村出身者や生活保護受給者、脱北者など、社会的な弱者などが代表的である。本稿の関心事である入試における格差是正措置は、特別選考として実施される。

選抜方法の違いでみると、一般選考の場合、修能試験や学生簿、面接、論述などが活用される。一方、特定の分野の才能者を対象とする特別選考では、修能試験や学生簿以外にも様々な

資料や方法が用いられる。例えば、各種大会（数学オリンピックやスポーツ競技大会、美術公募展など）の入賞実績や外国語能力試験（TOEIC、TOEFL など）の成績、特定教科の成績などがあげられる。

## 2. 格差是正策の導入の背景

### (1) 「開かれた生涯学習社会」へ

入学者の選抜制度において、社会的弱者を対象とする特別枠が導入されるのは、1990年代に入ってからである。1995年に「教育法施行令」が改正され、障害者や農漁村地域の高卒者を対象とする特別選考が規定されると、その後は外国人や脱北者などにも対象が広がった<sup>10</sup>。特別選考の対象規定は1998年の「高等教育法」の制定に伴って廃止され、各大学の裁量で定められることになったが、特別選考を活用して社会的弱者にも高等教育機会を開こうという措置は、その後も漸次拡大していった。

こうした格差是正策の広がり、政府が示した新たな教育改革ビジョンに支えられた面が大きい。1995年に発表された「5・31教育改革方案」は、韓国教育改革の新たな展望を示した計画で、「誰でも、いつでも、どこでも、望む教育を受けることができる『開かれた教育社会』、『生涯学習社会』の建設」をビジョンに掲げた。大学入試における格差是正策については、「労働者や障害者などに対する入学選考時の優遇、農漁村出身者に対する地域割当制など」の積極的な活用を呼びかけている<sup>11</sup>。

そして、この「5・31教育改革方案」に基づいて同年12月に策定された「新しい大学選考制度の施行基本計画」では、潜在力や創造性を涵養する教育の提供や、教育の機会均等と生涯学習社会の実現などのために、選考方法の多様化が進められることになった。具体的には、従前の高校内申書に代え、学校生活をより総合的に評価する「総合生活記録簿」（現「学校生活記録簿」）が選考資料として導入された。その後進められた特別選考の自律化（対象や選抜方法を大学が自律的に決定）もあって、格差是正策の基盤は着実に整備されていった。

### (2) 私教育費の拡大

2000年代に入ると、「私教育」費問題が深刻化する。1990年当時、家計に占める私教育費の割合は3%であったが、2007年には7.4%にまでに増加した<sup>12</sup>。その一方で、社会の経済格差は、「IMF経済危機」以降に急速に拡大し<sup>13</sup>、その影響は私教育費にも表れている。最新の統計調査によると、児童生徒1人当たりの私教育費の月額平均は、月額所得100万ウォン（約10万円）未満の家庭の6.6万ウォン（約6,600円）に対し、700万ウォン（約70万円）以上の家庭は42.0万ウォン（約4万2,000円）と、実に7倍近い差が生じている<sup>14</sup>。

こうした状況が意味するのは、家庭間の経済格差が受験競争の結果を大きく左右しかねない事態である。政府は、私教育への依存の高まりと経済格差の拡大が社会的弱者の高等教育への参加を妨げ、「階層の再生産」の助長要因となっているとして、教育機会の平等化の必要性を強

く主張し始めた<sup>15</sup>。入試におけるそれまでの格差是正策は、どちらかといえば農漁村地域や職業高校の出身者に重点を置いていたが、私教育費問題が深刻度を増すにつれ、低所得層への支援に関心の重心が移り始めたのである。

### (3) 入試改革計画の策定

こうした認識の下、教育部が 2007 年に策定した「高等教育の戦略的発展方案」には、政策課題の 1 つとして「機会均等割当制の導入」が盛り込まれた。地域均等割当制とは、「貧困再生産を防止し、平等な高等教育機会を提供するための選考を新設し、入学後の奨学金や学習支援プログラムなど、支援プログラムを設置・運営」する制度である<sup>16</sup>。すなわち、同制度は、低所得層をはじめとする社会的弱者に対する特別選考システムの整備と、入学後の経済的及び教育的支援という 2 本柱から成る。特に、低所得層を格差是正の対象として明確に位置づけたのは、「高等教育の戦略的発展方案」の特徴の 1 つといえよう。こうして、低所得者層を含む機会均等選抜が 2009 年度試験から実施されることとなった<sup>17</sup>。

「高等教育の戦略的発展方案」の具体的な内容をみると、まず量的側面では、定員外募集として選抜する定員を全入学定員合計の 3.9% (2007 年当時) から 11% へ拡大することが掲げられた。選抜方法は各大学に委ねられているものの、「学力保障」のために修能試験成績などの最低基準を設定する場合は、基準をあまり高くせず、学生簿や面接などを中心に潜在能力や素質中心の選考を行うよう、勧奨されている。入学後の経済的支援については、生活保護受給家庭の学生に対して、入学金や授業料を全額相殺できる規模の奨学金を給付すること、また所得水準が低い家庭の学生に対しては、授業料の減免や無利子貸与奨学金の措置を優先的にとるよう求められた。そのほか、2 科目を対象に 8 か月間の基礎学力向上プログラムの受講なども支援策に盛り込まれた。

教育政策のスローガンに「幸福教育」を掲げる朴槿恵政権 (2013 年～) が成立すると、格差是正策はさらなる拡充が進むこととなる。政権発足直後の 2013 年の 8 月、教育部が発表した「大学入試選考の簡素化及び入試制度の発展方案」には、政策課題の 1 つとして「社会統合に寄与する大学入試選考の拡大」が盛り込まれた。それによると、社会的弱者を対象とする「平等な機会の入学選考」を活性化するため、定員外募集だけでなく定員内募集でも特別選考を拡大させるという。各大学の積極的な取組を促すため、政府の大学支援事業の評価指標に、入学者の多様性を反映させる方針も示された。

## 3. 機会均等選抜の制度的枠組みと実際

### (1) 法的根拠の整備

大学入試における格差是正の充実の方向性が固まると、制度のより安定的な運営を目的に、政府は関連する法律の整備に着手した。

上述のとおり、社会的弱者対象の特別選考に関する条項は、旧「教育法」時代にも存在して

いたが、その後「高等教育法」の制定と大学自律化の促進の下、特別選考の対象に関する法的根拠は定められていなかった。しかし、2007年の「高等教育の戦略的発展方案」の策定を受けて、2008年2月に「高等教育法施行令」が改正され、第29条第2項第14号が新設された。同条項は、「高等教育を受ける機会を均等に提供するため、所得や地域などの差異を考慮して選抜する必要がある者」として、「学校の長が定める農漁村地域の生徒」、「専門（職業）高校の卒業生」、「『国民基礎生活保障法』に基づく公的扶助の受給権者及び次上位階層」と定めている。「国民基礎生活保障法」に基づく公的扶助とは、日本の生活保護制度に類似するものであり、また「次上位階層」とは、生活保護の対象からは外れるものの、最底辺レベルの貧困層を指す。同条項は、その後何度かの改正を経て、より詳細な規定となった。2016年現在の現行法（2015年11月改正）において、対象者は次のように定められている。

- (1) 学校の長が定める農漁村地域または「島しょ・へき地教育振興法」第2条（山岳地域、離島、「収復地区」、「接敵地区」、鉦山地区）に基づく島しょ・へき地の生徒。
- (2) 専門（職業）高校の卒業生。
- (3) 次の各号のどれか1つに該当する者で、企業勤務歴が3年以上の在職者。
  - ①普通高校に在学する間、教育監が「職業教育訓練促進法」に基づく職業教育訓練機関のうち職業教育訓練委託機関に指定した機関で、1年以上の職業教育訓練課程を履修し、当該普通高校を卒業した者。
  - ②マイスター高校（専門高校の一種）を卒業した者。
  - ③専門（職業）高校を卒業した者。
  - ④「生涯教育法」第31条第2項に基づき、教育監が一定基準以上の要件を満たす生涯教育施設を高等学校卒業以下の学力認定施設に指定した機関のうち、専門高校と同じカリキュラムを運営する機関で、教育課程を履修した者。
- (4) 「国民基礎生活保障法」に基づく公的扶助の受給権者及び次上位階層。

上記規定に基づく、機会均等選考の対象には、地方（特に過疎地）の生徒と専門高校出身者、成人学習者（在職者）、そして貧困家庭の生徒が含まれる。専門高校卒業生と成人学習者は、「社会的弱者」の範疇からは外れるかもしれないが、これまで高等教育の機会に恵まれてこなかった者と位置づけられる。

機会均等選考に関連して忘れてならないのは、上述の「高等教育法施行令」第29条第2項第14号で定められている対象者は、設置基準（「大学の設立・運営規程」）に基づき各大学が設定する学生定員には含まれないことである。つまり、機会均等選考を活用すれば、法的基準を超えて学生を受け入れることも可能である（いわゆる「定員外」募集）。もっとも、定員外募集できる上限については一定の基準が設けられており、当該年度募集定員全体の11%を超えてはならないと定められている（そのほか、対象の類型ごとの基準もある。「高等教育法施行令」



第 29 条第 2 項別表 1)。

### (2) 機会均等選抜の対象者

機会均等選抜は、特別選考として実施される。4 年制大学の連合体である韓国大学教育協議会のウェブサイトによると、対象別の特別選考は表 2-5 のようにまとめられる。

表 2-5 特別選考の対象別概要

定員内外の別	名称	概要
定員内募集	特技者特別選考	特定分野で卓越した能力を持つ者を対象に選抜
	大学独自の基準に基づく特別選考	大学独自で定めた出願資格者を対象に選抜
定員外募集	農漁村地域出身生徒特別選考	居住地や学校所在地が農漁村地域に該当する者を対象に選抜
	専門高校卒業生特別選考	専門高校卒業生を対象に選抜
	専門高校等を卒業した在职者特別選考	専門高校等の卒業生で、企業勤務歴3年以上の者を対象に選抜
	生活保護費受給者及び次上位階層特別選考	生活保護費受給者と次上位階層を対象に選抜
	障害者特別選考	各種の障害等により、特別な教育的ニーズがある者で、大学の長が定める者を対象に選抜
	在外同胞及び外国人特別選考	海外での就学年限等を考慮し、一定の資格基準を満たす者を対象に選抜
	企業委託教育学生選抜	企業との契約により、従業員教育の委託を受けて選抜
	西海5島特別法の対象者選考	「西海5島支援特別法施行令」に基づき、資格者を対象に選抜

(出所) 大学入試情報ポータル (<http://adiga.kr/>)、2016 年 4 月 15 日閲覧。

特別選考が「定員内」募集と「定員外」募集に分けられることは、既述のとおりである。定員外募集に分類される特別選考は 8 種類あり、いずれも社会的弱者あるいは高等教育機会へのアクセスが困難な者を対象としている。「西海 5 島特別法の対象者選考」とは、2010 年 11 月 23 日の北朝鮮による砲撃事件（「延坪島砲撃事件」）により、延坪島を含む近隣 5 島の住民に対する支援を目的に制定された「西海 5 島特別法」に基づく措置である。同法施行令第 11 条は、これら 5 島の住人で島内の学校で教育課程を終えた者を対象に、大学が定員外募集を行うことを認めている。そしてこれら 8 種類のうち、「在外同胞及び外国人特別選考」と「企業委託教育学生選抜」を除いた選抜が、機会均等選抜と位置づけられる。

### (3) 機会均等選抜の実際

実際の募集状況は、表 2-6 のとおりである。2016 年度入学者選抜では、随時募集で 31,038 名（随時募集定員全体の 12.7%に相当）が募集されたのに対し、定時募集では 3,579 名（定時募集定員全体の 2.9%に相当）が募集された。したがって、機会均等選抜は随時募集で行われるのが一般的であるといえる。両者の合計は 34,617 名で、全募集定員の 9.5%に相当する。

表 2-6 格差是正を目的とする選考の実施状況 (2016 年度入学試験)

選考種類	随時募集	定時募集	合計
農漁村出身者	5,762	1,556	7,318
職業高校卒業生	732	519	1,251
経済的困窮者	3,836	692	4,528
「平等な機会」選考	14,871	315	15,186
障害者	1,274	249	1,523
西島5島出身者	123	7	130
職業高校卒の在職者	4,440	241	4,681
合計	31,038	3,579	34,617

(出所) 韓国大学教育協議会「2016 年度施行計画主要事項一覧表」から作成。

選抜の対象の設定や選抜方法は、各大学に委ねられている。例えば、国立ソウル大学は、2016 年度入学試験随時募集の定員 2,324 名のほかに、定員外募集として「機会均衡選抜選考Ⅰ」で 160 名を募集した。また定時募集では、定員 766 名のうち、18 名を「機会均衡選抜選考Ⅱ」として募集した。随時募集で行われる「機会均衡選抜選考Ⅰ」は、生活保護受給家庭などの低所得層や農漁村地域出身者、2014 年 4 月に発生したセウォル号沈没事件で被害に遭った檀園高校の当時 2 年生だった生徒、農業生命科学部を志願する農業系専門高校出身者、を対象とする。定時募集の「機会均衡選抜選考Ⅱ」は、障害のある者と脱北者を対象として実施される。学部・学科ごとの募集定員の設定方法は、「定員内」と「定員外」で異なる。定員内の場合は、学部を構成する学科ごとに定員が設定されているが、定員外の場合は学部ごとに設定される (表 2-7 参照)。したがって、「機会均衡選抜選考」で入学した学生は、希望する学科・専攻に進学できない可能性もある。

選抜方法は、募集単位や募集対象に関わらず同一で、書類審査と面接の結果を総合的に判断して合否が決定される。ただし、美術学部と音楽学部では実技試験が課せられる。参考資料となる書類は、学生簿や自己紹介書、推薦書、学校紹介資料などで、「学業能力のほか、自己主導的な学習態度、対象分野に対する関心、知的好奇心など、創造的な人材としての発展可能性を総合的に評価する」<sup>18</sup>ことに主眼が置かれる。参考資料ごとの反映率 (例えば、学生簿 50%+面接 40%+推薦書 10%など) は、設定 (もしくは公表) されていない。また、随時募集でよく行われる、最低学力保障のための修能試験の受験は、求められない。

定時募集の「機会均衡選抜選考Ⅱ」は、障害のある者と脱北者を対象とする募集で、選抜方法は「機会均衡選抜選考Ⅰ」とほぼ同じである。異なるのは、「機会均衡選抜選考Ⅱ」では修能試験を受験し、定められた一定基準以上の成績を収めることが合格条件の 1 つに設定されている。なお、ソウル大学は、随時募集で「地域均衡選抜選考」として、各高校 2 名以内で学校長の推薦を受けた志願者を対象とする選抜試験も行っている (募集定員は 666 名。随時定員の

28.7%に相当)。特に社会的弱者を対象とするものではないが、学生の出身校が特定の高校（特殊目的高校など、進学実績に優れた高校）に偏らないよう、学生の多様性を確保するための方策として導入されている。

表 2-7 ソウル大学の 2016 年度入学者の募集定員状況

	定員内	定員外	
		機会均衡Ⅰ	機会均衡Ⅱ
人文学部	・国語国文学科 15名 ・中国語中国文学科 12名 (以下略) 合計 278名	13名	(3名)
社会科学部	(学科ごとの定員の内訳は省略) 合計 364名	15名	(4名)
自然科学部	(同上) 合計 249名	14名	(5名)
看護学部	(同上) 合計 63名	6名	(2名)
経営学部	(同上) 合計 135名	6名	(2名)
工科学部	(同上) 合計 781名	33名	(5名)
農業生命科学部	(同上) 合計 295名	24名	(4名)
美術学部	(同上) 合計 102名	4名	(2名)
師範学部	(同上) 合計 312名	17名	(4名)
生活科学部	(同上) 合計 107名	5名	(2名)
獣医科学部	(同上) 合計 40名	8名	(2名)
音楽学部	(同上) 合計 146名	6名	(2名)
医科学部	(同上) 合計 95名	3名	(2名)
自由専攻学部	(同上) 合計 123名	6名	(5名)
合計	合計3,090名	160名	18名

表注：「機会均衡Ⅱ」の（ ）内は上限の定員数である。

(出所) ソウル大学「2016年度大学新入学生入学選考案内」2015年より作成。

#### 4. 制度の課題

社会的弱者を対象とする大学入試の格差是正策について、制度の理念や趣旨に対して否定的な意見は少数で、「階層の再生産」を断ち切るために高等教育の機会の保障は必ず必要であると主張する教育関係者も多い<sup>19</sup>。しかし、格差の是正、あるいは機会の保障の方法をめぐっては批判も少なくない。

特別選考で実施される機会均等選抜に関して最も議論が集中するのは、「定員外」で募集することの是非についてである。機会均等選抜が「定員外」に設定されている理由は、受験準備において社会的弱者が相対的に不利な状況にあるということを前提に、「一般」の志願者との競争を避けることで、高等教育へのアクセスを確保しようという意図があると推察される。また、もしこうした募集を「定員内」で行うことになると、成績優秀な学生をなるべく多く入学させたい上位の大学は、社会的弱者を対象とする選抜を実施しない可能性があることも指摘されている<sup>20</sup>。

こうした理由にもかかわらず、「定員外」募集は、次のような点から批判されている。第1に、大学の入学定員の削減を目指す政策方針に相反するという点である<sup>21</sup>。持続的な18歳人口

の減少を背景に、政府は 2000 年代の中盤以降、大学統廃合政策や定員削減策を積極的に進めている<sup>22</sup>。こうした施策の一方で、政府が「定員外」募集を実施、拡大するのは、自己矛盾しているというわけである。第 2 に、学生が首都圏の大学に集中する傾向の拡大である<sup>23</sup>。社会の様々な局面で強い中央志向をみせる韓国では、有力大学も首都圏に所在しており、大学入学志願者の多くは首都圏の大学を目指す。こうした状況下で、首都圏の大学が「定員外」募集を増やすと、地方大学はますます困窮を深めることになる。

そのほか、機会均等選抜制の問題点として、入学後の学業を含む大学生活への適応をあげることができる。既述のとおり、機会均等選抜制の導入は低所得層向けの給付型奨学金や学習支援プログラムとセットになっており、入学後のケアの必要性については政府も認識している。しかし、学生が直面する問題はそれだけではない。例えば、キム・ミランは、「農漁村地域出身生徒特別選考」を経て入学した学生が、言葉や消費行動、入学の経緯（選抜方法）などの違いから、友人関係に悩みを抱えていることを示唆した<sup>24</sup>。

また、機会均等選抜の対象者のうち、低所得者層に対しては入学後に給付型奨学金が給付されることから、各大学が定員外で低所得者層をより多く募集する可能性が指摘されている<sup>25</sup>。すなわち、低所得者層の対象枠が拡大することで、農漁村出身者や専門高校出身者などの高等教育機会が狭まることを意味する。政府の給付型奨学金制度は、生活費補助ではなく授業料補助を原則としており、奨学金の給付も授業料減免の形で行われる。そのため、大学にとって給付型奨学金は確実な収入源となるわけであり、運営財源を授業料収入に依存する割合が大きい私学には魅力的である。こうした制度的、構造的な理由により、格差是正における対象者の偏りが生じる恐れがあることを指摘できる。

## おわりに

韓国において、機会均等選抜をはじめとする大学入試の格差是正策は、政府主導で積極的に取り組まれてきた。有田は、政府による近年の教育制度改革を「社会的資源分配の不平等問題を解決するための試み」と位置づけているが<sup>26</sup>、大学入試改革にも同様の側面が認められる。実際問題として、時には高額な「私教育」費も伴う受験競争の現実を考慮すると、「階層の再生産」を抑制するという見地から機会均等選抜の意義は大きい。

入試で社会的弱者に対する特別な枠を設定することについては、社会的な合意も概ね得られているといってよい。募集が「定員外」に設定されていることについては議論もあるが、これまでのところ、大きな混乱が生じているという報告はないようである。「定員外」で行われる機会均等選抜は、水準の高い高等教育の機会を社会に広く開くという点で、特に上位大学で実施されることに意義があるだろう。

教育の福祉的な側面を強調する朴槿恵政権は、こうした格差是正策にも積極的であり、今後同様の取組は継続していくものと思われる。ただ、18 歳人口の急減に対応する大学全体の定員削減は喫緊の課題であり、「定員外」という仕組みが政策との整合性を問われる局面もありそ

うである。いずれにせよ、少子化や社会の経済格差に改善の兆しが見られない中、社会的弱者に対する配慮は、今後も入試改革の論点の1つであり続けると思われる。

- 1 大韓民国政府『第3次低出産・高齢社会基本計画（2016～2020年）』2015年、54頁。
- 2 有田によると、韓国政府は、解決が難しい「出身家庭の非経済的条件によって生じる教育機会の不平等」に社会の関心が集まるのを避けるため、「経済格差による教育機会の不平等」に焦点を当て、その平等化に注力しているという（有田伸『韓国の教育と社会階層—「学歴社会」への実証的アプローチ—』東京大学出版会、2006年、293-294頁）。
- 3 2008年に生活保護受給者を対象とする給付型奨学金制度が導入されて以降、奨学金の規模や対象は、年々拡大してきた。2012年に導入された現行の「国家奨学金Ⅰ」は、所得下位80%以下の者を対象に、最大で520万ウォンの奨学金を給付されることが可能である。給付額は、家庭の所得による。
- 4 松本麻人「韓国における大学入試改革—新たな「学力」の評価への挑戦—」『比較教育学研究』第53号、2016年、28-29頁。
- 5 文部科学省『諸外国の初等中等教育』明石書店、2016年、290-291頁。
- 6 馬越徹『韓国大学改革のダイナミズム—ワールドクラス（WCU）への挑戦—』東信堂、2010年、178頁。
- 7 受験競争の抑制のため、国公立大学は1998年から、私立大学は2002年から、大学が個別に教科の筆記試験を行うことは禁じられている。
- 8 セヌリ党「第18代大統領選挙セヌリ党政策公約 世の中を変える約束 責任ある変化」2012年、233頁。
- 9 「入学査定官」（Admission Officer）と呼ばれる専門職（実際には教員などが兼務しているケースが多い）が、主に書類（学生簿を含む）や面接といった資料を通して、「学生の潜在力や大学の建学理念及び募集学部・学科の特性など、多様な要素を考慮」し、入学者を選抜する制度である。2016年度試験では、4年制大学の約8割、専門大学の約1割が同制度に基づく試験を実施し、全募集定員の約2割に相当する6万9,043人を募集した。
- 10 キム・ヨン「国の大学入試関与方式の変化：法規分析を中心に」『韓国教育』第35巻第1号、2008年、291頁。
- 11 教育改革委員会「世界化・情報化時代を主導する新教育体制の樹立のための教育改革方案」1995年、28頁。
- 12 韓国教育開発院報道解説、2012年8月3日付、3頁。
- 13 横田伸子「韓国の経済格差拡大と非正規労働問題」『労働調査』第517号、2013年、15頁。
- 14 韓国統計庁「2015年初・中・高の私教育費調査の結果」2016年、10頁。
- 15 教育人的資源部「高等教育の戦略的発展方案」2007年、1頁。
- 16 同前書、6頁。
- 17 韓国教育開発院「高校—大学連携のための大学入試選考研究（Ⅳ）—2：大学新入生選抜の実態及び改善方案研究」（研究責任者：キム・ミラン）2009年、106頁。
- 18 ソウル大学「2016年度大学新入学生入学選考案内」2015年、24頁。
- 19 例えば、キム・ハンベ『「定員外」機会均等割当制は妥当か?』『大学教育』第149号、2007年、101-105頁など。
- 20 同前書、103頁。
- 21 キム・ハンベ、前掲書、102-104頁、イ・ビョンロ「機会均等割当制の問題点及び対案」『大

---

学教育』第 149 号、2007 年、98-99 頁。

<sup>22</sup> 2004 年の「大学構造改革方案」の策定以降、政府は私立大学を含む大学の統廃合を積極的に進めている。李明博政権期（2008～2013 年）には、政府独自の評価に基づき大学の退場を促す事業も開始された。2005 年から 2014 年までの 10 年間で、32 件の大学統廃合（国立 9 件、公立 1 件、私立 22 件）が行われた。また、教育部が 2014 年 1 月に発表した「大学構造改革の推進計画」では、2023 年までに入学定員を 16 万人削減する方針が示された。

<sup>23</sup> キム・ハンベ、前掲書、104-105 頁、イ・ビョンロ、前掲書、98 頁。

<sup>24</sup> キム・ミラン「社会統合選考の学生たちの大学生活に関する研究：農漁村特別選考の学生を中心に」『青少年学研究』第 21 巻第 5 号、2014 年、297 頁。

<sup>25</sup> イ・ビョンロ「機会均等割当制の問題点及び対案」『大学教育』第 149 号、2007 年、98 頁。

<sup>26</sup> 有田伸、前掲書、293 頁。



### 第3章 中国の大学入試における格差是正措置

小野寺 香  
(奈良女子大学)

#### はじめに

中国の大学入試（原語「高考」）はその競争の壮さや激烈さをしばしば「現代の科挙」に例えられる。官吏登用試験の科挙と大学入学者選抜を同列に扱うのは若干無理があるかもしれないが、それは大学入試にかかる将来への期待や試験準備にかかる時間や労力が、それほどまでに多いことを表しているのだろう。現在では試験勉強の低年齢化が進んでおり、中国の子どもたちは小学校の低学年から毎日課される多くの宿題や單元ごとの試験、あるいは定期試験の準備に明け暮れ、席次を気にする日々を送ることになる。こうした積み重ねが大学入学試験に繋がるため、小学生時からの勉強はまさに大学入試の日のためにあると言ってもよいくらいである。

中国の大学入学試験はしばしば全国統一試験としても紹介されてきたが、入学者選抜は、1950年代から省別を実施されていることは留意する必要がある。つまり各大学・各学科の入学定員が省ごと（北京市等の省レベルの直轄市や自治区も含む）に割り振られているのであり、その割り振られた定員内を目指して受験生は省内の受験生と競争することになる。したがって例えば北京市の受験生とチベット（原語：西藏）自治区の受験生は実質的な競争相手ではないことになる。

一方、入学試験問題は長らく全国統一で作成されていた。その意味で全国統一試験という語は正しかったが、現在それは名実ともに過去のものとなっている。つまり、教育課程の多様化を受けて2000年代以降は試験問題を各省が作題している<sup>1</sup>。現在、入学試験の実施日や選抜のプロセス等基本的な枠組みは同じであるが、試験科目や試験内容が省ごとに異なっているため、「中国の大学入試」として言及していくことは困難である。そこで本章では、中国の東部沿海部の省である江蘇省（省都は南京市）の事例を中心にして論を進めていくことにしたい。省内には全国的に名を馳せた大学が多く、高校生の学力も高く、入学者選抜の競争が最も激しい省の一つである。そのため大学入試改革にはこれまで積極的に取り組んできた省であると称することができる。

中国では現在も入学者選抜は基本的に1点刻みの総得点の高低で合否を判定しており、「点数の前ではみな平等」の大原則はおおむね各省で今なお貫かれている。そのことを前提にしたうえで、本章では、中国の大学入学試験制度において「社会的弱者」を対象とした格差是正措置をどのように講じているのかについて言及していくことにする。

#### 1. 大学入試（「高考」）のプロセス

##### （1）中国の大学入試制度の特徴

中国における大学入学者選抜制度の特徴は、選抜時期と選抜単位という二点から指摘できる。前



者については、大学入学者選抜時期が大きく二つに区分されており、そのうちの各大学の選抜時期は予め定められている。後者については、既述のとおり、大学は募集人数を地域別に配分し、地域を選抜単位とする場合がある。こうした二点について、以下ではより具体的に示していく。

まず、選抜時期については、全体としては二つに区分されるなか、中国では四年制の高等教育機関が大きく三つにグルーピングされており、そのグループごとに入学者選抜時期が異なっている。具体的には、大学の文理別に一期校（主に 985・211 大学<sup>2</sup>：中国では一般に「一本」と呼ばれる）、二期校（「二本」：四年制の一般大学）、三期校（「三本」：四年制の民営大学）、専科学校（二年制の高等教育機関）にグルーピングされ<sup>3</sup>、グループごとに入学者選抜時期が設けられる。受験生は 6 月上旬に実施される大学入学試験の結果を 7 月上旬までに受け取る（開示される）ので、自分の得点を知ったうえで出願する。

全体で二つに区分される選抜時期のうち、江蘇省の場合、まず第一期として、7 月中旬に一期校、下旬に二期校で出願を受け付ける。その際、まずは一期校の総募集定員と受験生の試験得点を勘案し、入学試験全体を統括する省政府の一機関である江蘇省教育考試院によって決定された一期校の合格ラインが公開されるので、その点数を上回った受験生が、一期校に含まれる大学について第三志望まで出願する。また、各大学において志望学科を 6 学科まで選択できる。大学側は、受験生の試験得点と志望学科を対応させながら、合格者を選抜していく<sup>4</sup>。この出願及び選抜プロセスは、一期校以外でも同様に行われる。

表 3-1 は、2012 年の大学入試の合格ラインを一期校から三期校まで示したものである。なお、この試験の点数は「語文（国語）」「数学」「外国語」の合計得点である。参考のために江蘇省以外の省（直轄市・自治区を含む）の合格ラインも示すことにする。表 3-1 を見れば明らかなおとおり、上海とチベット（西藏）自治区には三期校という区分がなく、表中では空欄となっている。また、既述のとおり、試験問題は各省で作成されており、もともと試験科目数や満点が異なるので、省間の点数を比較することは無意味である。さらに、文系と理系の問題が異なっているため、文理間の比較も意味がないことを予め断っておきたい。（チベット（西藏）自治区において民族別に合格ラインが示されていることについては後述する。）

表 3-1 2012 年大学入試の合格ライン（一部の省）

省（市・区）		第一期校		第二期校		第三期校	
		文系	理系	文系	理系	文系	理系
北京		495	477	446	433	416	402
上海		438	423	379	342		
江蘇		341	340	311	312	265	275
西藏	少数民族	320	280	278	242		
	漢族	490	460	345	325		
新疆		493	445	426	390	360	345

（出所）『新編高校招生錄取及填報志願指南』西藏人民出版社、2013 年、126 頁。（一部）

表 3-1 に示される具体的な点数がそれぞれの合格ラインであり、江蘇省の場合、試験得点が文系は 341 点、理系は 340 点を上回ったものが一期校に出願することになる。このラインは一期校の募

集定員総数の1.3倍程度を目安として設定され、あくまでも一期校に含まれる大学へ出願できる最低基準である。そのため、志願大学あるいは学科の倍率が高い場合（人気の大学や学科）、そのラインを大幅に上回っていないと合格の可能性は低くなる。仮に試験得点が一期校の合格ラインを上回っていたとしても、同一大学を志願する他の受験生の得点がそれより高ければ、出願した3大学6学科の全てが不合格となる可能性も出てくるのである。したがって、出願する大学や学科は、各大学学科の過去の合格最低点（毎年1月頃教育考試院から前年の結果が公開される）や他の受験生の動向、保護者の意見等を参考にしながら慎重に決めることになる。また、例えば、江蘇省の受験生の場合、6月に実施される試験に先立ち、5月に江蘇省教育考試院から刊行される『江蘇招生考試』を参考にして、出願大学を決定することになる。これには、省内の受験生が出願できる大学・学科名や募集人数、出願にあたっての条件がそれぞれ詳細に記されている。

なお、一期校の大学への入学が叶わなかった場合は、その次に選抜が行われる二期校の大学へ出願するか、一期校の大学を翌年再受験するか選択を迫られることになる。当然、二期校に含まれる大学へ出願する際も、表3-1に示される合格点数（文系では311点、理系では312点）を上回っていることが条件となる。また、二期校の大学への入学が叶わなかった場合は、第三期校への出願を行う。中国の大学入学者選抜時期は大きく二つに区分されているとすでに述べたが、第三期校と専科校（二年制）による選抜が第二期の選抜時期にあたる。8月上旬から、三期校と専科校へ出願が始まり、その際にも出願者の試験得点が一定以上であることが求められる。

次に、選抜単位について示す。中国の大学入学者選抜においては、基本的に6月に各省で実施される大学入学者選抜試験の結果で合否が判定されることになる<sup>5</sup>。2015年度、江蘇省において学生募集を行う大学は1,433校、募集人数は全体で35万8,181人であったことから伺えるように<sup>6</sup>、一つの省においても一国並みの規模を誇る中国では、調査書等を丁寧に評価していく選抜方法は現実的ではなく、実質的に試験の点数を選抜の判断材料として活用している。そして、その試験は省・直轄市ごとに実施され、全国から学生を募集する大学は、各学科の募集人数を省・直轄市ごとに割り振っている。この場合、大学によって割り振られた募集人数の枠をめぐり、同一省内の受験生が競争を行うのであって、異なる省の受験生同士が点数を争うことはない。例えば、『江蘇招生考試』によると、江蘇省内の大学である南京大学の「漢語文学」は2015年の募集人数がわずか8人であるが<sup>7</sup>、これは定員を他の多くの省にも割り当てているために省内での募集人数がこのように少数になると推察できる。また、江蘇省以外で言えば、例えば北京大学等のいわゆる全国レベルの大学も全省から学生を募集し、それぞれの学科が省ごとに定員を割り振っているため、江蘇省にもその一部が割り当てられることになる（北京大学による募集人数の各省への割り振りについての詳細は、後述する）。

以上のように、中国の大学入学者選抜制度は、その選抜時期と選抜単位という二点から特徴がみられる。また、後者と関連し、入学者選抜の基準となる試験が地域ごとに実施される点も中国的特色として指摘できるだろう。そこで次に、江蘇省に焦点を当ててその試験の仕組みについて考察を行う。

## （2）江蘇省の大学入試

江蘇省における大学入試は、受験者の負担を軽減することや知識を活用する力を測ることを狙いとして、これまで様々な改革がなされてきた<sup>8</sup>。ここでは、特に2000年代以降の流れについて言及

していく。もともと、江蘇省では「語文(国語)」、「数学」、「外国語」が文理で共通しており(ただし「数学」の問題は文理別)、それ以外に文系は「歴史」と「政治」、理系は「物理」と「化学」の試験を課し、文理それぞれ5科目の合計点で合否を判定していた。ところが、2000年に入ると入試改革の目玉として江蘇省では「3+小総合」方式が登場した。全国的には「3+X」方式と呼ばれるものであり、「3」は「語文」、「数学」、「外国語」を意味し、「X」に該当する試験科目は各省が判断するものであった。これは、従来の受験科目数(5科目)を減らすことで、受験者の負担軽減につながると考えられていた。江蘇省の場合は「X」に「総合問題」を導入することによって試験科目を減らすことになった。ただし、実質的には文系は「歴史」、「政治」、「地理」を統合した「総合問題」、理系は「物理」、「化学」、「生物」を統合した「総合問題」であり、受験生の負担軽減にはつながらなかったようである。ここで「総合問題」が「小総合」と称されるのは、「総合問題」が文理別に設けられているからである。受験者の負担軽減には結びつかなかったとはいえ、知識の統合、知識の活用が叫ばれていた当時、新たな試験科目として世間の注目を集めることとなった。

一方で、「総合問題」を名乗るからには文理を分けるべきではないという見方も当然生じた。そこで2002年に文理別に区分されていた「総合問題」を、文理を区別せずに「総合問題(大総合)」として出題することを試みたが、これは結局文理それぞれの3科目を統合した、実質的には6科目を統合した問題となっていた。これに対しては、すべての受験生に6科目を課すことへの批判が各方面から起こり、この試みは1回の実施のみで終了した。この変更には、受験生への過度な負担への批判に加え、「総合問題」は既存の科目の寄せ集めとなっており、必ずしも受験生の思考力や判断力を問うものとなっていないという見方もあった。

その後、2003年からは「3+1+1」方式を採用することになった。このうち最初の「3」はこれまでと同様の「語文」、「数学」、「外国語」であり、「1+1」は、文系の場合、「歴史」、「政治」、「地理」から1科目と、その際選択しなかった文系の残り2科目と「物理」、「化学」、「生物」のなかから1科目を選択するというものである。理系の場合はその逆となる。この方式により、受験生の選択科目の幅は広がった。その後、江蘇省では、2008年より入試を「3+学業水準試験(学業水平測試)+総合素質評価」としている。その要点を示したものが、表3-2である。

表3-2 江蘇省における「高考」の科目

3	学業水準試験		総合素質評価
語文 (国語) 数学 外国語	政治 歴史 地理 物理 化学 生物 技術		道徳品質 公民素養 学習能力 交流と合作 運動と健康 審美と表現
	選択科目(2科目)	必修科目	
	文系: 歴史 + 1科目 (技術を除く)	選択科目以外 の5科目	
	理系: 物理 + 1科目 (技術を除く)		

(出所) 江蘇省教育考試院『報考指南・2015年江蘇省普通高校招生百問』南京大学出版社、2015年、1頁をもとに筆者作成。

表3-2で示している通り、「3」とはそれ以前と同様に「語文」、「数学」、「外語」を意味している。それ以外の試験科目となっているのは、表中の「学業水準試験」の7科目である。試験科目だけで言えば合計10科目で、従来よりも増加してきていることが確認できる。これは、知育・徳育・体育のすべてにバランスがとれており、21世紀の社会で活躍できる人材育成のための教育とも言える、「素質教育」の重視との関係で、高級中学（日本の高等学校に相当）の教育課程を大学入試でも基本的に全てカバーすることが求められてきているからである。

「学業水準試験」は表3-2に示されているとおり、「選択科目」と「必修科目」に分けられる。前者の「選択科目」は文系の場合、「歴史」とそれ以外の1科目である（ただし「技術」を除く）。この場合、選択の幅は広く、例えば「物理」や「生物」を選択してもよい。一方、理系の場合は、「物理」とそれ以外から1科目を選択する。そして、それら以外の残りの5科目が「必修科目」となる。「必修科目」の試験は、各科目の教育課程の「必修」部分から出題される基礎的な内容となる。「学業水準試験」の成績は段階別評価（A, B, C, D）で示される。また、「技術」は「必修科目」として文系、理系を問わず受験しなければならないが、「必修科目」の統一試験時に同時に試験が行われるのではなく、各高級中学での通常の授業を通して学校が合否を判断することになる。こうした「学業水準試験」の成績も、表3-1に示した、「語文」「数学」「外国語」の合計得点の合格ラインに加え、大学に出願する際の条件として示される。

さらに近年の改革で注目されるのは「総合素質評価」であり、「道徳品質」や「公民素養」等6つの項目を評価し成績をつけることになっている。これらは「素質教育」との関係が特に強い部分であると言える。これらは高級中学側で評価することになるが、「道徳品質」、「公民素養」、「交流と合作」は合格・不合格で評価され、「学習能力」、「運動と健康」、「審美と表現」はAからDの4段階で評価されることになる。これらは高級中学の教育課程における「芸術」領域、「体育と健康」領域、「総合実践活動」領域に対応しており、大学入試が高級中学教育課程のほぼ全てをカバーしたものとなっていることが確認できる。こうした「総合素質評価」の成績は、大学入学選抜の際に参考にされ、仮に試験の総合得点が高くても「総合素質評価」においてDの成績があれば結果的に不合格となり、逆にAがあれば総合得点が同点の受験者がいる場合に優先的に入学許可されることになる。また「道徳品質」と「公民素養」が不合格の場合は、そもそも入学試験に参加できない仕組みとなっている<sup>9</sup>。

## 2. 少数民族への配慮

### (1) 大学入試得点への加点

以上のとおり、江蘇省では、大学入学選抜の際に「3+学業水準試験（学業水平測試）+総合素質評価」の成績を総合的に判断し、最終的な合否は「語文（国語）」、「数学」、「外国語」の総得点の高低になる。これが大原則であるが、多少例外がないわけではない。というのも、中国では「社会的弱者（原語：弱勢群体）」とされる特定の人々を対象として特別措置を講じている。その一つが少数民族に対する加点措置である<sup>10</sup>。少数民族の多くは、西部地区の農村、山間部、牧区、さらには辺境と言われる地区に居住している。彼らの言語・文化も90%を占める漢族のそれとは異なる。また、その生活水準は、東部の都市部と比べて顕著な差があり、学校の施設・設備や教員の質等にも同様

な差がある。こうした条件から子どもたちの学力は一般に低いと言われており、中国全体の経済発展や、少数民族地区の人材育成という観点から、大学入試における特別措置として、少数民族を対象とした加点措置が講じられている。

少数民族に対するこうした加点措置、すなわち優遇措置は「中華人民共和国民族区域自治法」に基づくもので、当該法に基づいて「普通高等教育招生暫行条例」（1987年）で具体化されている。現在ほとんどの省で関連法規を制定しているが、具体的な加点の量は各省の裁量に委ねられており、例えば3点から20点まで幅がみられる。この点において、チベット（西藏）自治区は特異なケースとなる。表3-1をみると、チベット（西藏）の合格ラインが漢族、少数民族（実質的にチベット族）で分けられている。これは、単純に一定点数を加点しただけでは少数民族の受験生から合格者が出てこないと予想されるために、当該年の少数民族受験生の成績と出願人数を勘案しながら合格ラインを設定したと推測できる。表3-1によると、2012年の一期校の合格ラインは、文系では漢族が490点に対して少数民族が320点、理系では漢族が460点に対して少数民族が280点と非常に大きな差が生じている。また、表3-1からは明らかでないが、新疆ウイグル族自治区の場合、回族（イスラム教を信仰する漢族）には10点、漢語（中国語）で試験を受けた少数民族と両親とも少数民族の場合には50点、父母の一方が少数民族の場合は10点を加点する仕組みとなっている<sup>11</sup>。江蘇省の場合、少数民族の人数自体は多くないが、少数民族受験生は民族関連の高等教育機関に出願する場合は10点を加点、一般大学に出願する場合は3点を加点する<sup>12</sup>。仮に3点であったとしてもこの加点は将来を大きく左右するものになる可能性は十分にある<sup>13</sup>。

こうした加点制度において、いわゆる弱者のみならず優秀者も対象とする動きも各省でみられる<sup>14</sup>。端的に言えば、各分野の才能児に対するそれであり、省レベル・国家レベル・国際レベル、それ以外の各種コンテストでの参加や入賞した経験に応じて加点を行っている。ただし、こうした加点措置については、その制度自体が過度となり、それに関連した不正が蔓延して社会問題化もしてきている。例えば、重慶市（北京市のような省と同格の直轄市）では19万6,000人の受験生のうち何らかの加点措置を受けたものが7万人（35%）にも上ったという。こうした措置が社会問題化する背景として、大学入学をかけて1点を競う厳しい環境に受験生が置かれており、そのなかで1点でも多く獲得したいという受験生やその保護者の希望があるとも言える。いずれにせよ、加点制度に関するこうした行き過ぎの克服も政策上の重要な課題である。

なお、江蘇省は、そうした加点制度は設けておらず、芸術団員やオリンピック等での活躍が期待される運動員、さらに数学オリンピックのような国際的コンテスト等すでに特定分野で活躍している受験生を対象として、推薦制度の特別枠（原語「特殊類」）で選抜している。こうした点に関連して言えば、飛び級で大学に入学してきた才能児を対象とする少年班という制度も中国的であると指摘できる。江蘇省の受験生は、中国科学技術大学、東南大学、西安交通大学の少年班に出願できる<sup>15</sup>。一方、「社会的弱者」として、障がい者を対象とした特別枠を設けるケースもみられることも留意する必要がある。例えば中国では、障がい者用に定員を設けている大学が南京中医薬大学、長春大学、中州大学、北京連合大学、天津理工大学、金陵科技学院、等12大学ある<sup>16</sup>。

(2) 民族高等教育機関と民族予科班への進学

少数民族を対象とした加点措置が各省で一般的に講じられ、それが少数民族受験者の合格の可能性を高めることに貢献していることが確認された。以下では、少数民族が高等教育を受ける機会をさらに広げる措置として、少数民族幹部養成を目的とした民族高等教育機関の存在を指摘する。これは1950年代当時から存在するものであるが、現在では以下の表3-3のとおり、全国に15校存在する。

表3-3 民族高等教育機関一覧

大学名	所在地	大学名	所在地
中央民族大学	北京	湖北民族学院	恩施
中南民族大学	武漢	貴州民族学院	貴陽
西南民族大学	成都	西藏民族学院	咸陽
西北民族大学	蘭州	四川民族学院	康定
北方民族大学	銀川	呼和浩特民族学院	呼和浩特
大連民族大学	大連		
広西民族大学	南寧		
雲南民族大学	昆明		
青海民族大学	西寧		
内モン古民族大学	通遼		

(出所) 各大学のホームページで確認。

表3-3で「大学」と「学院」に分かれているのは、主に大学の規模を理由としており、「大学」の方が「学院」よりも大きい。なお、「大学」と「学院」ともに、四年制の本科課程と二年制の専科課程を併設している機関もみられる。表3-3で、各高等教育機関の所在地を見れば明確になるが、比較的少数民族の多い省に均等に設置されていることが確認できる。少数民族生徒の教育を受ける機会拡大という意味でも重要な役割を担っていることがわかるであろう<sup>17</sup>。

上記の民族高等教育機関に関連して、一般の高等教育機関にも少数民族学生を対象としたいわゆる民族班(クラス)が存在していることも、そうした学生の高等教育機会の拡大に貢献している。民族班は、1年間の予科課程(主として中国語の学習)として位置づいており、それを経た後、入学試験を受けることなく同大学の本科課程に進学することが可能となるものである。現在、各大学において民族班として募集される人数全体を把握することは管見の限り困難であるが、各大学のウェブ上から新入生募集計画情報を丹念にたどれば、その具体的な数字が出てくる。例えば北京大学の場合、少数民族を対象とした民族班は地域を限定しており、チベット班(文科4人:理科4人)と

新疆班（文科4人：理科6人）を開設していることがわかる<sup>18</sup>。このルートから確実に18人の少数民族（定員に満たない場合、合格点数を下げてよいことになっている）が中国で最も威信の高いと言われる大学に（1年間の予科課程を経ることにはなるが再び大学入試を受けることなく）進学できることになる。しかもこうした民族班は、北京大学に限ったことではなく、「211・985大学」と言われる大学の多くで開設されている。

こうした高等教育段階の予科的制度に加え、中等教育段階でも少数民族を対象とした同様な取り組みが行われている。特に限定された生徒を東部の都市の中等教育学校で学ばせているのである。その対象になっているのが、ウイグル族とチベット族で、それぞれ新疆班（ウイグル族が主な対象であるが、正確には新疆ウイグル自治区に居住する少数民族）、チベット（西藏）班（ほぼチベット族が対象であるが、正確にはチベット自治区に居住する少数民族）と呼ばれている。中国の地図を見れば明確になるが、中国の広大な西部地区は新疆ウイグル自治区とチベット自治区という少数民族地区がある。これらの地区は周知のとおり、経済発展が最も必要などであり、政治的にも国家安全上最重要地区である。政府はこれら両地区の重要性に鑑み、この地区のリーダーを継続的に育成することによって経済発展と国家統合に役立てようと考えている。チベット族については1985年から毎年1,300人規模の小学校卒業生を北京市や上海市等の都市部の学校に入学させ、チベット班を開設した。一方、ウイグル族も1989年から同様な施策を開始している。こうした班の卒業生も、既述の一般的なプロセスを経て大学へ入学するか、あるいは民族班という枠から大学へ進学するルートが用意されている。

### 3. 地域間格差の是正措置

#### （1）省別の入学者選抜

既述のとおり、中国の大学入学者選抜が省を単位として実施されていることは中国の特徴の一つとして指摘できる。それは、中国には地域間格差が存在するため、特に有力大学への進学者が教育水準の高い特定の省に偏在する可能性があるからである。中国の場合、東部沿海部と内陸部に大きな所得格差があり、教育環境に顕著な差が見られ、教育機会の均等が保たれているとは言い難い。そのため、中国の大学は省別に定員を割り振るのである。とりわけ、有力大学への進学、各分野のリーダーとなる可能性のある人材が特定の省の出身者に偏ってしまうようでは、西部開発や農村開発はおぼつかなくなるからである。

ただし、この募集定員割り当て制度にも問題がないわけではない。確かに、募集定員割り当て制度によって経済発展が遅れた省の受験生にも有力大学への入学の機会が開かれているが、受験生の人数や省ごとに割り当てられた人数等を比較検討した調査によれば、それでも教育機会には地域ごとに大きな差がみられる<sup>19</sup>。それを傍証する意味で北京大学のケースを見ることにする。

表3-4は、2016年の北京大学の省別学生募集人数を示したものである。実際の募集枠としては、「文系」の下に「哲学」や「歴史」等の学科ごとに人数が割り振られているが、本章では煩雑になるので「文系」と「理系」としてまとめた。ここから、北京大学が毎年どの地域からどれだけ学生を募集しているかについて、その概要をつかむことが可能である。まず、表3-4から、募集人数として北京市に最も多く割り当てられていることが確認でき、地元により多く開かれた大学である

こともわかる。一方、各省の人口について言えば、最も多いのは1億人を超える広東省で、それに1億人弱の山東省、河南省が続いている。ちなみに北京市の人口は2,000万人弱である。広東省は香港に隣接しており、経済発展が著しい先進省であり、北京市と比べて約5倍の人口規模を誇っている。また、教育水準も高いと言われている。ところが、北京大学への入学定員に関して表3-4をみると、文系では広東省は北京市の4割、理系では2割程度に過ぎない。単純に見ても、広東省の受験生が北京大学に進学することがいかに「狭き門」であるかがわかるであろう。(その代わり広東省にも名門大学が存在するので、北京大学への進学が狭くても問題ないという意見もある。)そのため、北京大学の合格最低ラインは省別に異なる中で北京市のそれが低いこと、つまり他省の受験生であったなら不合格となったであろう得点の受験生も、北京市在住であるために合格できるという不公平が存在することについて、近隣の山東省の受験生が訴えたが、この裁判は結局大学側の勝利に終わった<sup>20</sup>。

表3-4 北京大学の省別学生募集人数(2016年)

省・自治区・直轄市	文系	理系	省・自治区・直轄市	文系	理系
北京	72	111	湖北	25	27
天津	18	20	湖南	26	27
河北	28	19	広東	28	25
山西	22	22	広西	21	16
内蒙	13	13	海南	8	8
遼寧	19	18	重慶	22	15
吉林	20	15	四川	32	31
黒竜江	17	13	貴州	24	20
上海	12	12	雲南	19	16
江蘇	24	16	西藏	5	5
浙江	7	26	陝西	27	26
安徽	24	27	甘肅	15	15
福建	18	21	青島	9	10
江西	20	20	寧夏	11	11
山東	24	28	新疆	23	22
河南	46	43			

(出所) 北京大学「歴年招生計画」<<http://www.gotopku.cn/programa/enrolstu/6/2016/32/0.html>>

このようにみれば、要するに北京市や上海市、江蘇省等の高等教育機関の多い沿海部地区の方が、内陸部(西部)の省の受験生よりも入学機会が開かれていると言える。繰り返しになるが、もともと東部に高等教育機関が偏在しており、しかも高等教育機関各校は当然のことながら地元にも多くの定員を割り当てるので、(北京市等は受験生が多いとは言え、それでも)その地域の受験生にとって入学の機会がより開かれることになる。今後は、こうした大学入学者募集定員数の省別割り当て制度を公平性の観点から検討することも今後必要になってくるだろう<sup>21</sup>。



## (2) 省内の地域間格差への配慮

このように、募集人数省別割り当て制度は問題点を含んでいるが、(特に有力大学で)全国から人材を集められるという点で利点もあることがわかる。ただし、これだけでは不十分な面がある。すなわち、各省から有力大学へ合格する学生は省内の大都市出身者である可能性が高いからである。中国における重大な課題の一つとして、農村地区の発展があるが、2011年の中国全体で見ると、都市部の人口は6億9,079万人で51.27%、農村のそれは6億5,656万人で48.73%となっている<sup>22</sup>。この点を重視するならば、特に農村部に焦点を当てた策を講じなければならないだろう。

実際、中国ではそのための施策を近年講じてきている。農村地区の発展が求められるなか<sup>23</sup>、より多くの農村地区の学生が有力大学で学ぶ機会が得られるよう、全国的に有力大学が農村学生を募集する動きが展開されているのである<sup>24</sup>。具体的には、「教育部 2015 年重点高校に農村学生を募集するための通知」に基づき、大学は学生募集を行う際に農村地区の学生を対象とした枠を設けている。なお、その枠の設定には三種類がある。一つ目は国家計画として「211 大学」を主とした一期校の大学が貧困地区の受験生を対象として募集枠を設けるもので、全国規模では 5 万人の枠が設けられている。なお、本省で焦点を当てている江蘇省はこの枠が設けられる対象の地域は含まれていない。二つ目は全国から学生募集を行う大学が、計画的な募集とは別に、自主的に募集する際に農村地区の学生を対象として募集枠を設ける。なお、この募集枠の人数は、計画的な募集人数の 2%を越えてはならない。2015 年、この計画の対象となった江蘇省内の農村地域は計 36 である。そして三つ目は、地方の一期校に含まれる大学によって、募集人数全体の 3%を越える人数を農村枠として募集するものである。2015 年、江蘇省内でそれに該当する地域数は 25 で、11 の大学が募集枠を設けている。この三つ目の農村枠について、江蘇省の一期校の募集状況を文理別に示したのが表 3-5 である。

表 3-5 江蘇省における一期校の農村枠募集人数

文系			理系		
	農村枠	全体		農村枠	全体
南京信息工程大学	25	211	南京信息工程大学	25	727
南京師範大学	10	567	南京師範大学	40	819
南京工業大学	10	176	南京工業大学	40	1,300
南京郵電大学	10	97	南京郵電大学	40	947
江蘇師範大学	30	309	南京医科大学	50	799
蘇州大学	16	501	南京中医药大学	50	436
揚州大学	20	358	江蘇師範大学	20	241
			蘇州大学	34	1,763
			南通大学	50	345
			揚州大学	30	181
			江蘇大学	50	797

(出所) 江蘇省教育考試院『江蘇招生考試』2015 年をもとに筆者作成。

表3-5の「農村枠」は、特定の農村地区出身の受験生を対象とする募集人数を示しており、「全体」は、各大学が文系及び理系として（農村枠とは別に）募集する人数全体を示している。まず文系についてみると、7大学が農村枠を設けていることが確認できる。また、「農村枠」の人数が「全体」の募集人数に占める割合をみると、南京信息工程大学は約12%、南京師範大学は約2%、南京工業大学は約6%、南京郵電大学は約10%、江蘇師範大学は約10%、蘇州大学は約3%、揚州大学は約6%となっている。このようにそれぞれの割合は大学によって異なるが、3大学の文系において全募集定員の1割程度が農村枠として確保されていることは注目に値する。

また、7大学に設けられる農村枠数について、「文系」に含まれる学科ごとに確認すると、どのような傾向がみられるだろうか。『教育統計年鑑』による学問分類（「哲学」、「経済学」、「法学」、「教育学」、「文学」、「歴史学」、「理学」、「工学」、「農学」、「医学」、「軍事学」、「管理学」、「芸術学」）にしたがって農村枠の募集人数をみると、「哲学」が0名、「経済学」が20名、「法学」が5名、「教育学」が42名、「文学」が16名、「歴史学」が5名、それ以外が8名であった。最も多いのは「教育学」の募集人数であり、これらは教員養成系の学科であることから、農村地区で教育に従事する人材（教員）を確保しようとする意図がみえる。また、「経済学」の農村枠が続いて多く、農村地域の経済発展を狙いとしていることがここからも伺える。

一方、「理系」についてみると、11校において農村枠が設けられていることが確認できる。また、「農村枠」の人数が「全体」の募集人数に占める割合をみると、南京信息工程大学は約3%、南京師範大学は約5%、南京工業大学は約3%、南京郵電大学は約4%、南京医科大学は約6%、南京中医药大学は約11%、江蘇師範大学は約8%、蘇州大学は約2%、南通大学は約14%、揚州大学は約17%、江蘇大学は約6%となっている。文系と比較すると、全体的に農村枠の割合が高く、特に15%前後を農村出身の受験生の枠として確保している大学もある点は特徴的である。また、11大学に設けられた農村枠数を「理系」学科ごとに確認すると、「理学」が15名、「工学」が269名、「農学」が5名、「医学」が115名、さらに「教育」が19名、その他が6名である。圧倒的に「工学」に設けられた枠が多く、例えば情報技術に関する学科が多く含まれている。また、続いて「医学」についても多く枠が設けられており、農村地域の医療の発展に貢献する人材育成を目的としていることがうかがえる。また、「教育」についても19名の枠が設けられており、農村での理系科目の教育（教員）の充実を狙いとしていることがわかる。こうした実際の人数を確認していただいても、江蘇省内の農村開発の具体的なイメージを若干描けることになるであろう。

## おわりに

以上、本章では中国の大学入試制度における格差是正措置について、特に農村地区出身の受験生や少数民族の受験生に焦点を当てて考察を加えてきた。そのなかで明らかになったのは、是正措置としては、そうした受験生を対象として試験点数に加点を行うことと、定員枠を設けることの二点である。

まず、少数民族の受験生を対象とした措置としては、試験の点数に一定の加点を行うことである。この措置は省によって具体的な加点の量が異なり、加点自体はその受験者の合格を保証するものではない。ただし、1点を競う大学入試制度のなかでの加点は少なくない威力を発揮するものと思われ

る。また、少数民族受験生の進学をより確実にするものとして、民族高等教育機関や民族班という組織が挙げられる。こうした特別な制度によって少数民族地区の学生が高等教育機関で学ぶ機会を拡大し、少数民族地区の開発のための人材や国家統合のための人材育成に貢献することになるであろう。

次に、農村出身の受験生を対象とした措置としては、一期校の大学が募集定員の中に農村出身の受験生を対象とした枠を設けている。江蘇省の場合、そうした枠を設けている大学は 11 校あるが、そのうち文系は 7 校、理系は 11 校である。大学によって、農村出身の受験生を対象とする募集定員数は異なるが、多いところでは文系で全体の約 1 割となっている。また、農村枠数を学問分野別にみると、教育学と経済学に関する学部において枠が比較的多く設けられていることが確認できた。これは、農村地域での教育や経済の発展に貢献する人材を育成する狙いがあると推測できる。一方、理系では全体の募集枠のうち 15%前後の人数を農村枠に充てている大学もみられた。また、学問分野別にみていくと、特に工学が多く、続いて医学においても枠が設けられていた。農村地域の発展にとって大変重要となるコンピュータ関連分野や医療分野における人材育成を重視していると推察できる。

こうした格差是正措置は、都市と農村の格差の認識および少数民族地区の現状がある程度社会に浸透しているからこそ実施できると言える。ただし、例えば少数民族の受験者に対する加点の場合、人口比でも漢族と対等に競うほど存在感がないために必要な配慮という意味でそれが可能になっているとも言えるが、1 点を競う競争環境のなかでどこまでその仕組みを安定的に維持できるのかという問題も抱えているだろう。また、農村枠についても、都市部との格差是正という意味で必要性が一般的に認められていると思われるが、こうした枠の規模は小さいとは言えない。今後、公平性という観点から、大学入試制度における格差是正措置を再検討することも求められる可能性もあり、注目されるところである。

---

1 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較—中国・台湾・韓国・日本—』東新堂、2016 年、33—36 頁。

2 中国では世界水準の大学創出のために 1990 年代前半に四年制大学約 100 校を選定した。「21 世紀をリードする大学 100 校」という意味で選定された大学を一般に 211 大学と呼ぶ。その後 1998 年 5 月に世界トップレベルの大学を創出するため、そのなかの 30 数校を特に選定して研究経費等を重点的に配分している。こちらは江沢民国家主席（当時）の演説の日時を採用し「985 大学」と呼ばれる。一般には両者を統合して「211・985 大学」と呼ばれるが、これら 100 数校が、中国社会で研究大学とも一流大学とも認識される高等教育機関である。これらの大学は一期校（「一本」）に属している。受験生はまずこの一般大学に合格することを目指し、上位の高級中学は一期校に合格した生徒数で学校間のランクが実質的に決まることになる。

3 文理別以外に、「体育、芸術」という区分も設けられている。また、軍や警察関係の高等教育機関を含む「事前校」というグループもあり、それらは一期校の前に入学者選抜を行う。なお、煩雑さを避けるため、本文では文科系と理科系のみを扱い、大学入学者選抜制度に考察を加える。

4 各大学は、試験得点等の志願者の情報を基に、文系理系別に総募集定員を考慮し大学全体としての

---

合格者を決定する。その後、大学側は合格者を特定の学科に振り分ける。その際、得点順に志望学科へと振り分けていくか、あるいは志望学科を優先し、その志望者の中で高得点順に振り分けていくか、という二通りの方法があるが、どちらを採用するかは大学の判断に任されているようである。

5 現在の大学入学者選抜制度には、1月に実施される「大学自主募集」も含まれる。これは「面接」、「小論文」、「調査書」等によって大学側が入学者を選抜し、仮合格者とする。その後、6月に実施される「高考」の得点が、大学側が設定する基準点に達すれば正規の合格となる。ただし、この選抜制度を採用しているのは、北京大学や清華大学等、特に難関と言われる大学のみである。また、その募集人数は各大学の全体の5%以内に留まっている。つまり、大多数の受験生は6月の試験で合格が決まることになると言える。

6 江蘇省教育考試院『江蘇招生考試』江蘇省教育考試院、2015年、4頁。

7 江蘇省教育考試院『江蘇招生考試』江蘇省教育考試院、2015年、8頁。

8 Wang, Houxiong (2013) A Commentary on China's New Curriculum and the Programs to Design Subjects for the College Entrance Examination. *Chinese Education and Society*. 46(1). 32-40.

9 江蘇省教育考試院『報考指南・2015年江蘇省普通高校招生百問』南京大学出版社、2015年、10-11頁。

10 Lang, Weiwei (2010). Entrance Exam Admission Policies on Ethnic Minorities and Equal Educational Rights for Minorities in China. *Chinese Education and Society*. 43 (4). 41-48.

11 郎維偉「高考招生錄取的民族政策与少数民族教育權利平等」『西南民族大学学報（人文社科版）』第201期、2008年、64頁。

12 江蘇省教育考試院『報考指南・2015年江蘇省普通高校招生百問』南京大学出版社、2015年、10-53頁。

13 また、江蘇省では殉職者（原語：烈士）の子どもにも10点を加算することになっている。なお社会的弱者とは言えないが、退役軍人に5点、華僑や台湾出身の受験者にも10点を加算することになっている。

14 Deng, Yuhong (2013). Proposals for Standardizing and Improving the Policy of Adding Points on the Entrance Exam. *Chinese Education and Society*. 46(1). 81-86.

15 江蘇省教育考試院『報考指南 2015年江蘇省普通高校招生百問』南京大学出版社、2015年、68頁。

16 江蘇省教育考試院（編）『2015年江蘇省普通高校招生百問』南京大学出版社、2015年、68頁。

17 ただしここで留意が必要なのは、これら民族高等教育機関への進学は必ずしも少数民族生徒だけに限定しているわけではないことである。そのため学生の何割かは漢族学生が在籍しているが、過半数は少数民族学生が在籍している。

18 北京大学「歷年招生計畫」（<http://www.gotopku.cn/programa/enrolstu/6/2016/32/0.html>、2016年11月30日最終確認）

19 Wang, Houxiong. (2011). Research on the Influence of College Entrance Examination Policies on the Fairness of Higher Education Admission Opportunities in China. *Chinese Education and Society*. 43(6). 17-22.

20 Zhang, Ran (2010). Media, Litigation, and Regional Discrimination in College Admission in China. *Chinese Education and Society*. 43(4). 60-74.

21 Liu, Haifeng (2013) Reform of the College Entrance Examination: Ideology, Principles, and

---

Policy Recommendations. *Chinese Education and Society*. 46(1). 21-22.

<sup>22</sup> 教育統計年鑑編集委員會（編）『中国教育統計年鑑 2012』 人民教育出版社、2013 年、697 頁。

<sup>23</sup> 「中共中央國務院關於加大改革創新力度加快農業現代化建設的若干意見」

([http://www.gov.cn/zhengce/2015-02/01/content\\_2813034.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2015-02/01/content_2813034.htm)、2016 年 11 月 28 日最終確認)

<sup>24</sup> 「國務院關於深化考試招生制度改革實施意見」

([http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/04/content\\_9065.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/04/content_9065.htm)、2016 年 11 月 28 日最終確認)

## 第4章 香港の大学入試における格差是正措置 —教育機会の拡大と能力主義の徹底—

大和 洋子  
(共立女子大学)

### はじめに

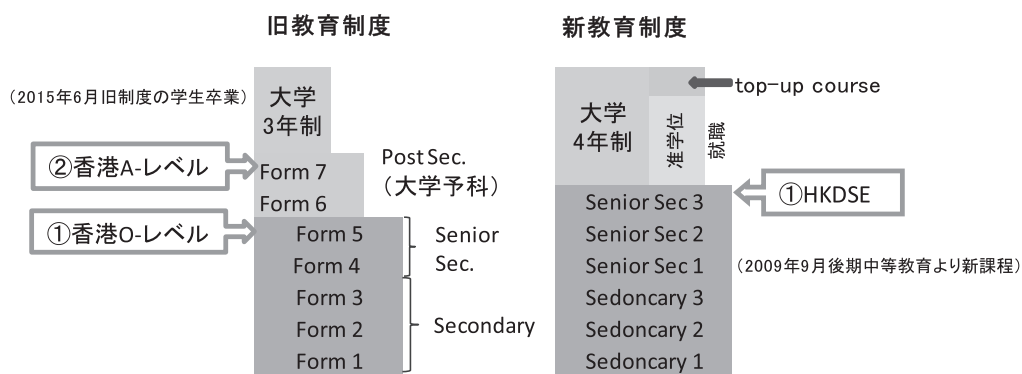
本章は、香港における大学入試における格差是正を目的にした優遇措置に関して論述するものであるが、2015年に改革の完成をみた香港の新教育制度下では、アジアの他の国で実施されているような、大学受験時の社会的弱者に対する優遇措置は一切ない。少なくとも統一試験実施機関である「香港考試及評核局」(Hong Kong Examination and Assessment Authority; 以下 HKEAA とする)と香港に8校ある公立大学の共同入学者振り分け機関である「大學聯合招生辦法」(Joint University Programmes Admission System; 以下 JUPAS とする)は、香港統一試験の下ではみな平等・公平という認識があるように見受けられる。新教育制度のもとでは、希望すれば誰でも等しく6年間の公的中等教育を無償で修了できるようになり、大学入学統一試験を受ける機会が全生徒に等しく与えられたという機会の拡大こそが、香港コンテキストにおける格差是正措置と解釈することができる。

香港の大学統一入学試験は、中等教育修了証書試験を兼ねるものでもある。中等教育校は中高一貫となっており、その途中に振るい落としの試験はない。6年間の中等教育修了年度に就職希望者も含め、必修の4科目の受験が全員に求められる。必修の4科目とは、英語、中国語、数学、そしてリベラル・スタディーズ(原語: Liberal Studies; 通識教育)と称する人文研究科目である。大学進学を目指す者は、必修科目に加えてアカデミックな選択教科を2,3科目受験しなければならない。改革前の大学入学統一試験でも、英語と中国語は必修科目であったが、非中国語母語話者の場合は、中国語を他の言語に置き換えることが可能だった。改革ではその特別措置はなくなった。唯一、非中国語母語話者に対する負担軽減措置として、母語レベルの中国語試験ではなく、外国語としての中国語試験に代替することが認められる。しかし、その適応には細かな条件があり、手続きには、在籍校の学校長から当局宛に正式な文書の提出が求められ、かつ代替試験の成績証明書の現物を提出しなければならない。

香港はなぜ、多文化を認め共生社会を築く世界の動きと反するかのような改革を行ったのか。そこには香港ならではの複雑な歴史・社会的背景があり、香港政府の目指す教育観があるからに他ならない。本章では、香港の現行の教育制度と大学統一入学試験を概観し、香港市民の民族、使える言語、職業等による人口構成及びその歴史から、香港社会では何を格差としてとらえているのかの分析を試み、なぜ大学入学統一試験で社会的弱者に対する優遇措置がないのか、多民族・多文化社会を標榜する香港が、中国返還を経てどのような方向に進もうとしているのかを論考する。

## 1. 香港の教育制度改革

旧教育制度は、返還前の宗主国であった英国の教育制度に則ったもので、6+(3+2)+2+3 制となっており、高等教育は3年制（教員養成機関である香港教育学院のみ4年制）だった。5年間の中高等教育修了段階で、香港Oレベル試験があり、進学コースに進める者は生徒の約半数に絞られた。その後2年間の大学予科コースを経て、大学入学試験の香港Aレベル試験の結果により、大学入学者がさらに選抜されていた。上に行くにしたがって生徒数は減っていくため、大学予科コースを持つ中等教育校は限られていた。このように、旧教育制度では中等教育5年修了時点で約半数の人材を社会に送り出していた。6年間の中高等教育が世界的なスタンダードとなりつつある中で、この状況は時代のニーズに合わないことを教育コミッション（原語：Education Commission; 教育統籌委員會）は問題視し、2000年に学制及び試験制度を変更する教育改革提案書、『香港教育改革建議』<sup>1</sup>を提出した。この提言に基づき既存の中高等教育校全てに後期中等教育課程が置かれ、2008年から初等教育に加えて6年間の公的中等教育が無償になり、希望する者は誰でも中等教育を大学入学接続の段階まで受けられるようになった。学制の変更は試験制度の改革も伴い、新教育制度は図4-1のようになった。教育改革の基本理念は、「生徒学生が主体」であること、目標は「生涯学習」と「全人的発達」である<sup>2</sup>。



② 第2回目の選抜試験＝大学入学統一試験

① 中等教育修了証書試験＝大学入学統一試験

① 第1回目の選抜試験：中等教育5年目

図4-1 教育改革（学制と統一試験制度の改革：中等教育及び高等教育部分）

（出所）香港教育局等の資料より著者作成。

香港の中等教育がストリーミング制だったのは、高等教育機関の数が極めて限られていたためである。大学は長いこと1911年創立の香港大学しかなく、1963年に入ってやっと2校目の香港中文大学が創設された。大学が2校になっても大学は該当人口の2~3%ほどしか入学枠がない超エリート教育だった。現在は公立8校、私立大学及び短期大学や中等教育後の教育機関

を含めると高等教育機関は 23 校あるが、学位授与のあるコースの入学定員は当該年齢層の約 20%<sup>3</sup>に留まり、大学進学希望者を全て受け入れるだけの容量がない。代わりに准学位コースや職業訓練的な高等教育機関があり、これらの在籍者を含め、中等教育修了者の約 70%が何らかの教育機関に在籍し、学び続けている。

## 2. 高等教育機関

香港には 2016 年 9 月現在、JUPAS 加盟の公立 8 大学と、公立ではないが入学者は JUPAS 経由で選抜する香港公開大学（日本の放送大学に該当）、公的資金の助成を受けているが独自に入学者決定を行う香港芸術学院、そして 2000 年代（多くが 2010 年以降）に認可を受けた私立大学 9 校と、日本の短大に相当する専門学院 3 校、同じく短大に相当する職業訓練局管轄の学院が 3 校ある。香港で一般的に大学入試とは、JUPAS 経由の公立大学（と公開大学）への入学者選抜過程を指すため、本考察でも JUPAS 経由の大学入学者決定プロセスを中心に考察していく。JUPAS による入学者決定を行う公立大学は表 4-1 の通りとなる。

表 4-1 公立大学（University Grant Committee : UGC による公費運営大学）

大学名	創設年	前身
香港大学 HKU	1911 年	
香港中文大学 CUHK	1963 年	
香港城市大学 City U	1985 年(新設)	
香港科学技術大学 HKUST	1991 年(新設)	
香港浸会大学 HKBU	1994 年 (1983)	←カレッジの公立化 ←技術者養成校(1937)
香港理工大学 Poly U	1994 年	←香港理工学院(1983)
香港教育大学 EdUHK	1994 年	←5 つの教員養成カレッジ
嶺南大学 LU	1999 年	←香港嶺南学校(1967)

註) 学制の変更に伴い、大学教育は 2012 年に旧制度上の新入生（3 年制）と新制度上の新入生（4 年制）を同時に迎え、2015 年に旧制度の学生が大学を卒業し新制度へ完全移行した。元々 4 年制だった香港教育学院は、2016 年に 5 年制の香港教育大学になった。  
(出所) JUPAS 及び各大学の HP より筆者作成。

## 3. 大学入学統一試験

前頁の図 4-1 に示される新制度の大学入学統一試験とは、「中等教育修了証書試験（原語：香港中學文憑考試；Hong Kong Diploma of Secondary School Education (HKDSE)



Examination」を指す（以下 HKDSE とする）。香港のメインストリームで教育を受けた生徒は、卒業年に必ず中等教育修了試験である HKDSE を受験しなければならない。大学進学希望者は、基準の評定以上を獲得しなければ公立大学への大学入学申請はできない。この大学入学申請基準とは、「英語」「中国語」「数学（必修部分）」「リベラル・スタディーズ（人文研究科）」で、それぞれ順に「3」「3」「2」「2」以上の評価を得ることである（評価は1～5（最高評価5）の段階評定）。更に選択教科を希望する大学・専攻の基準に従って2、3教科選択し、最低でも6教科、多い生徒は8教科受験する。

表4-2 中等教育修了試験 試験科目の分類と種類

カテゴリーA: 後期中等教育課程			
<b>必修科目</b>			
中国語	英語	数学	人文研究科
<b>選択科目</b>			
中文学	生物		ビジネ・会計及び財務概論
英文学	化学		デザイン・応用工学
中国史	物理		健康管理・社会福祉
経済	科学：一般科学	}	通信科学技術（ICT）
倫理・宗教	科学：統合科学		科学技術と生活
地理			音楽
歴史			美術
観光・接待業			体育
カテゴリーB: 応用科目			
<b>創意学習</b>			
イメージデザイン★	ファッションとイメージデザイン		インテリアデザイン
宝石デザイン #	宝飾品デザイン*		商業漫画デザイン#
コンピュータゲームとアニメデザイン	粵劇入門		舞台芸術入門★
ダンス	演劇芸術基礎		
<b>メディア・コミュニケーション</b>			
映画・映像研究#	フィルム・ビデオ*		テレビ番組制作★

公共と広告★	ラジオ番組制作#	雑誌編集と制作
ニューメディア通信機能		
<b>ビジネス・管理・法規</b>		
金融と管理#	実用コンピュータ会計#	実用会計*
応用商業研究#	中小企業の起業	マーケティングとオンライン広告
国際貿易マーケティング★	仕入れと商品化★	香港の法規制強化
<b>サービス</b>		
食品・飲料の取り扱い#	パテシエとカフェ営業*	西洋料理
ホテルサービス実務	ホテル運営	幼児保育・教育
美容基礎		
<b>応用科学</b>		
動物ケア*	中医学基礎	健康管理基礎#
健康管理実務	医療実験科学	応用心理学
心理学探索 #	実用心理学	運動化学と健康管理
スポーツとフィットネス管理		
<b>工学・生産</b>		
車両技術	電気とエネルギー工学	環境工学★
コンピュータ鑑識技術	携帯とオンラインアプリ開発#	航空学
建築工学		
<b>(非中国語母語話者のための) 応用中国語</b>		
サービス業の中国語	接客業の実用中国語	

★2016年の試験まで。 #2017年の試験まで。 \*2018年の試験より導入

#### カテゴリーC: その他の言語

フランス語	ドイツ語	ヒンドゥー語
日本語	スペイン語	ウルドゥー語

(出所) HKEAA : <[http://www.hkeaa.edu.hk/en/hkdse/assessment/subject\\_information/](http://www.hkeaa.edu.hk/en/hkdse/assessment/subject_information/)> (2016年11月18日アクセス)。

進学校の場合、後期中等学校の教育課程は表4-2にあるカテゴリーAに含まれるアカデミックな教科のみを選択科目として提供する。進学希望者と就職希望者が混在する学校では、カテゴリーAの教科から実技試験の科目などを選択必修科目として提供し、生徒に受験の負担がなるべくかからないよう工夫している<sup>4</sup>。カテゴリーCは英語と中国語以外の語学の試験であるが、これはHKEAAが作成した試験ではなく、ケンブリッジ大学試験局(Cambridge University Examination Syndicate)作成のAS-Levels試験を利用する。年に2回8月と11月に実施されており、どちらの試験を受けてもよい。あくまでも選択科目としての選択肢なので、カテゴリーCから受験科目を選ぶということは、3つ目の語学科目を受験することになる。

また、HKEAAは2015年から、非中国語母語話者の代替試験該当者に対して新たに「応用中国語」の2科目をカテゴリーBに設けた。これで非中国語母語話者は、海外の試験だけでなく、HKDSEの選択科目から履修し、必修の中国語の代替とすることも可能になった。

カテゴリーBの評定は、「優等合格」、「合格」、「不合格」の3段階評価となり、必修科目を含めたカテゴリーAの評定の出し方と異なる。従って、後期中等教育の選択科目を全てカテゴリーBから履修し受験科目にすることは、公立大学への入学を進路の選択肢に入れなかったことを意味する。一方大学進学希望者は、全てカテゴリーA(ないしC)の中から選択科目2~4教科を選び、必修と合わせて6~8科目を受験する。これらの試験(カテゴリーCを除く)は、語学の面接や聴解試験、実技試験なども含めると、2月から5月にかけて、ほぼ毎日いずれかの科目試験が実施され、全受験生が全ての科目の受験を終えるのに、3か月以上かかる長丁場の試験である。この試験スタイルは、イギリス式の旧試験制度の伝統を引き継いでおり、論述問題が多く、マークシート式の四択問題はごく限られている。新制度では、全員の統一試験受験が求められるようになり、2015年の受験者数は過年度生を含めて7万2,859名(HKEAA)だった。試験結果は証明書として発行される(図4-2)。これは就職する際にも提示が求められ、特に公務員になるためには4つの必修科目全てで「2」以上の基準が求められる。

ここで特筆すべきは、語学以外の多くの学科において、試験の言語を英語と中国語から選択できることである。これは香港のメインストリームにある中等教育校が、主に英語で授業を行うEMI(English as Medium of Instruction)校と、中国語(広東語)で授業を行うCMI(Chinese as Medium of Instruction)校とに大別され、同じ教科であっても学校やクラスによって生徒は英語ないし中国語で授業を受けているためである。受験申請の際に、語学以外の各教科を英・中のどちらで受験するのか教科ごとに決定しておかなくてはならない。また、中等教育修了証書試験は、設問の多くが記述式であるため、英語・中国語ともに自由に読み書きができないと高い評定は得られない。証書試験の成績証明書は中国語と英語のバイリンガル表記になっており、各科目を受験生がどちらの言語で受験したのかの記載は一切ない。しかし、英語と中国語は他の教科に比べて成績が細目に分かれており、語学の各技能の評価が個別に出されたうえで総合評定が下される。



図4-2 証書試験成績証明書サンプル画像（表面）  
（出所）HKEAA。

図4-2の証明書にある「中国語」と「英語」の部分タイプすると、表4-3のようになる。必修語学の2科目は、語学の4技能全てが個別に測定される。試験に要する日数も、英・中それぞれ筆記試験、聴解試験、そしてスピーキング試験と合計3日間を要する。伝統ある進学校であっても、統一試験の結果が大学入学申請基準に満たない生徒が出てくるといふ。基準を満

たせないのは、殆どの場合、「中国語」であり、中華系の生徒であっても基準点以上の評定をもらうのは容易ではないという<sup>5</sup>。非中国語母語話者にとって中国語がハンディになることは火を見るよりも明らかであるが、香港のメインストリームの教育を受けてきた生徒は出自に関わらず、必修科目はみな「平等に」受験しなければならない。この大原則は、香港の教育システムが今なお徹底的な能力主義になっていることを証明している。

表 4-3 成績証明書の「中国語」と「英語」

中國語文	CHINESE LANGUAGE	5(Five)
・ 閱讀	・ Reading	3(Three)
・ 寫作	・ Writing	5**(Five**)
・ 聆聽	・ Listening	4(Four)
・ 說話	・ Speaking	5*(Five*)
・ 綜合能力	・ Integrated Skills	4(Four)
英國語文	ENGLISH LANGUAGE	4(Four)
・ 閱讀	・ Reading	5(Five)
・ 寫作	・ Writing	5(Five)
・ 聆聽與綜合能力	・ Listening and Integrated Skills	4(Four)
・ 說話	・ Speaking	4(Four)

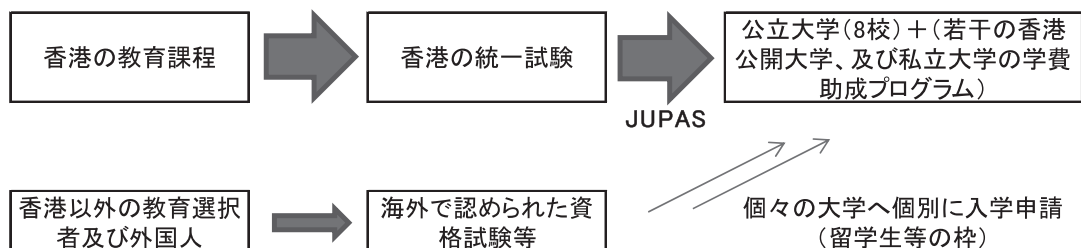
註) 5\*\*, 5\* はそれぞれ評定 5 の中で特に優れている者に与えられる評定で、「5\*\*」は教科により多少異なるが、全解答用紙の上位 1~0.7%の解答に与えられる最も高い評定である。

なお、2015 年の HKDSE 試験結果統計では、中国語の評定が「2」以下だったのは 47%、英語が「2」以下だったのは 48%、大学入学申請基準以上の成績を修めた受験生は、現役生のみで 40.3%、受験生全体では 35.4%だった<sup>6</sup>。

#### 4. 大学入学者選抜方法

香港地域内の大学進学希望者は、図 4-3 のように JUPAS を経由して公立大学の合否が一括して決定される。大学の入学者受け入れ枠が限られているため、過不足なく公平に入学機会が与えられるよう、入学オファーは原則 1 校 1 学部からしか出されない。第 1 回目の入学オファー(メインラウンド)が出てから 3 日以内に入学金の入金を済ませて初めて合格決定となる。受験生は自分の ID を持っており、これらの手続きは全て JUPAS のウェブサイト上で行われる。

## 香港の高大接続システム（公立大学）



### 公立大学学費 2014/2015年度 学士課程

香港人学生	HK\$ 42,100 (8大学共通)
外国人学生	HK\$ 146,000 (HKU) HK\$ 120,000 (e.g. CUHK, HKUST)

JUPAS: Joint University Programmes Admissions System

- 1) 香港人生徒が学費負担の低い公立大学に入学するには、原則JUPASを経由しなければならない。そしてJUPASに大学入学申請するには香港の統一試験結果が必須となる。
- 2) JUPASに公立入学申請する際に、最終的に希望大学・学科を6つまで提出できるが、大学からの入学オファーは、原則そのうち1か所のみ。
- 3) JUPAS経由の2014年度学士課程入学者は、受験者数63,915人の内16,083人、准学位コース入学者まで含めると19,657人で受験者(≠総受験者)の約3割になる。
- 4) HKU: 香港大学、CUHK: 香港中文大学、HKUST: 香港科技大学

図4-3 高大接続システム

(出所) JUPAS 公式サイト及び各大学公式サイトより筆者作成。

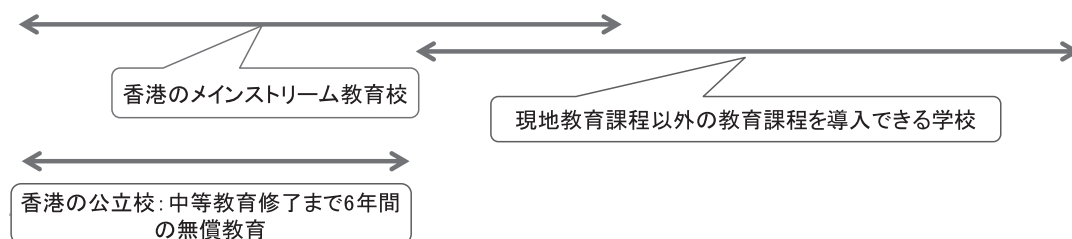
また、HKDSE 試験は問題の多くが論述解答を求めるものであるため、メインラウンドの入学者オファーが出た段階で、異議申し立てを行うことができる。多くの場合、入学オファーがなかったための成績再評価申請であるが、オファーが出た大学・学部にも不服があった場合も含め、受験科目ごとの成績再評価及び入学オファーの再考を求めることが保障されている。ここでも問題にされるのは、あくまでも試験の公平性であり、生徒の家庭環境や社会的バックグラウンド等による特別考慮を挟む余地は一切ない。再審査申請者の再評価決定後にセカンドラウンドの大学入学者オファーがあり、公立大学の入学者枠が埋まっていく。

## 5. 中等教育校の種類と教育課程

これまで香港の公立大学の入学者決定プロセスを担う JUPAS の仕組みを見てきたが、JUPAS を経由しなければならないのは、香港の教育課程を提供するメインストリームにある中等教育学校で学んだ生徒である。香港の中等教育学校の種類は、図4-4のように、修了時にHKDSE の受験が求められる香港教育課程を提供する現地校（メインストリーム）と、HKDSE 以外の教育課程を提供する国際学校とに大別できる。香港人（定義は後述）は、無償の公教育

が保障されているのと同時に、教育の選択の自由も保障されており、香港にある全ての学校を選択肢に入れられる。無償6年間中等教育が保障されているのは、官立校と政府助成校のみで、中等教育在籍者の79%になる。現地校の私立校は全体の15%を占めるが、私立校のうち多くのDSS校は香港教育課程(HKDSE)を提供する現地校である。私立学校は完全に学校の独自裁量で入学者を選抜できる。そのため政府助成校からDSS校に学校運営体系を変更したエリート校が多い。更にDSS校の内7校は、現地教育課程(HKDSE)とIBディプロマ課程を併設しており、IBディプロマ課程は教師陣や授業料体系も異なるため、一つの学校内に二つの教育体系が併存する、いわば「一校二制度」の学校である。また、多くのPIS校はIBディプロマ課程や国際教育課程を提供しており、現地版の国際学校といえる。公立校での6年間の無償中等教育を保証する一方、教育課程の自由も妨げていない、という意味で教育機会の公平性を保ちつつ、受ける教育の選択の自由も認めているのが香港である。

全日制中等学校 506校 (特殊学校を除く) 生徒数 352,609人(2015年9月15日現在)					
現地校 476校			現地システム外の学校 30校		
官立校 Government 31校(6%)	民設・民営(政府助成校) Aided/Caput 360校/2校(73%)	私立校		英国学校群 ESF 5校(2%)	国際学校・外国人学校 International / Foreign 25校(3%)
		DSS 61校(13%)	PIS 22校(2%)		



DSS: Direct Subsidy Scheme (直接資助計劃)

PIS: Private Independent School

ESF: English Schools Foundation (英基學校協會)

Caput: 民設民営校の中に政府が必要な在籍枠を買い上げている学校

各学校の%は全中等学校在籍者における生徒数の割合

図4-4 香港の中等学校の全体像

(出所) 教育局学校教育統計組「2015/16 學年學生人數統計」(2016年6月)及び教育局資料から筆者作成。

なお、IBディプロマや国際教育課程を選択した香港人にも、香港の公立大学への進学は開かれている。ただし、JUPAS 経由ではなく、個々の大学に直接個人が入学願書を出さなくてはならないため、手続きが多少煩雑になる可能性がある。現地校のIBディプロマ課程に学ぶ生徒の多くは香港の公立大学への進学を希望しているため、学校側は個々人の希望に対応して進路指導する必要が出てくる。しかし、現地校でIBディプロマ課程を併設する学校は、全

て香港のトップエリート校であり、IB 教育課程校では専属の進路指導担当教員を置くため、海外の大学進学も香港の公立大学への進学も有利であるという声が上がっているのも事実である。

この仕組みでも明らかのように、香港の教育格差是正はあくまでも教育機会の平等に重点を置き、経済的に余裕のある家庭の教育選択権も保証している。これには香港の歴史と香港に在住する香港人の複雑な事情が絡んでくるので、次に香港人とはどんな人たちなのかの分析を試みる。

## 6. 香港人とはどんな人々か

東京都の約半分の面積しかない地域に、720 万人ほどの人々が暮らす香港は、独自の経済・統治形態を許された中華人民共和国内の特別行政区である。国勢調査は国籍別（表 4-4）と民族別（表 4-5）に統計を出している。

表 4-4 国籍別人口構成

調査年度 国籍		2001		2006		2011	
		人口	%	人口	%	人口	%
中国	永久居住地：香港	6 261 864	93.3	6374221	92.9	6 489 492	91.8
	永久居留地：香港外	76 898	1.1	86 062	1.3	97 084	1.4
外国籍	インドネシア	54 629	0.8	110576	1.6	137 403	1.9
	フィリピン	143 662	2.1	115 349	1.7	135 081	1.9
	英国	25 418	0.4	24 990	0.4	33 733	0.5
	インド	16 481	0.2	17 782	0.3	26 650	0.4
	パキスタン	9 922	0.1	10 256	0.1	17 253	0.2
	アメリカ合衆国	14 379	0.2	13 608	0.2	16 742	0.2
	オーストラリア	9 505	0.1	10 190	0.1	15 949	0.2
	ネパール	12 379	0.2	15 845	0.2	15 943	0.2
	タイ	14 791	0.2	16 151	0.2	14 211	0.2
	日本	14 715	0.2	13 887	0.2	13 858	0.2
その他	53 746	0.8	55 439	0.8	58 177	0.8	
合計		6 708 389	100.0	6 864 346	100.0	7 071 576	100.0

（出所）2011 年人口普查（Population Census）。

まず、国籍別の表で注意したいのは、外国籍に入る人々が日本で考えるような「外国人」と



して扱われているわけではないことである。香港は国ではないので「香港人」という呼称の定義付けが困難であるが、香港特別行政区政府（以下香港政府とする）の行政が及ぶ香港市民とは、中国籍（中国公民）の市民だけではなく、「香港に在住する全ての市民」である。香港に在住目的で入国する際には、香港身分証の発行を申請しなければならず、その香港身分証（原語：香港身份証；Hong Kong ID card）を持つ市民が「香港市民」であり、本考察の対象となる。中国籍の香港人であっても永久居住地が香港（香港 ID では「香港永久居民」）かそれ以外で分類されるのと同様に、外国籍の香港居住者にも「香港永久居民」の香港 ID を持つ市民が存在する。外国人であっても香港に継続して7年以上居住する者に香港永久居民 ID の申請資格<sup>8</sup>があり、外国籍のまま香港永久居民証を持つことが可能だからである。過去3回にわたる国勢調査から、永久居留地が香港ではない中国本土から来てまだ年数が浅いと思われる中国籍の人口割合が増えていることがわかる。外国籍の市民は香港永久居民証を持つ者と、これから永久居民証を取得する可能性のある市民から構成されることになる。企業から派遣された永住目的ではない駐在員とその家族や、留学生もこの分類に入る。

表4-5 民族別人口構成

民族	2001年		2006年		2011年	
	人口	%	人口	%	人口	%
華人	6 364 439	94.9	6 522 148	95	6 620 393	93.6
インドネシア人	50 494	0.8	87 840	1.3	133 377	1.9
フィリピン人	142 556	2.1	112 453	1.6	133 018	1.9
白人	46 584	0.7	36 384	0.5	55 236	0.8
インド人	18 543	0.3	20 444	0.3	28 616	0.4
パキスタン人	11 017	0.2	11 111	0.2	18 042	0.3
ネパール人	12 564	0.2	15 950	0.2	16 518	0.2
日本人	14 180	0.2	13 189	0.2	12 580	0.2
タイ人	14 342	0.2	11 900	0.2	11 213	0.2
その他のアジア系	12 835	0.2	12 663	0.2	12 247	0.2
その他（複数回答）	20 835	0.3	20 264	0.3	30 336	0.4
合計	6 708 389	100.0	6 864 346	100.0	7 071 576	100.0

（出所）2011年人口普查（Population Census）。

更に「香港人」、「外国人」の区別を難しくしているのが、外国パスポートを持つ香港人には、中華系の人口が少なからず存在することである。それは、香港が歴史的に中国で政変があった際の出国窓口として機能しており、実際に英国から中国への香港返還が決まった1984年の中

英協定締結や 1989 年の天安門事件を契機に、海外移住する人口が急増、海外パスポートや永住権を取得した人々が、返還を前に比較的景気よかった香港に再び戻るといった現象が起こった<sup>9</sup>からである。

これは、国勢調査で実施している民族別調査（表 4-5 を参照）でもうかがい知ることができる。民族に「華人 (Chinese)」や「白人 (White)」という項目を設けているところに統計を取る難しさが垣間見られるが、統計を取る際には、1 つ以上のアイデンティティをチェックしてもいいことになっている。150 余年に及び英国統治のもとで、中華系とヨーロッパ系香港人といった異民族間の婚姻も進んでいる。つまり、ある民族に優遇措置を与えるためには、その民族を特定しなくてはならないが、香港人のアイデンティティはかなり線引きが難しいのである。また、中華系であっても海外生活が長いために、子どもは中国語があまりできないケースもある。中華系であっても育ってきた言語環境は同じとは限らないため、出自による言語上の優遇策を取ることは、却って不公平を生み出す可能性を孕んでいる。

## 7. 言語能力からみた香港人の特徴

香港は 150 余年にわたり英語の統治下にあったために、英語ができる人が多いと思われがちであるが、年代の高い人で英語が使える人は限られており、香港人全体を見渡しても、英語が全くできない人が意外に多い。市井の言語は中国語の一方言である広東語であるが、中国語の標準語である「普通話」を使いこなせる人も思いの外少ない。使える言語は広東語のみというモノリンガルな市民が少なからず存在するのが香港である。国勢調査では、表 4-6 の通り、日常の生活言語、使える言語、といった個人の言語能力でも統計を取っている。調査結果から、多くの香港人にとって、普通話と英語は自然に習得される言語ではなく、学習によって身につく言語であることが読み取れる。

表 4-6 使える言語別人口比率

言語・方言	調査年	日常語 %			日常語以外に使える言語 %			使える言語合計 %		
		2001年	2006年	2011年	2001年	2006年	2011年	2001年	2006年	2011年
広州話(広東語)		89.2	90.8	89.5	6.8	5.7	6.3	96.1	96.5	95.8
普通話(標準中国語)		0.9	0.9	1.4	33.3	39.2	46.5	34.1	40.2	47.8
英語		3.2	2.8	3.5	39.8	41.9	42.6	43.0	44.7	46.1
客家話		1.3	1.1	0.9	3.8	3.6	3.8	5.1	4.7	4.7
潮州話		1	0.8	0.7	3.8	3.2	3.1	4.8	3.9	3.8
福建話		1.7	1.2	1.1	2.3	2.1	2.3	3.9	3.4	3.5
インドネシア語		0.2	0.1	0.3	1.2	1.5	2.2	1.3	1.7	2.4
タガログ語(フィリピン)		0.2	0.1	0.2	1.7	1.3	1.4	1.9	1.4	1.7
日本語		0.2	0.2	0.2	1.2	1.1	1.4	1.4	1.2	1.5
上海話		0.4	0.3	0.3	1.1	0.9	0.9	1.5	1.2	1.1

註：失語者の人口を含まない。

(出所) 2011 年人口普查 (Population Census)。

しかもどちらの言語も使える言葉として身につけている人口は半数に満たない。就学前教育段階から学校での教授言語が広東語であり、香港が中国へ返還された 1997 年からは、英語に加えて普通話教科として小学校 1 年次から導入された。その教育効果であろうか、年々英・中の両言語が使える人口が増えてきているが、2011 年現在それでもまだ人口の半分なのである。また、国勢調査での言語能力は自己申告であるため、使える言語といっても話したり聞いたりすることには不便を感じなくても、読み書きはできない、あるいは苦手という人も含まれているはずである。しかし 2012 年度から始まった新しい大学入学統一試験 HKDSE では、語学能力が徹底的に試験される。試験される二つの語学は共に母語レベルというハードルの高いものになっている。

以上のことから、香港のメインストリームで学ぶ生徒の多くは、母語が広東語でありながら、大学入学を目指して中国標準語の「普通話」と「英語」を母語レベルの能力まで引き上げなければならないことになる。それでも広東語が母語の中華系香港人が普通話をマスターするのと、非中国語母語話者である民族的少数者が全くの外国語である広東語を教授言語としてマスターしつつ、教科として普通話と英語という 2 つ目、3 つ目の外国語も母語レベルを目指して習得しなくてはならないのでは、その負担の大きさが全く異なることは想像に難くない。

## 8. 地理的特徴と主要産業から見る受験生間の差異

アジアの他地域で入学試験において格差是正のための優遇措置が取られる理由の一つに、在住する地域による教育機会とその質の格差、及び職業による収入格差が大きいことが挙げられよう。香港では、その両方とも考慮に入れるほど格差は大きくないと考えられる。それは、香港が狭い地域社会であり、いわゆる僻地と定義できるような地域はないといつてよいからである。香港は、九龍半島と香港島、そして小さな島々から成るが、どこに住んでいても中等教育校へのアクセスが全くないところはない。教育改革により、香港人は先の図 4-4 のメインストリームにある公立学校への入学は保証され、無償で 6 年間の中等教育を修めることができる。中等教育校は学区があり、生徒分配システム (Secondary School One Central Allocation System) という政府の生徒分配システムにより、学区と小学校 6 年次に受ける香港統一学力試験 (Territory-wide System Assessment; 以下 TSA とする) により入学する中等学校が決められる。従って、公立学校に入学を希望する限り、進学先の中等学校が見つからないことはない。逆に TSA による進学先が決定される前に、生徒は学区外の学校を含めた学校選択権を持ち、学校の方も、教育局から入学者を割り振られる前に入学者定員枠の 30% まで独自に入学者を選抜できる。従って、学校選択の自由も限定的ではあるが保証されている。図 4-4 にある私立学校はこの教育局による TSA の入学者配分がないため、定員枠の全てを独自に選考できる。

次に、香港の主要産業であるが、表 4-7 にある通り、人口の多くが第三次産業に従事しており、農・水・鉱業といった第一次産業従事者が極めて少ない。失業率は統計局によれば近年はほぼ 3% 台で横ばい状態が続いている。以上のような理由から、香港の受験生は出身地、社

会的な地位などによって統一大学入学試験の際に特別に優遇されるべき要因が特段見当たらない、或いは社会問題として取りあげられるほどの数に至っていないと考えられているようである。

表 4-7 職業分類別人口比率

産業	人口	%
製造業	142 973	4.0
建築・建造業	275 517	7.8
貿易、倉庫、卸業	805 269	22.7
運輸、倉庫、郵政、配送業	316 597	8.9
ホテル・レストラン業	278 939	7.9
通信・IT業	116 757	3.3
金融・保険業	219 564	6.2
不動産、商業サービス業	462 075	13.0
公共行政、教育、医療、社会福祉	513 324	14.5
その他の個人業種	389 575	11.0
農業、漁業、鉱業を含むその他	27 191	0.8
合計	3 547 781	100.0

(出所) 中華人民共和国香港特別行政区 政府統計處 『2011 年国勢調査』。

## 9. 非中国語母語話者の早い段階からのインクルーシブ教育

現在、HKDSE で一番不利な立場にあると考えられるのは、非中国語母語話者であろう。これまで香港政府は、外国人の子弟には、国際学校ないし、現地校の中でも非中国語話者を積極的に受け入れ、中国語は外国語として教育課程を組む指定校への入学・編入を勧めてきた。しかし、それでは生活言語の広東語の習得も、教科としての「普通話」の習得も効果はそれほど期待できないうえ、中等教育修了試験かつ大学入学統一試験でもある HKDSE では、出自に関わらず中国語の受験が必須になった。

政府は、2000 年前後から新移民に対して香港の普通の学校に積極的に編入させるインクルーシブ教育の方針を変更した。非中国語話者 (NCS: Non-Chinese Speaking (people)) である新移民の子女がスムーズに香港の学校に編入のできることを目的にした全日制「香港生活開始プログラム (原語: 后动课程; Initiation Programme for Newly Arrived Children)」が 2000 年から始まった<sup>10</sup>。香港の公立校に編入を希望する新移民の子女に対し、特に中国語 (教授言語である広東語、教科としての中国語・普通話) と英語を強化すること、香港社会及び学校環境への順応をはかることを目的にしたプログラムである。新移民の子女を普通学級へ編入・入学

させる前に、6 か月にわたり指定校で開講する。このプログラムは非中国語圏からの新移民を想定して開始されたが、2002 年からは、非中国語母語話者だけでなく、本土からの中国人児童生徒や香港人帰国子女及び華僑子弟に対しても、必要に応じて同プログラムが開講されている。

2007 年からは、就学前教育段階で、教育バウチャー制<sup>11</sup>を取り入れ、実質的に 3 年間の幼稚園教育が無償となった。バウチャーは香港の教育課程を組むバウチャー認定幼稚園でのみ使うことができる。バウチャーは配布されるのではなく、申請の手続きが必要だが、香港人だけでなく、香港に住み始めて間もない外国人でも申請ができるように、申請用紙は広東語、普通話の他にタガログ語、ウルドゥー語、インドネシア語、タイ語、ヒンディー語、ネパール語の各言語と英語の併記でも用意されている。香港の就学前教育では、公立小学校入学を見据えた中国語と英語の就学準備教育が行われている。中等教育修了段階、つまり大学入学統一試験の段階で、特別優遇措置を取らない代わりに、早い段階から香港のメインストリームで香港人と同じ教育が受けられるようにすることで、香港のメインストリーム教育の確立を図る狙いがあると思われる。もしメインストリームの教育に不服があれば、自己負担と自己責任で授業料の高い国際学校や私立学校への入学・編入も妨げない。

この方針の変更には、中国返還を経て、香港が中華人民共和国の一部となったことが背景にあると考えられる。返還後 50 年間は「一国二制度」のもと、本土とは異なる独自の行政と経済活動が許されているが、返還からもうすぐ 20 年を迎えようとしている。多民族・多文化社会は尊重しつつも、香港人（前述したとおり、外国人であっても「香港人」となる）として生活言語の広東語、中国の一部として標準中国語の普通話、そして国際都市香港の生き残りをかけた英語の三つの語学能力を身に付けた人材育成のニーズが見えてくる。読み・書き言葉は中国語と英語の二言語ができ、加えて話し言葉は広東語もできる『両文三語』は、「香港教育改革建議」の中でも謳われている、香港の目指す人材育成の一つの柱となっている。

## おわりに

香港コンテキストでの教育格差是正は、教育機会の平等のみが考慮されており、徹底した能力主義が採られているといえよう。多民族・多文化地域であることを標榜し、近年も積極的に移民を受け入れているが、大学入学統一試験の段階で、民族的少数者に対する教育上の優遇措置はないに等しい。唯一、非中国語母語話者の負担軽減措置としてとられているのが、HKDSE の必修科目である中国語は、母語レベルの中国語試験ではなく、外国人向けの中国語試験に代替可能になったということである。また、2015 年から HKDSE の選択科目の中に、非中国語母語話者のための応用中国語が 2 科目増設され、レベルの高い必修科目の中国語をそれに替えることも可能になったことは、民族的少数者に対する格差是正措置ととらえることができる。しかし、中国語をこの代替試験に置き換えるには、様々な条件が付き、出だけで無条件に認められるわけではない。現在でも、非中国語母語話者であっても、メインストリームで継続して普通教育を受けている場合は特別措置を受けることはできない。条件付きながら必修の中国

語が代替試験でも認可されるのは、新教育課程と HKDSE が導入されてまだ年数が浅いための移行措置とも受け取ることができる。中国話話者と非中国話話者を中国語能力により教育課程を分ける分断した教育から、インクルーシブ教育に方針を変更した現在、近いうちにその特別措置がなくなる可能性がないともいえない。中国という大きな傘下にある香港の将来を見据えると、中国語能力は香港人の資質として外せない要素になるであろう。更に、これまで資本主義のもと、自由貿易で栄えたアジアの金融と貿易のハブとしての香港の存在意義を考えると、英語力も香港人の人材育成に欠かせない大切な要素になろう。アジアの小さな地域社会に過ぎない香港が、中国返還後もその存在意義を示しグローバル社会で生き延びていくのに必死になっている現段階では、社会的弱者に特別な優遇措置をとる余裕がないのかもしれない。それは HKDSE という長丁場の試験で首尾よく大学入学資格条件を満たした受験生全てが、大学教育を受けられるだけの受け入れ枠が香港地域内では全く足りていないからである。今後インクルーシブ教育が徹底され、外国に出自がある生徒も中華系の香港人と同じ土壌で対等に教育を謳歌できるようになった時に、社会的弱者としてどのような香港人が認識されるようになるのだろうか。その時には、大学入学統一試験での優遇措置をとる余裕ができていないかもしれない。

---

1 香港教育統籌委員會・中華人民共和國香港特別行政區政府『香港教育改革建議』2000年9月。

2 大和洋子「香港の大学入学資格統一試験改革：新試験（2012）が目指す人材育成」『国立教育政策研究所紀要 第143集』2014年、117-133頁。

3 教育局の教育統計及びJUPASの資料より算出。

4 2014年9月学校訪問時のインタビュー JOCKEY CLUB EDUYOUNG COLLEGE

5 2014年9月学校訪問時のインタビュー 英華書院

6 HKEAA 「2015年香港中學文憑考試成績統計」

<[http://www.hkeaa.edu.hk/DocLibrary/HKDSE/Exam\\_Report/Examination\\_Statistics/dseeexamstat15\\_3.pdf](http://www.hkeaa.edu.hk/DocLibrary/HKDSE/Exam_Report/Examination_Statistics/dseeexamstat15_3.pdf)>

7 2015年9月学校訪問時のインタビュー St. Paul's Coeducational Secondary School, Diocesan Boys' College.

8 家庭内ヘルパーのような資格で来港した外国人は永久居民証の申請はできない。

9 Yamato, Yoko (2003) "Education in the Market Place: Hong Kong's International Schools and their Mode of Operation", CERC, the University of Hong Kong

10 大和洋子「香港における外国人児童生徒の教育：徳芸学校での集約的受け入れから一般校での分案受け入れへ」『外国人児童生徒の教育等に関する国際比較研究 報告書』（研究代表者大野彰子 国立教育政策研究所 国際研究・協力部）2015年、114-126頁。

11 教育局 「學前教育學券計劃」

<<http://www.edb.gov.hk/en/edu-system/preprimary-kindergarten/preprimary-voucher/index.html>>



## 第5章 台湾の大学入試における格差是正措置

小川 佳万  
(広島大学)

### はじめに

台湾は九州ほどの島と近隣の小島から構成され、面積としては小さいが、そこにある格差問題は大きい。島全体が均等に発展していない現状について政府側は関心を示し、その是正のために積極的に取り組んできている。例えば、農村部と都市部の差は言うまでもなく、都市部においても地方都市と台北市では大きな格差が存在している。また台湾の「新幹線（高速鉄道）」が島の西部を走っていることからわかるとおり、東部と西部でも格差問題は存在している。

こうした問題を教育面でみた場合、有名大学への進学率の高い高級中学（日本の高校に相当）に入学しようと生徒の移動が農村から都市部へ、地方都市から台北市へ常態化しているという問題が最近まで存在した。日本と同じ九年制義務教育終了後の後期中等教育段階では、いわゆる学区は存在しない。つまり生徒が希望し、家庭の経済状況が許せば、より魅力のある高級中学、いわゆる有名校に生徒が移動することは法的に何ら問題はなかったからである。

こうした事態に政府は、「適正学習社区」、すなわち学区（日本の中規模学区に近い）を設定し、国民中学（日本の中学校に相当）卒業生の進路としては、その区内（すなわち地元）の高級中学への進学に制限させている。この施策は、現行の無償制九年制義務教育を十二年制にまで延長しようと試みる議論とあわせて実現され、格差是正や受験競争緩和の中心的議題として熱い議論を繰り広げてきたが、すでに数年が経過して定着してきているようである。

本章では、こうした格差是正措置の取り組みを大学入学者選抜面から明らかにすることにする。台湾も他のアジア諸国と同様、大学入試競争の激しい地域であり、社会的な関心も高い。大学入試は個人の将来にとって重要な意味をもつことは言うまでもないが、社会における人材計画でみても格差是正に重要な貢献をする。大学入試を通して「社会的弱者」（原語「弱勢者」）に高等教育の機会を与えられるとしたら、彼らが居住する地域の環境も徐々に変化していくのではないかと期待できるであろう。そのために、どのような策を講じているのかについて、以下で具体的に検討していくことにする。

### 1. 大学入試制度の概要

#### (1) 入学試験の3つのルート

長い間、台湾の大学入試は、部分的な改革はあったが、「連考」と呼ばれる年に1回実施される統一試験の得点で合否を決定するという基本的に単純な制度であった。この制度は簡潔・明瞭であり、大学の負担も少ないので支持されてきたが、その一方でこの制度に対する批判がずっと続いてきた。



それは、たった一回の入試結果で将来が決まってしまうことへの批判、試験そのものが暗記に基づく点数主義に偏向していることへの批判、すべての大学・学科が一つの基準でランキングされてしまうことへの批判があった<sup>1)</sup>。

こうした批判に対して台湾政府が打ち出した方策は、一言で言えば入試制度の多元化であった。これにより受験生にとっては受験機会の複数化、大学側にとっては自主的な選抜が可能となった。その制度は2000年代以降徐々に修正が加えられてきたが、現行のものを以下の図5-1をもとに説明していくことにする。

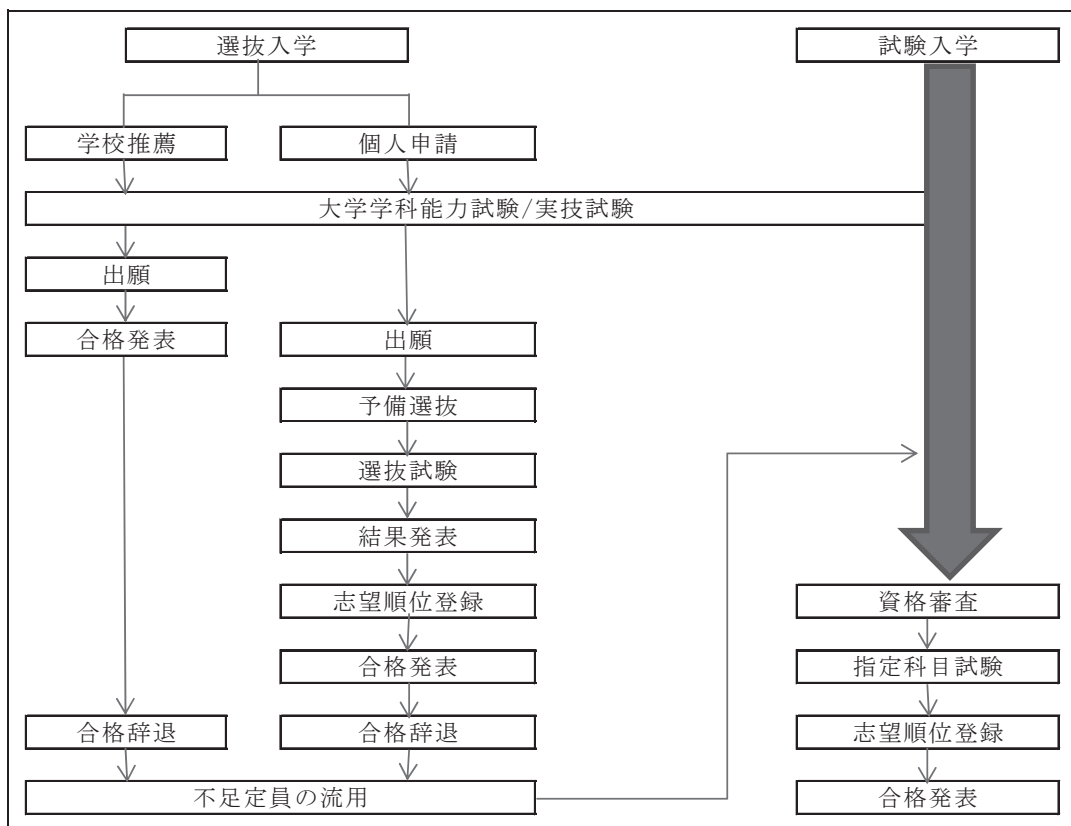


図5-1：入学者選抜の流れ

(出所)『第七次中華民国教育年鑑 第三冊』教育部、2012年。

図5-1の上部に示されているとおり、現行の大学入試制度は大きく「選抜(原語: 甄選)入学」と「試験(原語: 考試)入学」に分けられる。また、「選抜入学」は、「学校推薦(原語: 繁星推薦)」と「個人申請」の二種類に分けられる。なお、「選抜入学」と「試験入学」に関する詳細は後述するが、両者を日本の文脈に照らし合わせれば、前者は「推薦入試」や「AO入試」に、後者は「一般入

試」に対応する。それらを時系列的に示せば、まずは春に「選抜入試」が行われ、続いて夏に「試験入試」が行われる。このように入試制度自体が多様化してきているが、実際に受験生はどのルートで入学しているのだろうか。それを示しているのが、表5-1である。

表5-1 選抜ルート別入学者数の推移

	個人申請	学校推薦	その他	試験入学
2007年	17,015 (14)	8,822 (7)	5,551 (5)	86,652 (73)
2008年	19,400 (17)	9,034 (8)	4,473 (4)	81,409 (71)
2009年	19,161 (17)	8,883 (8)	6,861 (6)	76,434 (69)
2010年	23,272 (21)	9,721 (9)	8,446 (8)	71,165 (63)
2011年	34,247 (30)	6,790 (6)	5,467 (5)	66,683 (59)
2012年	39,587 (35)	8,213 (7)	5,837 (5)	59,696 (53)
2013年	43,186 (38)	9,670 (9)	5,450 (5)	55,307 (48)
2014年	49,692 (44)	11,270 (10)	9,507 (8)	42,424 (38)

(出所)『中華民国104年版教育統計』教育部、2015年、42頁より筆者作成。

表5-1は「学校推薦」が開始された2007年からの受験者数の推移を選抜ルート別に示しており、数字は人数、カッコ内の数字は割合を示している。なお、「その他」は3つのルート以外で、各大学の裁量で選抜できる枠であるが複雑になるため説明は割愛する。(割合は四捨五入をしているため、正確に100%にはなっていない。)2007年当時は、「試験入学」が73%であり主要なルートとして存在していたが、このルートの割合は年々下降してきていることがわかる。代わってその割合を大きく拡大させてきたのは「個人申請」であり、これを利用して入学する受験生が最も多くなっている。2014年の入試状況では、「学校推薦」1万1,270人、「個人申請」4万9,692人、「試験入学」4万2,424人となっており、「選抜入学(「学校推薦」+「個人申請」)」と「試験入学」入学者の比率は約54対38であり、「選抜入学」の割合がかなり大きいことが台湾の特徴としてあげられる。つまり、「連考」と呼ばれた伝統的な大学入試の流れを汲む「試験入学」はすでに主要なルートとは言えなくなってきたのである。なお、各大学の定員は教育部によって厳格に管理されており、例えば「選抜入試」による定員を教育部の許可を得ることなく自由に増やしたり減らしたりすることはできないため、この割合は政府の計画であるということも可能である。

また一部の大学のみが「選抜入学」を実施しているわけではなく、有名大学も含めた全ての大学・学科で実施されていることもその特徴として指摘できる。したがって、例えば、難関のA大学B学院C系(学科)の学生募集方式が「選抜入学」と「試験入学」の両方で学生募集をしているのであるから、このC学系を志望している高校生は、大学側が要求する条件を満たせば誰もが「選抜入学」をまず希望することになる。「選抜入学」のうち、「学校推薦」は各校で推薦できる人数が決められ

ているのでごく一部の生徒が対象となるが、「個人申請」の場合、統一試験である「大学学科能力試験」の結果が大学の要求する水準に達している場合、誰でも出願できるので多くの受験生が出願することになる。そこで合格できなければ、「試験入学」に参加することになり、この点で受験機会の複数化につながっていることになる。

ここで重要な選抜材料となるのが「大学学科能力試験」の結果である。それは「選抜入学」と「試験入学」ともに関係していることが図5-1からわかるであろう。「試験入学」においては、一部の大学・学科で、「大学学科能力試験」の特定の科目の成績を求めている場合もあり、例えば「英語」は「前標」、「数学」は「均標」といった段階別評価の基準を満たしていない受験生はその志望校に出願できないのである。

## (2) 選抜入学

「学校推薦」は、2007年から実施されているもので、日本の推薦入学に近いが、指定校推薦になっていない点は注意を要する。つまり、「志願できる者は校内の成績が上位20%以内」というような条件があるのみなので、どの高校からでも生徒を推薦できるのである。もちろん、「学校推薦」の受験生はみな入学が許可されるわけではなく、厳しい選抜がある。2014年度入試では、67大学が実施し、8つの学群（学問分野）に分け、それぞれに対して高級中学は1名ずつ推薦できる。各大学は、あらかじめ入学者選抜に関する受験生の条件、より具体的に言えば「大学学科能力試験」での各教科のレベルと、高校での学業成績や特記事項の条件を定めているので、大学の選抜委員会はそれをもとに入学許可者を選抜することになる。

受験生は3月上旬に出願し（「報名」）、中旬ごろに合否が判定することになる（「分発及び公告録取」）。ここでの合否判定は、先の「大学学科能力試験」の各科目の成績（素点ではなく級）が、各大学があらかじめ示していた基準を満たしていることを前提として、まず定員の2から5倍程度まで受験生を予備選抜し、面接試験等と提出された書類を勘案して合格者を決定する。その際、「大学学科能力試験」の割合が一般的に大きく、この得点が最終的な合否に影響を与えるが、もちろん面接試験や書類審査を重視する学科も一定数存在するので、生徒にとっては日常の定期試験の成績も重要となる。その割合は、前もって公表されていて、学校内の成績が上位20%以内とか30%以内と指定されている。

この「学校推薦」は高級中学側で出願者を絞り込むので一部の生徒のみが対象となると言えるが、後者の「個人申請」は、いわば高級中学からの推薦がいない「自己推薦制」と言え、比較的多くの受験生が関係することになる。これは3月中旬までに申請（「報名」）、すなわち出願手続きをインターネットを通して行い、その後試験は3月下旬から4月下旬の間に実施される。受験生は6大学まで申請でき、「大学選抜入学委員会」が受付、募集単位の各学科が「大学学科能力試験」をもとに定員の2から4倍程度まで受験生を予備選抜するため、「大学学科能力試験」の各科目に設けられた基準を満たしたものでないと合格できない。その後、各大学が設定した指定項目、実際の試験内容は、学部ごとに多様で、難関大学では「物理」や「化学」、あるいはそれらを統合した「総合問題」

の筆記試験があるが、多くの大学は小論文や提出資料をもとにした面接試験である。

この合否発表日は募集単位ごとに異なっているが、4月中旬から下旬に発表される。また、受験生は6校まで志願しており、合格した大学に満足できない場合は、辞退することになる。定員の不足分はこの時点で補充するのではなく、「試験入学」の方の定員に振り替えられることになる。

### (3) 試験入学

「指定科目試験」(「指考」)は高級中学を卒業後の7月上旬の3日間に実施される。これは、日本の一般選抜試験に近いと言えるものであるが、最大の違いは、各大学が試験問題を作題しておらず、「大学学科能力試験」と同じ「大学入学考試中心」が実施していることである。つまり、各大学は、試験科目を指定し、受験生はその科目を受験し、結果が大学に送付されて、合否判定を大学が行うことになる。

試験の結果は7月中旬に素点で示され、その点数をみながら、7月下旬に大学に出願することになる。ただし、各大学・学院は科目ごとに傾斜配点(「加権方式」)をするので、それに基づいて合否を判定することになる。その傾斜配点方法も決められていて、1.00、1.25、1.50、1.75、2.00の中から各大学各学科は選択できることになっている。したがって他の科目に比べて2倍以上の重みをつけることはできない。この傾斜配分後の総得点の高い者から並べ定員まで合格となる。

この「指定科目試験」に関しては、8月前半に合格発表が行われる。現在、台湾は日本以上に大学側の「供給過多」の状態であり、「選ばなければ」どこかの大学には入学できる状況である。したがって、「浪人」はほとんどいないのではないかとも思われるが、どうしても志望校に合格したいという受験生は、不合格の場合次年度に再受験することになる。

## 2. 少数民族への配慮

### (1) 少数民族格差問題

現在は3つのルートにより入学者を選抜している台湾であるが、どのルートにも競争があることは間違いない。特に「試験入学」は大学を選ばなければ入学できるような状況にあるが、多くの大学では厳しい競争があることも事実である。また家庭その他の事情から、例えば近隣の大学のみとか、国立大学のみとかの選択に制限のある受験生もみられる。そうした状況では、こうした競争にそもそも参加できていない集団が存在するのではないかと「均衡発展」を目指す台湾政府の関心を呼び覚ますことになった。その際、必然的に浮かび上がってきたのが少数民族(原語:「原住民」)教育問題であった。台湾では現在、亜美族、泰雅族、排湾族などの14の民族が公的に認められているが、少数民族生徒と漢族生徒との間に明確な学力差が認められ、これが少数民族教育を「弱勢者教育」と別称する一つの理由となっている<sup>2)</sup>。

それでは現在少数民族の生徒の在学率は、どうなっているのであろうか。それを示したものが表5-2である。

表5-2 少数民族の在学率 (2013年)

教育段階	全学生・生徒数	少数民族学生・生徒数	全体における少数民族学生・生徒の占める割合 (%)
小学	1,297,120	45,341	3.50
中学	831,930	26,260	3.16
高等学校	393,321	10,229	2.60
高等職業学校	360,491	9,942	2.76
大学	1,137,193	24,000	2.11
修士	177,305	1,236	0.70
博士	31,475	87	0.28

(出所)『中華民国教育年報 103』国家教育研究院、2016年、361-362頁。

表5-2は、各学校段階に在籍する少数民族族生徒(学生)数であり、右端の列はその割合を示したものである。台湾の総人口に占める少数民族の割合が約3%であることを考慮すれば、小学校段階に示された3.5%はほぼ基準値と考えてよいであろう。ところが、学校段階が進むにつれてその割合は徐々に低下していく。義務教育段階終了後の普通高校や職業高校になるとその割合は3%を切り、大学になると2%強となり、さらに大学院レベルでは1%を切って少数民族学生がほとんど在籍していないということをこの表は示している。割合から言えば、在学率はどの学校段階でも一定値の3%前後を維持させるべきであるという意見がでてくるのは当然であろう。こうした格差をどのように具体的に埋めていくかという問題が焦眉の急となってきたのである。

こうした少数民族生徒の在学率を上昇させるためにさまざまな優遇策を講じているが、その根拠となるのは「原住民教育法」(1998年)とその関連法規である。例えば、生徒への財政支援策として、少数民族生徒に毎学期(二学期制)2万1,000元(約7万3,500円)の就学奨励金(助学金と食費)を給付したり、「原住民教育法」第12条にあるように、宿舍費も2,500元まで補助している。

大学入試との関連で言えば、大学在学率は2.11%と高いとは言えず、入試制度改革を通して少数民族学生の大学への進学率も高めることが求められていることがわかる。もちろん、大学入学後についても少数民族に対する学費の減額制度が実施されている。経済的弱者に対する学費の減免措置の対象として、少数民族も含まれている。例えば、「原住民学生就讀国立及私立専科以上学校学雜費減免弁法」があるが<sup>3</sup>、以下では大学入試における少数民族への特別措置をみていくことにしたい。

## (2) 「個人申請」における特別措置

上述のとおり、現在大学への入学ルートは「個人申請」が大きくなりつつある。それは1月の「学科能力試験」の成績に加え、各大学が課す面接や小論文によって合格者を判定しているが、その際に少数民族枠を設けていることが第一の優遇措置として指摘できる。その枠の大きさは、公

表されてこなかったが、関連法である「原住民学生升学優待及原住民公費留学弁法」(第3条)によれば、その割合は人口比を勘案して定員の2%とし、少数民族の割合が高い地区ではその割合を高くすることも認められている<sup>4</sup>。

もちろん、こうした優遇政策に対しては、漢族側から不公平だという批判が当然のこととして出てくる。そのため、もともと少数民族生徒に対する2%特別枠を定員内で運用していたが、妥協案として定員外で2%特別枠を用い少数民族を選抜することになったのである<sup>5</sup>。こうした論争を追っていくと、現行の優遇政策が社会的に十分に承され、定着しているわけではないこともわかる。したがって今後もさまざまな修正を加えながら展開していくことが十分予想されるのである。

では実際少数民族枠を設けている大学・学科は現在どの程度あるのか、受験生が出願にあたって参考にする『学生募集要項(招生簡章)』をもとに少数民族枠の人数を確認した<sup>6</sup>。その結果をセクター別及び学問分野別に示したのが表5-3である。

表5-3 「個人申請」における少数民族枠数(2014年)

	文系	理工	生命科学	芸術	医学	合計
公立	256	151	83	39	0	529
私立	1380	295	180	35	3	1893

(出所) 大学招生委員会連合会・大学甄選入学委員会『103学年度大学「個人申請」入学招生簡章』大学甄選入学委員会、2013年、をもとに筆者作成。

表5-3から、まずは公立よりも私立の大学において、少数民族枠を設けていることが確認できる。その数は総計で3倍以上の開きがあり、もともと私立大学の数が多いとは言え、公的な制度とするには公立の方の数が上回っても不思議ではない。おそらく新入生の学力の重視からこうした制度での入学者数を控えた可能性もある。また、学問分野別にみると圧倒的に「文系」が多くなっている。この「文系」には法律や経営分野も含まれるので、必ずしも少数民族の言語や文化に焦点を当てたものだけではないことは留意する必要がある。少数民族地区の環境を考慮すると、「理工」や「生命科学」(特に農学分野)に集中するのかと考えられたが、実際はそうではないことも指摘できる。

このように少数民族を対象とした大学入学者選抜の際の特別措置として専用の枠を設けているが、それは公立よりも私立において、そして文系において顕著にその傾向が見られることが確認できた。次に、大学の所在地別に見ることとしたい。それを示したのが表5-4である。

表5-4から、少数民族対象とした枠の実数は北部が圧倒的に多いことが見て取れる。ただし、そもそも大学数が北部に多いのでそれを考慮する必要はある。そのなかで、「南部」にも一定数枠があることは特徴として指摘できるであろう。

表5-4 大学所在地別の少数民族枠数 (2014年)

大学所在地	文系	理工	生命科学	芸術	医学	合計
北部	870	207	58	41	1	1177
中部	270	85	99	13	2	469
東部	36	6	11	10	0	63
南部	438	138	93	10	0	679
離島	22	10	2	0	0	34

(出所) 大学招生委員会連合会・大学甄選入学委員会『103 学年度大学「個人申請」入学招生簡章』大学甄選入学委員会、2013年、をもとに筆者作成。

少数民族の多くは、この分類で言えば、「南部」と「東部」、さらには「離島」に居住している。彼らの現状を考慮すれば、そうした地域の大学に枠を多く設定することが必要だとも考えられるが、当然のことながら、大学の水準や学問分野を考慮して「北部」に多く設定していると考えられる。

### (3) 「試験入学」による優遇措置

現行の試験ルートでは40%弱の受験生がこの「試験入学」で進学しているが、この「試験入学」からも少数民族優遇措置は見取れる。それは加点措置である。「原住民学生学保障及原住民公費留学弁法」(第三条)によれば、具体的には、入学試験の総点に10%加算されることになっている。実は2010年では25%の加算があり、それが多すぎるという批判から10%に落ち着いた経緯があった<sup>7</sup>。日本同様、1, 2点を争う入試において、この優遇措置がどれだけ効力を発揮するかがこの例から明らかとなる。極めて低い点数の生徒ではこうした優遇措置の効果は出てこないが、ある程度の点数を獲得した少数民族生徒は、この優遇措置を利用して難関大学・学部 realistically 入学できることになる。

少数民族だけに開かれたもう一つの重要な措置は、母語への配慮である。既存の授業時間に影響を与えないよう平日ではなく、土曜日や夏休みを利用して学校で母語を学習し、その後で少数民族母語の検定に合格すれば、2006年より入学試験の総点に35%加算されることになった(「原住民学生升学優待及原住民公費留学弁法」第3条)。この影響は総点の10%加算の効果をさらに上回るほどのものとなることは必至であろう<sup>8</sup>。

こうした加点措置は少数民族枠と異なり、少数民族受験生の合格を保証するものではないため、このルートから何人高等教育機会を享受できるのかが計算できないというデメリットもある。そうした意味で、少数民族学生のみを対象とした少数民族班(原語:原住民専班)を開設して彼らの教育機会を拡大する措置をとっていることは注目に値する。例えば、2015年度には国立暨南国際大学、国立屏東大学、国立連合大学、中原大学、中華大学等計16大学で、「健康余暇」、「マスコミュニケーション」、「文化産業」、「看護」、「観光」、「公共事務」、「農業」の領域の少数民族班を開設してい

る。それは定員外の募集であり 740 人という少なくない人数となっている<sup>9</sup>。こうした取り組みを今後拡大していく可能性も十分ある。

### 3. 地域間格差の縮小へ

#### (1) 「学校推薦」による格差是正

上述のとおり、2000 年以降大学入試が「多元化」した背景には知識偏重型入試への批判とともに、地域間格差の是正があった。現在 3 つのルートのうち、特に「学校推薦」は学校間格差の解消を目指した制度であることも留意しておく必要がある。つまり、台湾大学等の有名大学が特定高級中学出身者に独占されているという現状を打破するため、有名大学の定員の一部を各高級中学に割り当てることを意図している。この「学校推薦」の場合、各大学は学問領域を最大 8 つまで区分して募集することになる。ただし、最終的に各領域の合格者は各高校 1 名であるため、この方法であれば結果として合格者の出身校は分散することになる。一部ではあるにしても地方の高校生が名門大学に入学できるチャンスが広がったことになる。

#### (2) 「個人申請」による格差是正

地域間格差の是正措置でさらに注目されるのは、「個人申請」にみられる「離島枠」の存在である。台湾でいう離島とは、澎湖県、金門県、連江県（馬祖）、屏東県（琉球郷）、台東県（緑島、蘭 郷）地区のことを指し、地域間格差の是正という意味から当該地域の受験生のための特別枠が用意されているのである（「離島地区学生保送高級中等以上学校弁法」）。それを具体例として示したものが、表 5-5 である。

表 5-5 は、台湾の受験生が手にする『大学入学募集要項（「入学招生簡章」）』（ただし、「学校推薦」、「個人申請」、「一般入試」に分かれている）の「個人申請」のなかの国立中興大学獣医学系の募集内容である。「個人申請」をするにあたって実に多くの情報が記載されている。その特徴を掻い摘んで説明すると以下ようになる。

第一に、入学者選抜の方法が大学・学科ごとに詳細に示されていることである。上述したとおり、「個人申請」は推薦入試の一種であるが、「大学学科能力試験」の点数を課し、各科目がどのランク以上必要かを明確にし（表 5-5 の場合は「均標」）、それが合否判定の際にどのくらい占めるのか（表 5-5 の場合は 50%）、また指定科目試験では何を行うのか（表 5-5 の場合は審査資料と面接）でそれぞれ合否判定の何%を占めるのか、そして面接の場所や時間まで明確にしていることである。

ここで注目されるのは、「離島枠」に 3 名が割り当てられていることである。特に地域を指定してあり澎湖縣 1 名、金門縣 1 名、連江縣 1 名、と示している（「原住民枠」での 1 名も示してある）。こうした地域枠を各大学が設けることにより、ほぼその地域出身の受験生が合格できることになり、人材育成の面から国の方向性を具現化していると言えるであろう<sup>10</sup>。



表5-5 台湾中興大学獣医学系の「個人申請」の募集内容

国立中興大学 獣医学系		学科能力試験			総合成績の算出方法					同点の場合の順位付け方法 一. 面接 二. 英文学科能力試験 三. 学科能力試験総合 四. 自然学科能力試験
		第一段階			第二段階					
		科目	順位	倍率	傾斜	学科能力試験の割合	指定科目	検定	指定科目の割合	
大学番号	003372	国文	均標	-	1.00	50%	審査資料	-	10%	
募集定員	20	英文	均標	1	1.00		面接	-	40%	
性別制限	無	数学	均標	0	1.00					
選抜人数	60	社会	均標	-	1.00					
原住民枠	1	自然	均標	-	1.00					
離島枠	3	総合		-	-					
				3						
選抜料	1300	指 定 項 目 内 容	審査資料	項目：高校の成績証明 20%、自薦書 40%、学習計画（動機を含む） 40%						
試験通知日	103.3.21			説明：無						
提出資料締切日	103.3.26									
試験日	103.4.11		選抜説明	一. 面接時間：4月11日午前9：00から						
合格発表	103.4.22			二. 面接場所：疾病診断センター2階211室						
再審査締切日	103.4.24			三. 受験生は3月7日9：00から本校のウェブにアクセスし、個人申請にの関連した規定を確認すること。4月8日から10：00から本校のウェブで面接時間、場所及び注意事項を確認し、時間通りに試験を受けること。						
離島枠の地域制限	澎湖縣1名、金門縣1名、連江縣1名									

（出所）大学招生委員会連合会・大学甄選入学委員会『103学年度大学「個人申請」入学招生簡章』  
大学甄選入学委員会、2013年。

もちろん、少数民族枠同様、こうした地域間（学校間）格差是正措置を疑問視する人たちもいる。これらの「離島枠」や高級中学間格差の是正については、特に台北市の有名高級中学生個人の教育機会を狭めるものとして否定されるのではないか。台湾の場合は、制度そのものよりも結果として大学教育に問題が生じてきているという批判、すなわち、学生の質が全体に低下してきているという批判もみられる<sup>11</sup>。日本でも推薦入学の学生の学力不足はしばしば指摘されることなので理解のできる批判であろう。ただし、こうした批判はあっても、年々「学校推薦」の割合も上昇してきていることから、「結果の平等」をより重視する政府の姿勢がみてとれる。この点はかなり政治的な判断であるため、今後大きく事態が変化する可能性が十分ある。

## おわりに

以上、本章で台湾の大学入学者選抜においてどのような格差是正措置が講じられているかについて検討してきた。日本は全国的に同じレベルの教育が行われ地域間格差がほとんど存在しないということが入学試験制度実施の前提である。一方で、九州と同程度の規模の台湾とは言え、民族間格差と地域間格差が明確に存在することを台湾政府が認め、その是正に多大の関心を示していることを明らかにした。詳細には以下三点である。

第一に、少数民族に対して、また離島に対して特別の措置を講じていることがわかった<sup>12</sup>。少数民族への配慮の仕方は「学科能力試験」において加点する措置が採られている。加点の量も総点の10%と多く、しかも母語検定に合格したものには総点の35%を加点するという破格の加点を認めているため、こうした措置で少数民族学生の合格の可能性がかなり高まるのではないかと予想される。逆に言えば、これほど加点措置を採らなければ少数民族の合格者が出てこないほど学力間格差が広がっているのかという推測も成り立つであろう。また、「個人申請」においては、「少数民族枠」や「離島枠」を設定してこうしたカテゴリーに当てはまる受験生に高等教育の機会を開いている。各大学に1、2人のみの設定であっても多くの大学で採用されているため、その総数は決して少なくなく、教育機会の拡大に大きく貢献していることがわかった。

第二に、少数民族枠や離島枠を設けているが、大学教育の質の維持を求める力は強く、必ず統一試験の結果も判定材料として使用していることが台湾の特徴であると言える。台湾も知識暗記型入試に対する批判から、従来の学科試験以外の面接、小論文等を導入してきているが、統一試験である「大学学科能力試験」の結果を重要な選抜資料として用いていることである。こうした条件からせつかく枠を設けてもそれが有効に利用されない可能性も十分考えられるが、大学教育の質という面からは必要なことであるとも言えよう。

第三に、台湾の大学入学者選抜は改革を重ねた末、「多元化」路線を進んできた。これは世界の教育制度改革がより多元化に向かっているのと機を一にしているともいえ、また「供給過多」の台湾の高等教育では必然的な方向性であるとみることも可能である。ただし、台湾の大学入試制度は「あまりにも複雑になってしまっている」と指摘する大学教授もいて、台湾の文脈で社会的正義を目指

すがあまり、非常に複雑な制度にしてしまったという感も否めない。制度の簡素化への要望もまた強いのである。

- 
- 1 教育部『第七次中華民國教育年鑑 第三冊』、2012年、182頁。
  - 2 範麗娟「台湾弱勢者教育的現況分析與未來展望」『教育資料與研究』国立教育資料館、2007年、77-90頁。
  - 3 教育部、前掲書、399頁。
  - 4 教育部、同上、397頁。
  - 5 教育部高教詞「有關「原住民學生升學優待及原住民公費留學弁法」修正之說明」2006年。
  - 6 大学招生委員會連合会・大学甄選入学委員會『103学年度大学「個人申請」入学招生簡章』大学甄選入学委員會、2013年。
  - 7 教育部、前掲書、397頁。
  - 8 ところが最新の報告によれば、少数民族の母語検定の合格率が56%で下降してきていることが報告されていて（教育部『中華民國教育年報103』教育部、2014年、395頁）、この制度を十分利用できていないのではないかと懸念されている。
  - 9 教育部『中華民國教育年報103』、2014年、380頁。
  - 10 ただし合格の前提として「学科能力試験」で表に示される基準を満たしていなければならない。離島地区からの出願者にそれを満たすものがいなければ合格者0人という結果になり、その枠は「試験入学」の定員に追加されることになる。
  - 11 王世英他『大学甄選入学実施成果之研究（第二期）』国立教育資料館、2007年。
  - 12 実は、それ以外にも「個人申請」において、低所得層の生徒に10%加点したり、一定の人数を優先的に入学させる措置を講じている大学も中にはみられる。例えば国立交通大学は低収入学生を優遇させている。また国立中央大学では低収入学生に対して加点している。これらの具体的措置は大学の裁量の範囲内にあり、全体として整理できないため割愛したことをお断りしておく。

## 第6章 タイの大学入試における格差是正措置

牧 貴愛  
(広島大学)

### はじめに

本章の目的は、タイの大学入試制度における社会的弱者に対する優遇措置の意味、すなわち、なぜタイの大学入試制度において社会的弱者の優遇措置が講じられているのか、について若干の考察を加えることである。

社会的弱者に対する優遇措置、いわゆる「アファーマティブ・アクション (affirmative action)」は、アメリカにおいて1964年に成立した「公民権法 (the Civil Rights Act)」に端を発する措置である<sup>1</sup>。一般には「雇用や教育など社会の諸分野で、機会の平等を促進し人種等の多様性を増大させることを意図して、人種、民族、出身階層、性、身体障害、軍隊経歴などを考慮し、歴史的、社会構造的に存在する不平等や差別の是正や改善を図る政策的な措置」を指し、日本語訳としては「積極的差別是正措置」といった訳語があてられる<sup>2</sup>。アファーマティブ・アクションは、2010年からNHKの番組として放映されたマイケル・サンデル (Michael J. Sandel) の「ハーバード白熱教室」においても取り上げられており、記憶に新しいのではないだろうか。また、同氏の講義を収録した著書『これからの「正義」の話をしよう』の第7章では「アファーマティブ・アクションをめぐる論争」として、入試におけるアファーマティブ・アクションが事例として取り上げられている。それは、次のようなものである。白人のシェリル・ホップウッドは、テキサス大学ロースクールを受験したが不合格となった。他方、合格したアフリカ系アメリカ人やメキシコ系アメリカ人といったマイノリティの学生の中には、彼女よりも学業成績や入学試験の成績が低い者がいた。これは、同大学のロースクールがアファーマティブ・アクションを講じており、マイノリティの出願者を優遇していたことによるものである。そして、ホップウッドは、差別を受けたと訴訟を起し、大学側は「テキサス法曹界の人種的・民族的多様性を促進することがテキサス大学ロースクールの使命の一つである」と反論したというものである<sup>3</sup>。

この事例は、ホップウッド自身が不合格は不当だ、差別を受けたと感じて訴訟を起したことに端的に示されるように、一見すると入試制度本来の機能、すなわち当該大学の教育を受けるに相応しい能力を備えているかどうかを判断するという点が考慮されていないようにも思える。しかしながら「テキサス法曹界の人種的・民族的多様性を促進することがテキサス大学ロースクールの使命の一つ」という大学側の反論を勘案すると、先の見方は、大学教育を受けるに相応しい能力=学力を測定するという入試制度に対する偏った見方であることに気づかされる。同反論は、テキサス大学のロースクールとしては「ブラウン判決」<sup>4</sup>という過去と大学の目指す社会的目的といった未来の双方を考慮した結果として、アファーマティブ・アクションを講じていることを示している。言い

換えれば、アファーマティブ・アクションをめぐる次の2つの論点が包含されているとも言える。一つは、アメリカの人種差別（セグリゲーション）という過去の過失の賠償としてのアファーマティブ・アクション（補償論）であり、もう一つは、アファーマティブ・アクションによる社会全体の共通善（大学入試の文脈では、大学の目指す社会的目的）に資するか否か（多様性論）である<sup>5</sup>。本章では、これらの視点を援用しながら、タイの大学入学試験における社会的弱者に対する優遇措置に込められた大学あるいは政府の意図ないし思惑について考えてみたい。

社会的弱者に対する優遇措置あるいは社会的排除と包摂といった問題関心に基づく研究には、ドイモイ期のヴェトナムにおける少数民族優遇政策の意義と同政策がヴェトナム社会に与えた影響の解明に取り組んだ研究がある<sup>6</sup>。同論文の冒頭では、先住民優遇政策（ブミプトラ政策）を講じているマレーシア、中国、インドについての先行研究が挙げられている。本章の対象であるタイについては、先駆的なものとしては村田による研究を挙げることができよう<sup>7</sup>。村田は、首都バンコクに所在する大学への地方出身の学生の過度な流入の歯止めとバンコク出身学生の地方流出を促進することを目的として、1970年に地方大学の入試にクオータ制が導入されたことを報告している。その後、尾中によって高大接続の観点から大学入試制度が取り上げられたり<sup>8</sup>、櫻井・道信が社会的包摂（social inclusion）の取り組みとして継続型高等教育の事例を紹介したりしている<sup>9</sup>。直近のものでは、タイの大学入試制度について概説した拙稿がある<sup>10</sup>。他方、当のタイ人あるいは外国人研究者による研究は、管見の限り見当たらず、また、筆者が知りうる限り、当該課題を担当しているタイ高等教育局の学生支援課には、日本の『螢雪時代』に相当するような集約された情報は存在しない。

以上を踏まえて、本章では、冒頭に述べた課題を解明するために、次の3つの具体的な課題について、関連の文献資料を手がかりとしながら分析・考察する。

第一に、タイにおける社会的弱者が注目された背景と高等教育の機会について関連の文献資料を手がかりに考察を加える。

第二に、タイの大学入試制度における社会的弱者に対する優遇措置の位置づけを確認するとともに、優遇措置の事例を取り上げながら、補償論、多様性論の観点から検討を加える。

第三に、そして、最後に、タイの大学入試制度における社会的弱者に対する優遇措置の意味について考察する。

なお、本章で取り上げる優遇措置の事例は、タイ国内に所在する全ての大学の入試制度情報を精査したものではなく、タイ教育省の知人の助けを得ながら、いくつか特徴的のものを取り上げていることを予め断っておく。網羅的な情報の収集・分析については、機会を改めて行いたい。

## 1. タイにおける社会的弱者と高等教育の機会

タイでは、社会的弱者のことを「プー・ドローイ・オカート（phu doi okat）」<sup>11</sup>と呼ぶ。「プー・ドローイ・オカート」は、人を意味する「プー」、下位にある、劣るといった意味の「ドローイ」、機会を意味する「オカート」という3つの単語から成る。直訳すると「機会が下位にある人」という意味になるが、しばしば教育的を意味する「ターン・ガーンスクサー（thang kan sueksa）」や、より広

く社会的を意味する「ターン・サンコム (thang sankhom)」という単語を伴って用いられる。たとえば「プー・ドーイ・オカート・ターン・ガーンスクサー」は、教育機会が限られている人、「プー・ドーイ・オカート・ターン・サンコム」は、社会的な機会が限られている人といった意味になる。タイにおける社会的弱者ないし社会的排除の当事者についての厳密な定義は、管見の限りみあたらない。このようにある種、ラベリングされる人々の具体はどのようなものであろうか。さしあたって、先に挙げた櫻井・道信の整理を参照すると、社会的排除の当事者の内訳は次の通りである<sup>12</sup>。すなわち、ラオス人労働者、タイ人国際結婚定住者、山地民、農村女性、ストリート・チルドレン、ゴミ収集人、工場労働者、生涯学習者（義務教育を十分に受けることができなかった者）、である。この櫻井・道信の例示については、いくつか補足が必要のように考えられる。一つは、上述のラオス人労働者については、ラオス人に限らず、隣国のミャンマー、カンボジアからの越境外国人労働者も含まれるとみてよいこと。もう一つは、櫻井・道信の例示は、おそらく成人一般が想定されているが、野津が取り上げている通り、外国人労働者の家族には当然子どもも含まれていること<sup>13</sup>。さらには、一般に社会的弱者として想定される障害者が含まれていないこと、である。

タイにおいてこうした社会的排除の当事者ないし社会的弱者が高い注目を集めるようになった、言い換えれば発見されたのは、いつ頃のことであろうか。その契機について、櫻井・道信を手がかりとして探ってみると複数あることがわかる。たとえば、比較的最近になって注目を集めるようになったのは、外国人労働者とその子弟である。その契機は、2004年のスマトラ沖大地震・インド洋津波であるとされる。野津は、外国人労働者家族の現状が同災害の犠牲者として報道され、タイ社会に初めて知れ渡ることとなったと指摘する<sup>14</sup>。国際結婚するタイ人については、ラタナー (Ratana) などによる研究成果がある<sup>15</sup>。これらの研究がまとめられている時期に鑑みると、目に見える形で注目されてきたのは、おおよそ、1990年代後半頃、すなわち、交通費の相対的な低下といったグローバル化が一つの契機になっていると推測することができる。山地民と農村女性については、従来の大衆観光 (マス・ツーリズム) に代わって1990年代後半に登場したエコ・ツーリズムや文化ツーリズムの文脈で取り上げられている<sup>16</sup>。ただし、山地民に関しては、1950年代半ば以降に、タイ国民としての同化政策ないし国民教育の対象となって以来、今日に至るまで、折に触れて注目を集めており、農村女性とは注目された起点が大きく異なる<sup>17</sup>。ストリート・チルドレンは、1961年「第1次国家経済開発計画」時に顕在化したとされるが、タイにおいてストリート・チルドレンの定義は2003年に制定された「児童保護法」により確立した<sup>18</sup>。ゴミ収集人については、ブンタワット (Bunthawat) による民族誌的研究成果がとりまとめられているとされ、いずれも1990年代後半頃に注目を集めるようになったと見て良いだろう<sup>19</sup>。工場労働者については、先のゴミ収集人と同様に、1990年代後半からNGOが企業における安全衛生管理対策に取り組むようになったとされる<sup>20</sup>。生涯学習者すなわち義務教育を十分に受けることができなかった者が注目を浴びるようになった時期は、1937年の第1回国勢調査により高い非識字率が発見されて以降、1940年に教育省に成人教育局が設置された頃まで遡ることができよう。なお、成人教育局は、1979年にノンフォーマル教育局へと改称して今日に至っている<sup>21</sup>。先に補足した障害者については、1954年に、タマサート大学

に社会福祉学部が新設されており、その頃にはすでに認識されていたと考えられる<sup>22</sup>。他方、先のレストラン・チルドレンと同じように障害者の定義は、1991年の「障害者リハビリテーション法」により確立した<sup>23</sup>。以上から、社会的弱者ないし社会的排除の当事者が発見された契機は、大きく次の3つあるように考えることができよう。一つは、1950年代末から始まる反共という国際的な戦略に支えられた「開発の時代」、もう一つは、1990年代頃からのグローバル化、そして、2004年の大災害である。

とはいえ、こうした社会的排除の当事者ないし社会的弱者のうち、本稿の大学入試制度の文脈にのることができる、ある種、社会的に包摂されうるのは、後述するように、従来、特別な配慮が講じられてきた山地少数民族ならびに山地少数民族が居住するような隣国と国境を接する県の居住者に限られている。たとえば、外国人労働者の子どもの高等教育進学の手続きや同子弟を対象とした学習センターとタイ公立学校への接続については模索が続いている状態である<sup>24</sup>。障害者については「タイ王国憲法（2007年版）」に初めて明示的に障害者の文言が盛り込まれたとされる<sup>25</sup>。タイ人国際結婚定住者、農村女性、レストラン・チルドレン、ゴミ収集人、工場労働者については、先に述べたようなノンフォーマル教育の機会は得られるかもしれないが、高等教育段階への接続はかなり非現実的であると言わざるを得ない。もちろん、別稿で論じたように無試験入学のラムカムヘン大学、遠隔教育を提供しているスコータイタマティラート大学や、近年発展を遂げているコミュニティ・カレッジなど高等教育の機会は開かれつつある<sup>26</sup>。しかしながら、バンコク都内に所在するチュラーロンコーン大学、タマサート大学、カセサート大学、シラパコーン大学や、地方の中核都市に所在するチェンマイ大学（北部）、コンケン大学（東北部）、ソンクラナカリン大学（南部）のような、いわゆる一流の四年制大学は無論、二流の旧師範学校にルーツをもつ地域総合大学への進学の手続きすらほぼ開かれていないと言ってよいだろう<sup>27</sup>。

次節では、タイの大学入試制度における山地少数民族に対する優遇措置ならびに山地少数民族が居住するような隣国と国境を接する県の居住者に対する優遇措置の位置づけと具体的な事例を見た後、補償論、多様性論の観点から検討を加える。そして、最後に、なぜ、山地少数民族や山地少数民族が居住するような隣国と国境を接する県の居住者に限って、優遇措置が講じられてきたか、といった優遇措置の意味を考えてみたい。

## 2. タイの大学入試制度における優遇措置

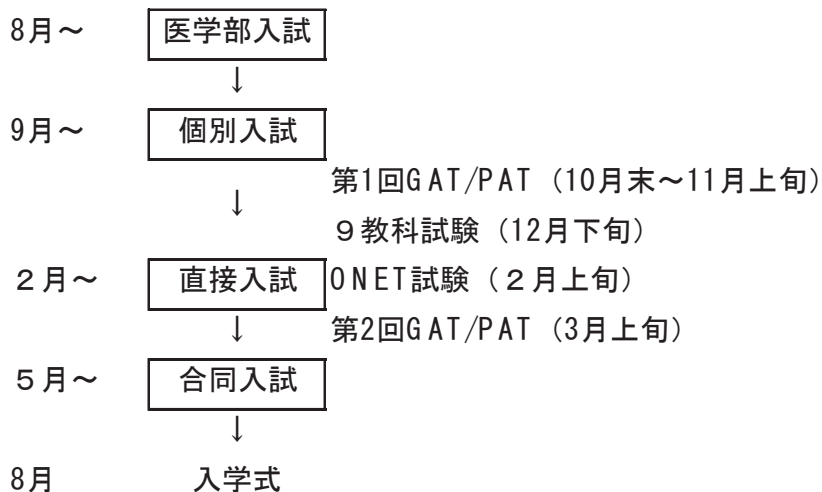
### (1) タイの大学入試制度の全体像

今日のタイの大学入試制度は、実施方法によって、合同入試（admission）、直接入試（rap trong）、個別入試（sop trong）、医学部入試（sop ko.so.pho.tho.）の4つに分けることができる。

合同入試（CUAS : Central University Admission System）は、タイ語でも「アドミッション」と呼ばれているものであり、複数の大学（2016年現在24大学）が共通に利用することを目的として全国学長会議（AUPT : Association of University Presidents of Thailand）が実施主体となり、国家教育試験機構（NIETS : National Institute of Educational Testing Service）が実施する各種試

験（GAT、PAT、O-NET）のスコアと後期中等教育3年間の成績（GPAX）を用いる入学試験である。直接入試は、上述の合同入試で用いられる各種試験スコアのうち O-NET を除く GAT、PAT、NIETS が実施する「9教科試験（kao wicha saman）」のスコア、そして GPAX を用いる入学試験である<sup>28</sup>。合同入試と直接入試の違いは、基礎教育カリキュラムの8教科の学力を測る O-NET のスコアを用いるか、進学希望の学部の専門性に応じた9教科試験のスコアを用いるか、言い換えれば、受験生に対してジェネラルな知識を求めるか、それともスペシャリスト的な専門性を求めるかにある。後述するシーナカリンウィロート大学と治安自治部隊の協働による国境県居住者を対象とした入試は、この直接入試の形態をとっている。

個別入試は、個々の大学が実施主体となり、独自に試験問題を作成し実施するものであり、タイの東北部、北部、南部、東部といった地方毎に複数大学が合同でクオータ入試を行っていたり、大学の教育プログラムごとに入試が行われたりしている。後述する山地少数民族を対象とする優遇措置が講じられている入試は、この個別入試の範疇に含まれる。医学部入試は、上述の合同入試、直接入試、個別入試の形態をとらず、複数の大学の医学部からなるタイ医学部コンソーシアム（Consortium of Thai Medical Schools）が独自に合同で行っている。同コンソーシアムには、2016年現在、14 学部が加盟している<sup>29</sup>。これらの大学入試を時系列で大まかにまとめると図6-1のようになる。



注：左端は出願時期、右は試験実施時期を指す。

図6-1 タイ大学入試制度の時系列的整理

（出所）関連資料に基づき筆者作成。

ちなみに、今日のタイの大学入試制度は、1961年、初めてカセサート大学と医科大学（現マヒドン大学）が共同で実施した入学試験を嚆矢とし、翌1962年には5大学（チュラーロンコーン大学、タマサート大学、医科大学、カセサート大学、シラパコーン大学）が共同で実施した1960年代初頭



に遡ることができる。その後、1973年に大学庁が設置されて以降、従来からあった合同入試に加えて、直接入試、個別入試の制度が整えられた<sup>30</sup>。ちなみに、タイ国最古の近代的大学であるチュラーロンコーン大学（1917年創設）で初めて入学試験が実施されたのは1930年、創設から10年余り経過してからのことであり、それ以前は、中等教育課程修了資格を有している者が無試験で入学していた<sup>31</sup>。1934年に創設されたタマサート大学も同様に中等教育課程修了資格など一定の条件を満たした者が無試験で入学していたとされる<sup>32</sup>。

次項では、タイ山地民ならびに国境県居住者といった社会的に排除の当事者ないし社会的弱者を対象とした入試の具体的な内容を取り上げる。なお、以下に含まれる情報のうち、特段、参考文献を明記していない情報は、チェンマイ大学、メージョー大学、シーナカリンウィロート大学のウェブサイトから得られたものである<sup>33</sup>。

## （2）内務省と大学の協働による山地少数民族対象の個別入試

チェンマイ大学は、タイ初の地方大学として1964年に創設され、17学部、3つの研究所、教職員数1万1,437名、学生数3万5,334名を擁する北部タイ17県中、最高の教育・研究水準を誇る総合大学である。チェンマイ大学の個別試験に関する情報は、ウェブサイトから入手可能である（図6-2）。

一見してわかるように、タイ語が半読できないと情報を得ることは難しいが、点線で囲った写真付きの4つのアイコンが、同大学の入学試験の種類である。左から、北部クオータ入試、「教育とコミュニティの質向上プロジェクト」、各学部の直接入試、アドミッション（合同入試）とある。このうち、社会的弱者を対象とする入試は、北部クオータ入試に含まれている。なお北部クオータ入試の正式名称は「北部開発区入学者選抜プロジェクト（Khronkan sop khat luak nakrian nai khet phatana pak nuea）」である。チェンマイ大学の北部クオータ入試には、北部17県居住者を対象とした一般選抜、成績優秀者の特別選抜、「一郡一医師（ODOD : One Doctor One District）」選抜、「僻地医師（CPIRD : Collaborative Project to Increase Production of Rural Doctor）」選抜、「タイ山地民（Chao thai phu khao）」選抜の4つがある。北部クオータ入試の一般選抜を合同で実施している大学は、北部のチェンマイ大学（国立）、パヤップ大学（私立）、ファーイースタン大学（私立）、メージョー大学（国立）、メーファールアン大学（国立）、チェンラーイ地域総合大学（国立）、南部のソクラーナカリン大学（国立）、ハートヤイ大学（私立）、東北部のコンケン大学（国立）、バンコク近郊の華僑崇聖大学（私立）、バンコク都内のタイ商工会議所大学（私立）、アサンプション大学（私立）、バンコク大学（私立）、トゥラギットバンディット大学（私立）、シーパトゥム大学（私立）など、所在地、設置形態の異なる全15大学である。



図 6-2 チェンマイ大学の入試情報ウェブサイト

(出所) 「2016 年度 学士課程入学募集」 <<https://www3.reg.cmu.ac.th/ugradapply/?sp=quota>>  
(2016 年 5 月 5 日閲覧)

本章で取り上げる「タイ山地民」選抜は、内務省とチェンマイ大学ならびにメージョー大学の協働による「タイ山地民学生高等教育進学促進プロジェクト (1994~2001 年)」として 1994 年に開始された<sup>34</sup>。その後、同プロジェクトは 2002~2009 年、2010~2017 年と継続しており、現在 3 フェーズ目にあたる。なお、チェンマイ大学とともに「タイ山地民」選抜を実施しているメージョー大学は、1934 年の創設以来、北部の農業教育振興の要としての役割を果たしつつ、1996 年に 11 学部と 3 つのカレッジを擁する大学に昇格した総合大学である。

「タイ山地民」選抜の学生募集要項は、それぞれの大学の入試を管轄している部局のウェブサイトならびに対象となっている各県の自治体のウェブサイトに掲載される。学生募集要項に記載されている「タイ山地民」選抜の目的は、次の 3 つである。(1) 山地民 (chao kao) の教育水準を一般的なタイ人と同様の水準にすること。(2) 学修により得た知識を活かして、地元の発展に資するといったようなタイ山地民 (chao thai phu kao) が自らを管理し、また、より発展できる機会の提供。(3) タイ山地民 (chao thai phu kao) の社会的な権利と機会の拡充とタイ人としての誇りを持たせること。

出願対象者は、山地民の家系に属し、なおかつ次の15県に居住していることとされている。すなわちカーンチャナブリー、カムペーンペット、チェンラーイ、チェンマイ、ターク、メーホンソーン、ナーン、プレー、ペッチャブーン、パヤオ、ピッサヌローク、ラムプーン、ラムパーン、スコータイ、ウタイターニー、である。また「タイ山地民」と一口に言っても、実は多様である。「タイ国籍法（1991年版）」<sup>35</sup>に基づいて2000年に定められた「高地民の住民登録における法的地位の記載に関する中央登録事務所規定」<sup>36</sup>によれば、次の9民族が挙げられており、チェンマイ大学、メージョー大学ともに9民族を出願有資格者としている。カレン、モン、ミエン、アカ、ラフ、リス、ルア、カム、ムラブリである。

「タイ山地民」選抜の合格者は、大学で学修する4年間、毎年3万バーツの給付型奨学金を受給する。2015年度の選抜（2016年度入学者の選抜）の募集人員は、教育学部4名、経営学部2名、経済学部2名、社会学部2名、政治・行政学部4名、法学部3名、人文学部2名の計19名であり、2016年度入学者9,515名に占める割合は極めて少ない。毎年9月下旬に募集が始まり、郡レベルと県レベルで行われる書類審査、大学が実施する筆記試験、面接試験と大きく2段階の選抜を経て、翌年8月に奨学金の授与が行われる。

出願資格は、①出願者の本籍が当該県であること、または出願日から遡って3年以上当該県に居住していること。②出願者の両親または保護者が出願日から遡って2年以上当該県に居住していること。③後期中等教育段階に2年以上在籍していること、または同課程を修了して3年を経過していないこと。④成績（GPAX）が2.25以上であること（一般の個別入試の場合2.75以上）。⑤心身に健康であること。⑥禁固等の処分を受けたことがないこと。⑦過去に退学等の処分を受けたことがないこと。⑧他の大学の学生ではないことなどがある。

こうしたタイ山地民に対する優遇措置は、タイ山地民に限らず、タイ王国の周辺に居住する者、すなわち国境県居住者に対しても講じられている。次項では、国内治安部隊とシーナカリンウィロート大学の協働による国境県居住者を対象とした直接入試の具体的内容を見てみよう。

### （3）国内治安部隊と大学の協働による国境県居住者を対象とした直接入試

1985年、国内治安部隊（Internal Security Operations Command）と高等師範学校を前身とする総合大学であるシーナカリンウィロート大学教育学部の協働による国境県の居住者を対象とした直接入試が導入され、翌86年に第一期生が入学しており、今日もなお継続している。

このプロジェクトは「ペット・ナイ・トム（Pet nai tom）」と呼ばれている。「ペット・ナイ・トム」とは、ダイヤモンドを意味する「ペット」と、～の中、内側を意味する「ナイ」と暗闇を意味する「トム」からなり暗闇の中のダイヤモンド、転じて「暗闇を照らすダイヤ」プロジェクトと訳出することができよう。このプロジェクトは、国家の発展に資する地域開発に率先して取り組む優れた教員を育てるというビジョンの下、シーナカリンウィロート大学教育学部を主たる実施主体として始まったものである。同プログラムで入学した学生は、每学期1万3,000バーツ（約4万6千円）の奨学金を受給しながら、教員養成課程（初等教育専攻）5年間の学修に加えて、地域開発

に関する特別カリキュラムを学修し、卒業後、出身地の地域開発に率先して取り組む教員となることが期されている。選抜は、先に述べた直接入試の形態をとっており、GAT、PATならびに9教科試験のタイ語、数学の4つのスコアをもとに行われる。

2016年度と同プログラムの募集要項を見ると、定員45名とあり、初等教育専攻の定員60名の75%を占める。定員45名の内訳は、タイ国内治安部隊の4つの管区毎に決められている。



図6-3 タイの地図

(出所) 日本貿易振興機構・アジア経済研究所「アジア動向データベース2013年」

第一管区（カーンチャナブリー県、トラート県、ベッチャブリー県、ラーチャブリー県、サケーオ県、プラチュアップキーリーカーン県）から7名。

第二管区（ナコンパノム県、プリラム県、ムックダハーン県、ルーイ県、シーサケート県、スリン県、ノンカーイ県、ウボンラーチャターニー県、アムナートジャルーン県、ブンカーン県）から11名。

第三管区（チェンラーイ県、チェンマイ県、ターク県、ナーン県、パヤオ県、ピサヌローク県、メーホンソーン県、ウタラディット県）から8名。

第四管区（チュムポン県、ナラティワート県、ヤラー県、ラノーン県、ソクラー県、サトゥーン県、パッタニー県）からは、パッタニー県、ヤラー県、ナラティワート県からは各5名、それ以外の県から4名の計19名、である。

これらの県の地理的な位置を図6-3として示す地図上で確認すると、いずれの県も、隣国と接している国境県であることがわかる。このプロジェクトが開始された1985年当時、国内の共産主義勢力は弱まりつつあったが、共産主義国に囲まれたタイにとって、国境県という暗闇を照らすダイヤモンドのように輝く教員を養成し、今後の国防に備えることが重要だったと考えられる。

### 3. 社会的弱者に対する優遇措置の含意

前節で取り上げたタイ山地民選抜と国境県居住者を対象とした「闇を照らすダイヤモンド」プロジェクトについて、本稿の冒頭でサンデルを引きながら述べた補償論、多様性論の観点から検討を加えてみよう。

まず、タイ山地民選抜については、学生募集要項に記載されている同選抜の目的を再掲すると（1）山地民（chao kao）の教育水準を一般的なタイ人と同様の水準にすること。（2）学修により得た知識を活かして、地元の発展に資するといったようなタイ山地民（chao thai phu kao）が自らを管理し、また、より発展できる機会の提供。（3）タイ山地民（chao thai phu kao）の社会的な権利と機会の拡充とタイ人としての誇りを持たせること、である。これらの3つの目的のうち（1）と（2）は、タイ山地民の教育水準を一般的なタイ人と同様の教育水準にまで高めたり、山地民が自律的な発展を遂げることにつなげたりしたいといった内務省ないし政府の意図が読み取れることから、補償論的な性格を持っていることがうかがえる。他方（3）については、前段ではタイ山地民の社会的な権利や機会の拡充といった補償論的な内容が盛り込まれているものの、後段ではタイ山地民にタイ人としての誇りを持たせること、といった補償論ではなく、また、多様性論を否定するような、タイ人として包摂しようという一種の「同化（assimilation）」の意図が読み取れる。こうした同化の意図という観点から、再度、（1）、（2）を眺めてみると、（1）については、タイ人と同様の教育水準にまで高めることや、（2）については、ある種、植民地期のインドで見られた「間接統治」<sup>37</sup>のような意味合い、つまり、同化政策的な意味合いがあるようにも捉えられる。以上から、タイ山地民選抜といった優遇措置は、補償論や多様性論といった考え方には依らないものであると言えるだろう。

もう一つの事例である国境県居住者を対象としたプロジェクト「闇を照らすダイヤ」は、国内治安部隊との協働によるものであることに端的に示される通り、国防＝反共といった歴史性を強く帯びたものである。同プロジェクトの背景には、「村落自助開発・自警組織の運営規則法（1979年）」の制定や、その前進である「村落自助開発法（1975年）」の制定がある。これらの法規が制定された頃の国境県、より広く、タイの地方の農村部は、反共政策の一環として農村開発が急速に進められていた時期であった<sup>38</sup>。他方、当時の国際的な環境をみると、1975年4月にサイゴンが陥落し、翌年ヴェトナム社会主義共和国が樹立したり、ラオスでは、パト・ラオが全土を掌握、ラオス人民民主共和国が樹立したり、カンボジアではクメール・ルージュによる民主カンボジアが成立したりした。タイ王国の近隣諸国は共産化しており、タイが名実ともに「最後の砦」となってしまったのである<sup>39</sup>。以上から、当時の国境県の経済・社会状況を勘案すると、タイ国内の開発ないし近代化から取り残されてきた地方農村の発展を支援するといった補償論的な意味合いがあるようにも捉えられるが、国防＝反共の意図が強く滲んでおり、多様性論はもちろんのこと、補償論といった考え方には依らないものであることがわかる。

## おわりに

タイの大学入学制度における社会的弱者に対する優遇措置は、国際的な潮流であるインクルーシブ教育や、多文化共生教育といった観点からみると、教育水準の向上、山地民の自律的発展の促進、高等教育進学機会の拡充を図っており、国際的に一定の評価を得ることができるものであろう。しかしながら、国内的な含意は、多様性の尊重とは逆行するタイ人への同化や、国防＝反共といった意味合い、言い換えれば、補償論や多様性論といった国際的にポジティブな意味づけとは異なるものである。また、タイ山地民、国境県居住者という優遇措置の対象は、いずれも国境に関わっている。こうした事実は、タイ王国にとっての国境、国境線に囲まれて成立する領域が地理的身体（Geo-body）として重要であるとの指摘とも合致する<sup>40</sup>。これらの優遇措置が講じられている当事者は、タイ国内における高等教育進学者総数のごくわずかにしか過ぎないが、依然として、国家の存立にかかる国民統合ないし国民形成を重要視するタイにとっては看過できない重要な存在なのである。

本章で論じてきたような制度・施策の歴史性ないし含意について、当事者はどのように認識しているのか現地調査を通じて解明するとともに、本章の制度・施策分析から得られる知見と総合的に検討することを今後の課題としたい。

---

<sup>1</sup> Fullinwider, F., "Affirmative Action", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy (2013 Edition)*, Edward N. Zalta (ed.), URL = <<http://plato.stanford.edu/entries/affirmative-action/#pagetopright>>. (2016年5月3日 閲覧)

<sup>2</sup> 牧野暢男「アファーマティブ・アクション」日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、2012年、17頁。

- 
- <sup>3</sup> マイケル・サンデル (鬼澤忍 訳) 『これからの「正義」の話をしよう』早川書房、2010年、217頁を参照し、筆者要約。
- <sup>4</sup> この判決は、公立学校における人種上の別学は「アメリカ合衆国憲法」第14条に定める法の下での平等保護に違反するとした判決であるとともに、黒人初の連邦最高裁長官となるマーシャルによって導かれた訴訟である。佐々木司「ブラウン判決」日本比較教育学会編、前掲書、338頁。
- <sup>5</sup> マイケル・サンデル、前掲書、220頁。
- <sup>6</sup> 伊藤未帆「ドイモイ期ベトナムにおける少数民族優遇政策と高等教育進学—少数民族大学生の属性分析を通じて—」『東南アジア研究』京都大学東南アジア研究所、49巻2号、2011年、300～327頁。
- <sup>7</sup> 村田翼夫「第4節 タイ—大学の発展と入試制度—」中島直忠編著『世界の大学入試』時事通信社、1986年、233～254頁。
- <sup>8</sup> 尾中文哉「第15章 タイにおける接続改革—1999年教育法制定以後の変化が意味すること—」荒井克弘・橋本昭彦編著『高校と大学の接続—入試選抜から教育接続へ—』玉川大学出版部、2005年、333～344頁。
- <sup>9</sup> 櫻井義秀・道信良子編著『現代タイの社会的排除—教育、医療、社会参加の機会を求めて—』梓出版社、2010年。
- <sup>10</sup> 牧貴愛「タイの大学入試制度—『分を知る』社会における公平性—」『大学教育論叢』福山大学大学教育センター、第2号、2016年、65～79頁。
- <sup>11</sup> 本章中のタイ語の翻訳は、タイ学士院 (rachbanditsathan) 「音声に従うタイ語のローマ字表記規則 (lakken kanthot aksonthai pen aksonroman baepthaisiang)」にならっている。
- <sup>12</sup> 櫻井義秀・道信良子編著、前掲書、16～17頁。
- <sup>13</sup> こうした越境外国人労働者の子弟の教育をめぐる問題とその支援ネットワークについては、野津隆志『タイにおける外国人児童の教育と人権—グローバル教育支援ネットワークの課題—』ブックウェイ、2014年。
- <sup>14</sup> 野津隆志、前掲書、13頁。
- <sup>15</sup> 櫻井義秀・道信良子編著、前掲書、第4章。
- <sup>16</sup> 櫻井義秀・道信良子編著、前掲書、第5章、第6章。
- <sup>17</sup> 渋谷恵「タイにおける山地民教育—学校教育の導入と山地民社会の対応—」『比較教育学研究』日本比較教育学会、第19号、1993年、31頁。
- <sup>18</sup> スチャリクル・ジュタティップ「タイにおけるストリート・チルドレンの生存戦略」『年報タイ研究』日本タイ学会、No.6、165頁。櫻井義秀・道信良子編著、前掲書、192～193頁。
- <sup>19</sup> 櫻井義秀・道信良子編著、前掲書、242頁ならびに258頁。
- <sup>20</sup> 櫻井義秀・道信良子編著、前掲書、273～274頁。
- <sup>21</sup> 中園優子「タイ国における識字教育の特質と問題点—キットペン政策の分析を通して—」『比較教育学研究』日本比較教育学会、第17号、1991年、86～87頁。
- <sup>22</sup> サングワン・デチャ「第4章 タイにおけるソーシャルワーク教育」日本社会事業大学社会事業研究所編 (大橋謙策・植村英晴・山下英三郎 監修) 『アジアのソーシャルワーク教育—ソーシャルワーカーを取り巻く現状と課題—』学苑社、2007年、56～57頁。
- <sup>23</sup> 吉村千恵「ケアの実践と『障害』の揺らぎ—タイ障害者の生活実践におけるケアとコミュニティ形成」『アジア・アフリカ地域研究』2011年、第10-2号、225頁。
- <sup>24</sup> 野津隆志、前掲書、107～110頁。
- <sup>25</sup> 西澤希久男「第3章 タイにおける障害者の教育を受ける権利とその現状」小林昌之編『アジアの障害者教育法制—インクルーシブ教育実現の課題—』アジア経済研究所、2015年、83頁。

<sup>26</sup> 牧、前掲論文ならびに Punthumasen, P., and Maki, T., “A Study of Community College Synchronization with the Educational Needs of Local People in Thailand,” In Raby, Rosalind L., Edward J. Valeau (Eds.) *Community College Models: Globalization and Higher Education Reform*, Dordrecht: Springer, pp. 135-154.

<sup>27</sup> 地方の中核都市に所在する大学は、バンコク都内の一流大学が地方に分校を拡充するようになってから比重が低下しつつあり、地域総合大学に至っては二流大学の地位しか認められていないとされる。玉田芳文「特集 タイ政治の変容」『アジア遊学』No.57、勉誠出版、24頁を参照。

<sup>28</sup> 牧、前掲論文によれば、各種試験の内容は、次の通り。①GPAX (Cumulative GPA) は、高校3年間の平均成績。②GAT (General Aptitude Test) は、大学での学修に対する受験生の適性を測る試験であり、読み・書き・分析力・問題解決ならびに英語の運用能力に関する問題が出題される。③PAT (Professional and Academic Aptitude Test) は、志望する学部の特長性に対する受験生の適性を測る試験であり、大きく7種類の試験がある。それぞれ数学 (PAT 1)、理学 (PAT 2)、工学 (PAT 3)、建築学 (PAT 4)、教育学 (PAT 5)、芸術学 (PAT 6)、外国語学 (PAT 7) である。なお、外国語学は、フランス語、ドイツ語、日本語、中国語、アラビア語、ペリ語から選択することができる。④O-NET (Ordinary National Educational Test) は、12年間の基礎教育課程を対象とした全国学力調査であり、年に1回実施される。従来、基礎教育カリキュラムに定められているタイ語、数学、理科、社会・宗教・文化、保健・体育、美術、職業・技術、外国語といった8教科を対象に試験が行われてきた。⑤9教科試験は、直接入試の判定に用いられるタイ語、社会、英語、数学I、物理、化学、生物、数学II、理科総合についての試験 (2016年度より、従来の7教科試験から変更)。

<sup>29</sup> 14学部は、次の通り。コンケン大学医学部、チュラーロンコーン大学医学部、チェンマイ大学医学部、タマサート大学医学部、ナレスワン大学医学部、マヒドン大学ラーマティボディ病院附属医学部、マヒドン大学シリラート病院附属医学部、ランシット大学医学部、シーナカリンウィロート大学医学部、ソクラーナカリン大学医学部、ワチラパヤバーン医学校、プラモンクットグラオ医学校、チュラーロンコーン大学歯学部、マヒドン大学歯学部。

<sup>30</sup> タイ教育省「タイの大学入試制度」『バンコク日本人商工会議所所報』No. 509、2004年、19頁。

<sup>31</sup> Sinlarat, P., *Phattanakan khong mahawithayalai nai prathet thai*, Pho. So. 2516. pp. 35~37 (パイトゥーン・シンララット『タイにおける高等教育の発展』1973年、チュラーロンコーン大学大学院提出 修士論文、33~37頁)。

<sup>32</sup> 赤木攻「タマサート大学史—その成立を中心に—」『国立教育研究所紀要 (アジア諸国の高等教育に関する研究報告)』第87集、1975年、123頁。

<sup>33</sup> チェンマイ大学 <https://www3.reg.cmu.ac.th/ugradapply/> (2016年5月8日閲覧) メージョー大学 <http://www.education.mju.ac.th/AdmissionsMJU/index.aspx> (2016年5月8日閲覧) シーナカリンウィロート大学 <http://admission.swu.ac.th/home.php> (2016年5月8日閲覧)。

<sup>34</sup> ちなみに、タマサート大学は、同プロジェクトに先立つ1986年に、同様のプロジェクトに着手。その後、同プロジェクトに参画したとされる。「タイ山地民タマサート大学学士課程進学プロジェクト」<http://www.tu.ac.th/org/regofc/tp-vol.htm> (2016年5月6日閲覧)

<sup>35</sup> Phrarachabanyat kantabianrasadon Pho. So. 2534. Phrarachabanyat kantabianrasadon Pho. So. 2534. 「タイ国籍法1991年版」

<sup>36</sup> Rabiapsamnakthabianklang waduai kan phicarana longraikan satana bukkhon nai tabianrasadon hai kae bukkhon bong phunthisung Pho. So. 2543. 「高地民の住民登録における法的地位の記載に関する中央登録事務所規定2000年版」

<sup>37</sup> 間接統治については、浜渦哲雄『英国紳士の植民地統治—インド高等文官への道—』中央公論社、1991年を参照。



---

<sup>38</sup> 重富真一『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所、1996年、222頁。

<sup>39</sup> 柿崎一郎『物語 タイの歴史—微笑みの国の真実—』2007年、中央公論新社、221～222頁。

<sup>40</sup> トンチャイ・ウィニッチャクン（石井米雄 訳）『地図がつくったタイ—国民国家誕生の歴史—』明石書店、2003年。

## 第7章 インドの大学入試における格差是正措置

河井 由佳  
(高松短期大学)

### はじめに

本章は、インドにおける大学入試に関わる格差是正の取組の実態を明らかにし、その課題について検討を加えることを目的とするものである。

インドでは、義務教育段階である8年間の初等教育を修了後、4年間の中等教育を経て高等教育機関へ進学する。近年、中等及び高等教育の就学率が大きく伸びている。中等教育期間は2つに分かれており、2000年の就学率は、前期中等教育は60.5%、後期中等教育は32.9%、高等教育は9.6%であったものが、2013年には、それぞれ85.2%、56.4%、23.9%となっている<sup>1</sup>。連邦政府によれば、「第11次五か年計画中(2007-2012年)に進学率が15%を超えた高等教育は、今やエリート型から大衆型となり、さらにユニバーサル型に移行しつつある」とのことである<sup>2</sup>。このような高等教育の大衆化の要因の一つに、連邦政府や州政府の中等及び高等教育への進学や就学に関する社会的・経済的な格差是正への積極的な取組があると考えられる。

インドにおいては、現在でも様々な機会や状況において、経済格差、男女間や指定カーストや指定部族等の社会的格差、州の間や都市部と農村部での地域格差が存在している。IT産業の振興などで経済的に余裕のある富裕層が増加する一方で、人口の約3割が貧困層以下である。また、就職や就学等においては、未だ宗教やカースト、少数民族や男女間の社会的格差も明らかである。連邦政府は、カーストなどの社会的格差について、独立以降より留保制度(Reservation system)を設け、その是正に努めてきた。留保制度とは、独立後の1950年の憲法において、連邦下院および州下院議員の議席や公務への就職、高等教育機関への入学について、人口比に応じた優先枠を指定カースト及び指定部族に対して設けることを定めたもので、現在に至るまで続けられている。後に、留保枠がその他の後進諸階層(Other Backward Classes:以下OBC)に対しても追加され、現在では、指定カースト(Scheduled Caste:以下SC)、指定部族(Scheduled Tribes:以下ST)、OBCを合わせると人口の約半分を占めるものとなっている。

高等教育への進学の大衆化に伴い、大学入試への関心はますます高まっている。加熱する受験競争は、今やインドの大きな社会問題となっており、試験の失敗や成績不振、受験のプレッシャーによって生徒が自殺したり、家族や知人が加担するほどのカンニングや賄賂などの不正事件が横行したりするなどの記事がたびたび新聞などでも取り上げられている。政府は教育政策の中で、受験のプレッシャーから学生をどう解放するのかを繰り返し課題として挙げている。このような中、政府の格差是正の取組には常に大きな関心が寄せられており、特に大学進学をめぐる留保制度の是非については、多くの議論が展開されている。

以上を踏まえて、本章では、まず教育政策における格差是正の取組を概観し、次に大学入試における格差是正の具体的な取組をいくつか挙げ、その実態を明らかにする。さらに、高等教育への大衆化に伴ってさらに議論が高まっている、大学入試における格差是正と公平性の問題を取り上げ、若干の考察を加えたい。

## 1. インドの教育制度と格差是正の取組

### (1) 教育制度の概要

インドの教育行政は、現在は連邦政府と州政府の共同の管轄事項となっているが、1976年までは初等・中等教育行政は州政府に権限があったため、伝統的な学校教育制度が残っている州もある。学校体系については、10+2+3制<sup>3</sup>が推奨されており、ほとんどの州では、プラス2と呼ばれる後期中等教育を経て、3年制の大学などの高等教育機関へ進む。就業年数は、就学前教育 (Pre-Primary) が1~2年間、初等教育学校 (Primary School) が3年間、後期初等教育学校 (Upper Primary School) が3年間、続く前期中等教育学校 (Secondary School) <sup>4</sup>および後期中等教育学校 (Senior Secondary School) が2年間ずつ、その後、高等教育の大学は3年間となっている。初等教育と後期初等教育を合わせた8年間は義務教育である。日本の高校に当たる中等教育については、2011-12年の前期中等教育の学校数は12万8321校、在学者数は約3400万人、後期中等教育の学校数は8万4133校、在学者数は約2100万人である<sup>5</sup>。中等教育では2つの段階それぞれに修了試験がある。10年次修了時に州の教育委員会や試験委員会 (State Examination Board) によって行われる前期中等終了資格試験は、後期中等教育進学<sup>6</sup>の条件となっている。州教育委員会が行う試験は、SSC (Secondary School Certificate Examination) あるいはボード試験 (10th Board Examination) と呼ばれているが、それ以外に、中央中等教育委員会 (Central Board of Secondary Education以下CBSE) や、民間団体であるインド学校検定試験評議会 (Council For The Indian School Certificate Examinations以下CISCE) が実施する試験があり、どの修了試験を受けるかは公立では州や地方の教育行政機関、私立では各学校の選択に任されている。

学校体系は、中等教育段階から普通教育と職業教育に分岐しており、労働雇用省に管轄された州立や民間の職業訓練校が全国にある。教育機会の多様化に備えて、職業教育課程から学術的な高等教育機関への接続のための検定資格や試験制度の改善が進められつつある。また国立オープンスクール計画 (National Institute of Open Schooling : NIOS) によって作られた中等段階での通信教育のための認可施設と認可職業施設が全国に約5500校あり、2013年から2014年にかけて前期中等教育段階で約16万人、後期中等教育段階で16万人の学生が修了資格を得ている<sup>6</sup>。

プラス2と呼ばれる後期中等教育は高等教育進学者には必修の課程である。多くの州ではHigher Secondary SchoolあるいはSenior Secondary Schoolと呼ばれ、高等教育進学者に必修の中等教育課程として位置付けられているが、カレッジとして高等教育機関に位置付けられ、高等教育課程を提供している学校もある。全国の約8万4,000校のうち、6割以上が私立学校である<sup>7</sup>。12年次修了時に行われる後期中等教育修了試験は、主に各州の教育委員会によって行われているが、10年次試験と

同様に州政府が行う試験の他にCBSEや CISCEによる試験がある。

各中等教育修了試験の結果は公表され、高得点者や高得点者を多く出した学校はメディアで紹介される。成績上位校のほとんどは私立学校で、特に都市部においては、高等教育進学をめざす生徒の多くは、英語を教授言語とした私立学校へ進学する。しかし、公立でも主に連邦政府職員や軍関係者の子弟が通うケンドリヤ・ヴィディヤラヤ（以下KV）、農村地域での優秀な学生が通うジャワハルラル・ナヴォダヤ・ヴィディヤラヤ（以下JNV）など<sup>8</sup>では、よい成績を出している。この2つの学校は連邦政府立の優秀な学校として、英才教育を行うとともに、他の公立学校の模範校としての役目がある。2012年にはKVは全国に1092校、JNVが586校となっている。インドでは中等教育段階の修了試験が大学入学の資格となっている。しかし、試験の内容について、画一的で暗記重視の内容であり生徒に過度のストレスを引き起こす原因となっている等の批判もあり、連邦政府は試験制度の見直しを行っている<sup>9</sup>。

## （2）教育における優遇政策と就学・進学の実態

インドでは、社会的格差の是正のために、SC / ST・OBC に対して、公務員の採用や連邦や州議会の議席、国立・州立大学の入学定員などに一定の割合の留保枠（Reservation）を設ける留保制度が実施されている。留保枠は人口比に応じて定められるため各州によって異なるが、現在の連邦政府の基準は、全インドの人口比に応じて、SCが15%、STが7.5%、OBCが27%、残る一般（General）が50.5%となっている。1950年の憲法において、SC、STを対象として定められた留保枠は、翌年にはSC、STにとどまらない「後進階層」（Backward Classes）を対象とすることとなった。1950年代半ばにはSC、ST以外の後進階層がOBCとして挙げられ、1978年にはその基準を定めるために委員会が設定された。1992年の憲法改正ではさらに女性の枠が設けられ、1993年にはついに人口の4分の1を占めるOBCの留保枠が認められることとなった。2006年には、インドでもトップクラスの高等教育機関であるインド工科大学（以下IIT）やインド経営大学（以下IIM）においても、OBCの留保枠が認められることとなった。

留保制度は教育政策においては大学入試に関わるものであるが、教育の各段階においても、州や連邦政府は、女子やSC / ST・OBC、障がい者などに配慮した政策を行ってきた。次の表7-1は各州で行われている優遇政策の一例である。

各州ではSCやSTの割合、女性の進学率などが様々であるため、状況に応じてそれぞれ重点が異なる支援が取られているが、就学や進学にあたって、女子、SC、ST、OBC、学校に通っていない子ども、貧困家庭の子ども、情緒障がい児、身体障がい児、マイノリティー、社会的弱者、建設作業員の子どものなどを対象として、教科書配布、制服配布、補助金、奨学金、寮の設置、特別な学習支援、授業料無償、朝食の提供などの補助的措置を行っていることが分かる。

初等教育の就学率が100%を超えた現在、州や連邦政府はとくに中等教育への関心を高めており、中等教育の就学率を上げるため、女子やSCやST、OBCを対象とした格差是正を推進している。2009年から国家中等教育計画（Rashtriya Madhyamik Shiksha Abhiyan：以下RMSA）<sup>10</sup>が始め

られ、寮を備えた中等教育学校の建設や奨学金制度などが計画として進められている。

表 7-1 各州における教育行政上の優遇政策

Bihar	Free Uniform Scheme to <b>Girl students</b> for Classes V I-X II
Haryana	Cash Awards Scheme for <b>SC Students</b> ,
	Monthly stipends to <b>SC students</b> , National talent search
	Scholarship Scheme and monthly stipends to <b>BPL Students</b> .
Himachal Pradesh	Innovation- <b>Girls Education</b> , Quality
	Interventions, Special training for <b>out of school children</b> .
Kerala	Financial assistance to <b>poor Children</b>
	Financial assistance to <b>Mentally Challenged Children</b>
Nagaland	Pre-Matric scholarship for <b>Minority Communities</b> .
Punjab	Free textbooks, Free uniforms to <b>all girls and SC boys</b>
Rajasthan	Free education for <b>girls</b> , Scholarship to <b>SC/ST and OBC Students</b> , Scholarship to <b>poor students</b>
Tripura	Supply of Free textbooks to <b>BPL family children</b>
Uttarakhand	<b>Girls Hostel</b>
Damam & Diu	Supply of free textbooks, Stationery and uniforms to all students other than
	SC, ST, <b>Incentive to SC students</b> , Monetary incentive to <b>Girl students</b> ,
	Scholarship for <b>disabled students</b> , Remedial coaching for <b>students of weaker section</b> , Stipend to all the eligible students belonging to <b>SC/ST students</b> .
Delhi	Postmatic Scholarship to <b>Minorities</b> ,
	<b>OBC, SC/ST</b> , Ladli Scheme and Scholarship to <b>Children of Construction worker</b> .
Puducherry	Free supply of textbooks, Uniform of Transport facilities to <b>poor children</b> ,
	Breakfast to <b>poor children</b> , Incentive awards to students studying in +2
	belonging <b>poor and weaker section of the society</b>

(出所) MHRD, *Selected Information on School Education 2011-12*, 2014. をもとに筆者作成。

このような努力もあり、中等教育段階における女子や SC や ST の就学者数は大きく増加した。図 7-1 は、全インドにおける後期中等教育段階の男女別の就学者数の変移であり、図 7-2 はカテゴリー別のものである。男女別では、とくに 2000 年以降に女子の就学者数と割合が大きく増加していることが分かる。また、カテゴリー別では、1991-92 年の全体の就学者数、約 620 万人に対し、SC は 70 万人 (11%)、ST は 20 万人 (3%) であったが、2011-12 年には、約 2100 万人に対し SC は 380 万人 (18%)、ST は 129 万人 (6%) となっている。割合から見ると、SC や ST の就学者が飛躍的に伸びているのが分かる。

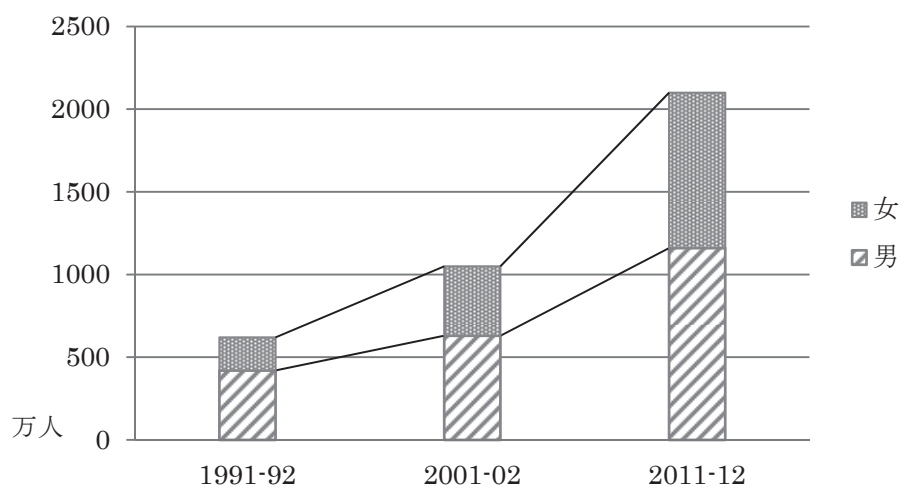


図7-1 男女別後期中等教育段階の就学者数の変移  
 (出所) MHRD, *Statistics of School Education 2011-12*, 2014. をもとに筆者作成。

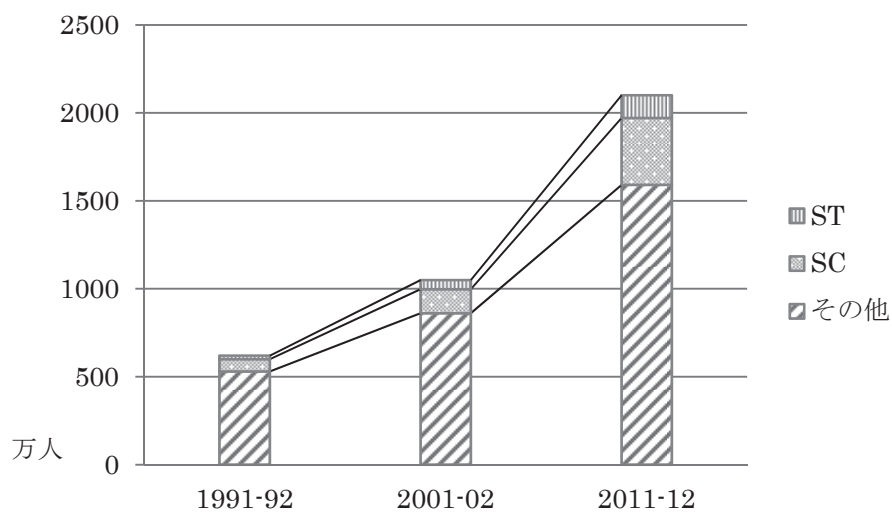


図7-2 カテゴリー別後期中等教育段階の就学者数の変移  
 (出所) MHRD, *Statistics of School Education 2011-12*, 2014. をもとに筆者作成。

## 2. 大学入試における優遇措置

### (1) 大学進学までのプロセス

インドの学期の始まりは、州によって異なる。全国の州のうち、4月始まりが13州、6月始まりが10州、7月始まりが4州、2月始まりが3州、1月・5月始まりが各2州、10月始まりが1州というように様々である<sup>11</sup>。年間授業数は約200～250日であり、ほとんどの学校が月曜日から土曜日までの週6日制である。長期休暇は、5月から6月にかけての夏休み、年末年始にかけての冬休みに加えて、毎年10月か11月にディワリというヒンズー教の大きな祭りにあわせて秋休みがある。

ニューデリーにある学校の多くは4月の最初の週に新学年が始まる。しかし、後期中等教育の最終学年の12年生のみを3月始まりにしている学校もある。11学年の後期の2月終わりから3月初めにかけての校内試験が終わるとすぐに12学年がスタートするというわけである。新学期が始まって2か月もしないうちに5月の中旬には夏休みが始まる。夏休みは7週間ほど続き、7月1日より学校が再開する。9月の半ばごろから前期の校内試験週間に入る。この試験は12年生まですべての学年で行う学校もあれば、12年生のみ、夏休み明けすぐに試験を行う学校もある。その後、10月か11月のディワリの日にあわせて一週間ほどの秋休みがある。年末年始に10日～2週間ほどの冬休みがあるが、12年生は冬休みの前後の11月から1月にかけてプレ・ボード試験と呼ばれる模擬試験を受ける。これは3月に受ける修了試験のための模擬試験であるが、生徒は本番の試験のように真剣に取り組み、その結果に一喜一憂する。年が明けると、特に10年生と12年生は修了試験で少しでも高得点をマークできるようにさらに勉強に集中する。

### (2) 大学入試に直結する後期中等教育修了試験の概要

中等教育段階は二つに分かれており、各修了段階で生徒の進路決定に大きな影響を及ぼす試験がある。特に大学入試に直結するのは、後期中等教育終了時に行われる12年次試験である。インドでは、地方によって多様な言語が存在すること、また、初等・中等教育においては州の独自性を尊重してきたことなどから、中等教育終了時の試験制度も多様であり、連邦政府や州政府、様々な機関により修了試験が行われている。

Higher Secondary Certificate Examinationあるいは12th Board Examinationと呼ばれる後期中等教育修了試験の種類は多様である。州単位で行われる州ボード試験(State Board Examination)以外に、全国的なものとしてCBSEが実施する「All India Senior School Certificate Examination (以下 AISSCE)」や、CISCEが実施する「Indian School Certificate Examination (以下 ISC)」などがある。多くは2～4月の間で行われるが、試験内容や使用言語がそれぞれ異なるため、各学校ではめざす試験に沿ってシラバスが組まれている。とくに一貫教育を行っている私立学校では、初等教育段階から試験に沿ったシラバスが組まれているところも多い。2010年には約1041万人が12年次試験を受けている。そのうち、各州のボード試験に約986万2000人(約93%)、全国的な試験では、AISSCEに約67万3000人(6.5%)、ISCに約5万6000人(約0.5%)が受験している<sup>12</sup>。このようにインド全体で見ると、全国共通で行われているAISSCEやISC等の試験より、各州の

ボード試験を受ける学生が圧倒的に多い。中央政府の教育機関である CBSE によって行われる AISSCE の試験問題は、インドの公用語であるヒンディー語と英語で書かれているため、ヒンディー語が母語ではない州の生徒も英語で受験することができる。近年、英語を教授用語としている私立学校のホームページや学校案内に CBSE の加盟校であることを明記しているものをよく見かける。全国に点在し地域の模範校となっている、中央政府立エリート校の KV や JNV など CBSE 加盟校であるため、CBSE 加盟校は優秀な学校であると考えられる保護者や生徒も多いようである。これらの 12 年次修了試験の結果は、多くの大学において、奨学金の受給資格<sup>13</sup>や各大学の入学資格や選抜基準となっている。

### (3) 大学による入学者の選抜

2015 年のインドの大学数は、中央大学 (Central University) が 46 校、州立大学 (State University) が 339 校、私立大学 (Private University) が 226 校、伝統的な教育機関や、準大学 (Deemed University)<sup>14</sup>が 126 校、IIT など、国の重要機関とされている高等教育施設 (Institute of National Importance) が 71 校となっている<sup>15</sup>。大学の種類は大きく 2 種類に分かれる。一つは学士課程の教育を行うカレッジを傘下にもち、修士以上の教育が大学のメインキャンパスで行われる Affiliating University であり、デリー大学などがこれに当たる。その他に Unitary University として、カレッジをもたず大学内に学部と大学院をもつものがあり、州立大学や私立大学、大学院大学なども含む。大学数を見てみると、2000 年以降、とくにカレッジが急激に増加している (図 7-3)。

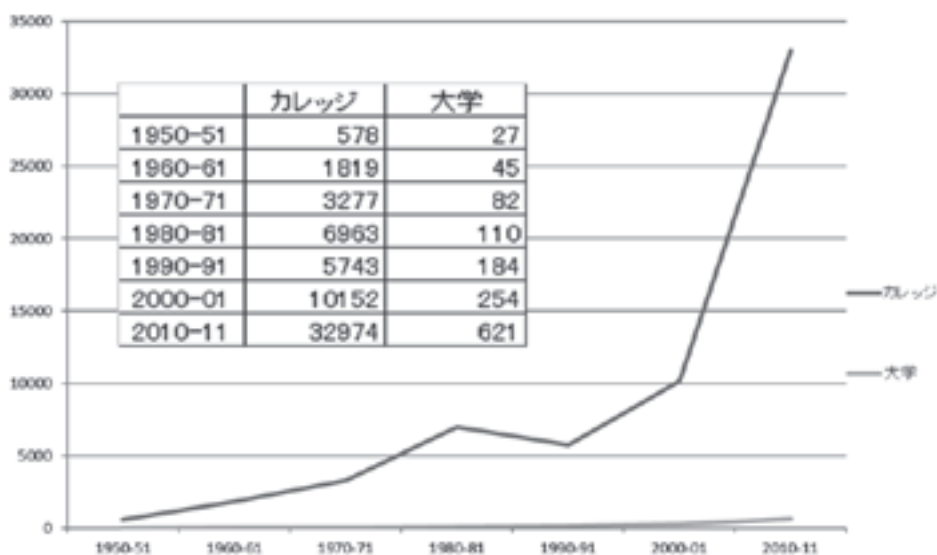


図 7-3 高等教育機関数の変移

(出所) MHRD, *Educational Statistics at a Glance*, 2014. をもとに筆者作成。



入学試験については、州立大学では州のボード試験による選考基準に基づいて入学を許可しているところが多く、中には州ボード試験以外の入学者数を限定しているところもある。例えば、グジャラート州立大学では、入学定員の 90% を州ボード試験の受験者に確保しており、残りわずか 5% をグジャラート州在住の AISSCE や ISC、IB (International Baccalaureate)、NIOS (National Institute of Open Schooling) の受験者、5% をグジャラート州以外の受験者としている<sup>16</sup>。このように州立大学は、州のボード試験による受験者が優遇され、各州の公用語である地方語で受験できるため、ほとんどの生徒は、州のボード試験を経て、当該地にある州立大学や私立大学へ進学する。各州ボード試験の実施団体は、ナショナル・カリキュラム・フレームワークをもとにした州のカリキュラムに沿って試験を作成しているが、試験の内容やレベルについての全国的な基準はない。修了試験の合格率については各州で大きく差があるが、これは、各州における試験内容やレベルの違いが考えられる。

一方、IIT や IIM など全国から優秀な学生が集まる工学系や医学系の国立研究機関などは、後期中等教育修了試験の合格や一定の基準を条件として、更に共通試験が行われる。よく知られているものとしては、国立や州立の工科大学や情報技術大学の共通試験である Joint Entrance Examination (以下 JEE)、医科・歯科大学の共通試験である All India Pre Medical / Pre Dental Entrance Test (以下 AIPMT)、一部の医科系大学 All India Institute of Medical Science (以下 AIIMS) などがある。これらはどれも競争率が高く、都市部にある大手の予備校ではこれらの受験者を対象としたコースを設けて、特別な授業を行っている。CBSE が管轄する AIPMT では 3 時間の間に物理 60 問、科学 60 問、生物 60 問の、合計 180 問のテストが行われる。720 点満点の 4 択の客観式テストである。2014 年度は 5 月 4 日の 10 時から、50 市町村、929 の会場で行われ 52 万 3701 人が受験した。合格者は 46271 人であった。同じ医療系でも 6 月ごろに行われ、全インドの 7 大学で 672 人(2014 年、2015 年)の定員を争う AIIMS の試験に合格するのはさらに難しいという。

工学系の大学を志望する生徒は、まずは JEE (Main) を受験し、成績の良かったものはさらに JEE (Advanced) を受験する。受験者は 11 月半ばから 12 月の半ばまでに実施機関である CBSE の専用ページでオンライン申し込みを行う。毎年 4 月上旬に行われる JEE (Main) は、試験 1、試験 2 に分かれており、一つは工学や技術系へ進学するための物理・化学・数学の客観テスト、もう一つは建築や設計専攻へ進学するための数学と適性検査、図面などの描画テストがある。どちらも時間は 3 時間である。生徒は、志望校や専攻によって、どちらかの試験あるいは両方を選択する。受験資格としては、12 年次修了試験に合格していること、入学する年の 10 月 1 日に 25 歳以下であることが条件とされるが、年齢制限では ST と SC、障がい者は 30 歳以下とするなどの優遇措置が取られている。試験に失敗してもその後 2 年間、合計 3 回まで受験することができる。試験結果は、AISSCE や州の 12 年次修了試験の得点が 40%、JEE(Main)の得点が 60%の割合で決定される<sup>17</sup>。各大学からは、試験結果に基づいた選抜基準が公表され、定員を満たすまで選抜が行われる。試験結果が特によかった受験生は、IIT など、インドの最高峰の高等教育機関への入学につながる JEE (Advanced) の受験資格を得ることができる。2014 年の試験では約 136 万人が JEE (Main) を

受験し、うち上位 15 万人が JEE (Advanced) の受験資格を得ることができた。2014 年の日程についてしてみると、5 月 3 日に JEE (Main) の成績発表が行われた後、5 月 5 日～9 日に JEE (Advanced) のオンライン申し込みが行われ、5 月 25 日に試験が行われた。JEE (Advanced) は物理・化学・数学がそれぞれの試験で各 20 問、多肢選択や組み合わせなど、問題や様式を変えて、午前 9 時から 12 時までと午後 2 時から 5 時までの 3 時間ずつ行われる。受験者はどちらの試験も受けなければならない。6 月 19 日には試験結果が発表され、7 月 1 日には各大学から選択基準が発表されている。選択基準の公表は 7 月 12 日まで続き、最終的には約 10000 人の合格者が各大学に入学した。

このように多くの生徒にとっては、後期中等教育修了試験の成績が大学入学資格や選抜基準となる。各大学からは、後期修了試験の結果に基づいた選抜基準（カット・オフ）が公表される。選抜基準は、満点を 100%とした得点のパーセンテージで表され、生徒は自分の得点に照らし合わせて大学や学部を選び、入学申請を行う。第 1 回のカット・オフで定員が満たされなかった場合には、大学は基準を下げて選抜を行い、定員を満たすまで繰り返される。例えば AISSCE の得点を選抜基準としているデリー大学では、2014 年には最初のカット・オフが 7 月 1 日に行われ、その後 3 日間の入学金納入などの入学申請期間が設けられた。その後、2 回目のカット・オフが 7 月 4 日、3 回目が 7 月 8 日、4 回目が 11 日と続き、10 回目が 7 月 25 日に行われている。表 7-2 はデリー大学の傘下カレッジのカットオフ表である。デリー大学は学部課程を傘下のカレッジで行うため、各カレッジの選抜基準がデリー大学のホームページで公表される。学部や専攻によっては、コンクールや競技大会の成績を選抜基準として考慮したり、修了試験の成績の他に実技試験や専門の筆記試験あるいは面接などを課したりするところもある。

表 7-2 デリー大学傘下カレッジ理学部数学科 2014 年カットオフ表

カテゴリー別		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	10 回目
一般	General	95	90	closed	closed	closed	closed
その他後進階層	OBC	90	87	closed	closed	closed	closed
指定カースト	SC	85	84	84	closed	83	closed
指定部族	ST	75	closed	73	72	70	65
身体障がい者	PWD	75	70	60	55	closed	closed

(出所) <<http://www.du.ac.in/du/index.php?page=cut-off-2014>> (2015 年 6 月 19 日アクセス)  
をもとに筆者作成。

#### (4) 入学者の選抜における優遇政策

各大学では、SC・ST、OBC および障がい者に対して、一定の留保枠を設けなければならない、それぞれに異なる基準が設けられている。例えば、表7-2のデリー大学の傘下カレッジの理学部化学科では、最初の選抜（カット・オフ）で、一般の基準が得点率 95%に対し、OBC が 90%、SC が 85%、ST が 75%、障がい者が 75%であった。選抜は定員を満たすまで少しずつ基準を下げて行われるが、この学科では2回目の選抜で一般の基準が90%、OBC が 87%、SC が 84%、障がい者が 70%となった。その後、一般、OBC は定員を満たしたが、障がい者については、基準を 55%に落として4回目まで、SC は 83%に落として5回目まで、ST は 65%まで基準を落として10回目の選抜まで行われた<sup>18</sup>。結果、一般の基準は 90%に対し、ST は 65%の得点率で入学が許可されることとなる。

全国共通試験が行われる JEE (Main) や JEE (Advanced) の選考基準も一般・SC・ST・OBC ごとに決められている。例えば 2014 年の IIT デリー校では、入学定員 851 名のうち、一般が 419 名、OBC が 220 名、SC が 123 名、ST が 63 名と決められている。障がい者の定員は一般が 13 名、OBC が 7 名、SC が 4 名、ST が 2 名の計 26 名であり、これらの定員を満たすため、一般の基準よりも SC・ST・OBC の基準は低くなっている<sup>19</sup>。2014 年に行われた JEE でのカットオフの得点基準は次の表7-3の通りである。

表7-3 JEE でのカットオフ基準 (2014 年)

MAIN		ADVANCED	
GEN	115	GEN	130 (36.1 %)
OBC	74	OBC	115 (31.9 %)
SC	53	SC	65 (18.1 %)
ST	47	ST	47 (18.1 %)

(出所) <<http://www.iitk.ac.in/new/data/jee-report/JEE-2014-Report.pdf>> (2015 年 6 月 19 日アクセス) をもとに筆者作成。

JEE のカットオフ基準では Main の得点が一般は 115 点、SC は 53 点、ST は 47 点、Advanced でも一般の基準 130 点に対し、SC は 65 点、ST は 47 点とどちらも倍以上の開きがあることが分かる<sup>20</sup>。

### 3. 格差是正と公平性の問題

#### (1) 複雑多様な試験制度と州によって異なる格差

各州で差がある修了試験の合格率については、各州における試験内容やレベルの違いも起因していると考えられる。しかし、全国共通視点である JEE (Main) および JEE (Advanced) は、州ボ

ート試験も含めた12年次修了試験も基準に含まれており、実際にグジャラート州、マハラシュトラ州、マディヤ・プラデッシュ州、パンジャブ州などの受験者が参加している。マハラシュトラ州では、州の工科大学や医学系の大学入試として独自に行っていた Maharashtra Common Entrance Test (以下MH-CET) を取りやめて、JEE (Main) に参加したが、JEE の試験日程と州の学校年間計画とのずれや、試験が難しく受験の際の生徒の負担が大きいことなどから、導入からわずか2年間で2016年からは再びMH-CETに戻ることが決定された<sup>21</sup>。このように、入試制度を見てみると、各州や各機関が常に新たな政策を打ち出しており、また連邦政府と足並みをそろえているとは言い難い。また、格差是正のための優遇措置も社会的弱者の対象や割合が異なるなど、州によって様々である。連邦政府はRMSAにおいて、試験改革も含めた中等教育改革を全国レベルで推進しようとしているが、優遇政策についても、各州や地域の状況を慎重に考慮しつつ地域の実情に合った計画を進めていく必要がある。

## (2) 留保制度をめぐる議論

前述のとおり、教育の大衆化に伴いSCやSTの高等教育への進学率は大幅に増えており、優遇政策が功を奏していると言えよう。しかし一方で、留保制度に対する批判や問題も起こっている。2006年には、IITなどの国立高等教育機関の入学において、それまでのSC/STの枠の22.5%に加えて、OBCに27%の留保枠を設けたことにより、一般の入学定員が約半数となった。しかし、OBCの後進性については様々な議論がなされており、とくに、OBCの中でもクリーミー・レイヤーと呼ばれる政治的・経済的に影響力をもつ一部の集団が留保制度の恩恵を被っているとされている。このような優遇政策に抗議した留保枠以外の学生によるデモやスト、焼身自殺など、インド各地で激しい反対運動がおこった。優秀な学生が通うデリー大学や医学部の学生も「I was born intelligent but reservation ruined me」などのプラカードを掲げ、激しく抗議した<sup>22</sup>。また、近年でも大学入試で優遇措置を受けるために所属カーストを偽るなどの事件も起こっている<sup>23</sup>。

さらに優遇措置への批判だけでなく、優遇されて入学した者が直面する問題もある。留保枠を設けている大学では、留保枠の定員を満たすために大抵SCやSTの選抜基準は一般より低く設定されているが、定員が満たされない場合には、何度も基準を下げて募集することとなる。結果として、一般の入学生に比べて大幅に低い基準で入学する学生もいる。そのため、留保枠で入学した学生の中には、入学後に大学の教育内容についていけず留年や退学してしまう学生も少なくない。加えて、経済的な問題もある。裕福な生徒の多くはコーチング・センターと呼ばれる塾や予備校に通っている。ニューデリーなどの都市部には、生徒数が200名を超えるコーチング・センターがある。多くは工学系や医学系への入学試験対策を専門にしている。後期修了試験に照準を当てた2年間のコースの授業料は、約20万～30万ルピー（日本円で約40万～60万円）である。これは、施設の整った私立学校の授業料とほぼ同額である。公立の小・中学校の教員の給料が年間約30～50万ルピーであることを考えると、これらの私立学校とコーチング・センターに子どもを通わせることができるのは、一部の富裕層である。経済的な問題を抱えるSCやSTの学生の問題を解決するためには、彼

らがそれまでに通ってきた中等教育の学校の質の改善やコーチング・スクールなどの教育の機会についても検討されるべきであろう。

## おわりに

大学入試制度を含めたインドの中等教育改革は、近年始まったばかりである。初等教育段階の就学率が 100%を超えたインドでは、現在、中等・高等教育の普及が急速に進んでいる。高等教育の進学率は 15%を超え、2009 年に開始された国家中等教育計画では、五年間で前期中等教育の就学率を 52%から 75%まで引き上げることが目標とされている。一方で、進学や受験に伴う生徒の過度なストレスや不安が問題視され、教育内容や評価方法などの改革案も次々と出されている。近年では、州のカリキュラム作成において、ナショナル・カリキュラム・フレームワークに沿うことが重視され、地方の教員研修では、中央政府の政策や計画の伝達講習が頻繁に行われたりするなど、中央政府主導のもと、学習内容においては全国的な統一が図られつつある。試験改革における優遇政策においても、これまで各州が独自に進めてきた多様な制度の中で、格差を是正しつつ、インド全体の改善をどう図っていくかが連邦政府の課題となっている。

---

<sup>1</sup> UNESCO INSTITUTE for STATISTICS <<http://data.uis.unesco.org/?queryid=142>> (2016 年 10 月 10 日アクセス)

<sup>2</sup> Twelfth five year plan vol.3, 21.192.

<[http://planningcommission.gov.in/plans/planrel/12thplan/pdf/12fyp\\_wol3.pdf](http://planningcommission.gov.in/plans/planrel/12thplan/pdf/12fyp_wol3.pdf)> (2015 年 6 月 10 日アクセス)

<sup>3</sup> 1964~66 年のコタリ教育委員会 (Kothari Education Commission) と 1968 年の教育に関する国家政策 (National Policy on Education 1968) において提案された。

<sup>4</sup> それぞれ、英語では Secondary Education と Senior Secondary Education と表記される。後期中等教育を含めた 4 年間の中等教育と区別するために本文では、Secondary Education が後期中等教育以前の中等教育を指すときには、前期中等教育と表記する。

<sup>5</sup> <[http://www.educationforallindia.com/Statistics\\_of\\_School\\_Education\\_2011-12,%20MHRD.pdf](http://www.educationforallindia.com/Statistics_of_School_Education_2011-12,%20MHRD.pdf)> (2015 年 6 月 16 日アクセス)

<sup>6</sup> 国立オープンスクール計画ホームページ<<http://www.nios.ac.in/>> (2015 年 6 月 16 日アクセス)

<sup>7</sup> <[http://www.educationforallindia.com/Statistics\\_of\\_School\\_Education\\_2011-12,%20MHRD.pdf](http://www.educationforallindia.com/Statistics_of_School_Education_2011-12,%20MHRD.pdf)> (2015 年 6 月 16 日アクセス)

<sup>8</sup> Twelfth five year plan vol.3, 21.99. (2015 年 6 月 16 日アクセス) ケンドリヤは中央、ヴィディヤラヤは学校、ナヴォダヤは新興の意味を表すヒンディー語である。

<sup>9</sup> 個々の生徒の目標に対応した多角的な評価システムとして、持続的・包括的評価 (Continuous and Comprehensive Evaluation : CCE) を導入するなどの実験的な改革を行っている。

<sup>10</sup> 5 年間で前期中等教育の就学率を 52%から 75%まで引き上げること为目标とした計画。

<sup>11</sup> MHRD, Selected Information on School Education 2011-12, 2014, pp.14-17. (2015 年 6 月 17 日アクセス)

<sup>12</sup> Ministry of Human Resource Development, *Results of High School and Higher Secondary Examinations 2010, 2012, XII-7, XII-8, XII-9*

<sup>13</sup> 人材開発省の奨学金の受給資格の一つとして、AISSCE の得点が 80%以上であることが挙げられている。各州では州のボード試験の結果を奨学金の受給資格としているところが多い。

---

<sup>14</sup> ある学問分野に特化しているために大学補助金委員会 (University Grants Committee) により、大学と同等であると認められた高等教育機関。特化した学問分野の研究や伝統的な分野の教育と研究を行っている。

<sup>15</sup> <<http://mhrd.gov.in/university-and-higher-education>> (2016年6月19日アクセス)

<sup>16</sup> <[http://www.gujaratuniversity.org.in/web/NWD/Admission/2014\\_Centralised\\_Admissions-2014/8000\\_Important\\_instructions\\_and\\_Information\\_Booklet/9000\\_Information%20Booklet%202014.pdf](http://www.gujaratuniversity.org.in/web/NWD/Admission/2014_Centralised_Admissions-2014/8000_Important_instructions_and_Information_Booklet/9000_Information%20Booklet%202014.pdf)> (2015年6月19日アクセス)

<sup>17</sup> <[http://cbse.nic.in/JEE\\_2014\\_Adv\\_28x13%20Final\\_2013.pdf](http://cbse.nic.in/JEE_2014_Adv_28x13%20Final_2013.pdf)> (2015年6月17日アクセス)

<sup>18</sup> <<http://www.du.ac.in/du/uploads/Admissions/Cut-off/2014/Eighth/Science.pdf>> (2015年6月17日アクセス)

<sup>19</sup> <<http://www.iitk.ac.in/new/data/jee-report/JEE-2014-Report.pdf>> (2015年6月19日アクセス)

<sup>20</sup> 最高得点は、一般が334点、OBCが314点、SCが301点、STが290点であった。

<sup>21</sup> *From 2016, Maharashtra will use CET for engineering admissions*, Hindustan Times, Feb.13, 2015. (2015年6月19日アクセス)

<sup>22</sup> <[http://india.blogs.nytimes.com/2012/10/08/is-it-time-to-retire-indias-quota-system/?\\_r=0](http://india.blogs.nytimes.com/2012/10/08/is-it-time-to-retire-indias-quota-system/?_r=0)> (2015年6月19日アクセス)

<sup>23</sup> 2011年6月26日の「タイムズ・オブ・インディア」によると、デリー大学の入学試験において、カースト証明書を偽造して、入学試験を受けたものが13人以上いたという。

# **Some Steps to Reduce the Disparity in College Entrance Examinations in Asia**

Yoshikazu Ogawa (Ed.)\*

This study steps to reduce the disparity between the college entrance examinations at several countries and regions in Asia. College entrance examinations require fairness, but the meaning of the concept is not always the same, affected by the cultural and social contexts of different countries. By examining respectively points with which each country is concerned regarding fairness, this study tries to clarify the uniqueness and the significance of the steps each country adopts. It assumes that the dynamism and reality of fairness can be extracted, analyzing the 'exceptions' that seems to contradict superficially.

Several Asian countries, South Korea, China, Hong Kong, Taiwan, Thailand, and India, all of which have in recent years implemented large-scale system changes and steps to reduce disparity under the specific historical and social background. These unique steps are targeted not only at students of ethnic minorities, but also at those in rural areas in general, both of which are the examples to consider the diversity and similarity of the steps. It is anticipated that the results of this study can provide suggestions to college entrance exam reform in Japan at the point of the development of a new selection method.

---

\* Professor, Graduate School of Education, Hiroshima University

執筆者紹介

\*編者には◎

◎小川<sup>おがわ</sup> 佳万<sup>よしかず</sup> 広島大学大学院教育学研究科教授

小野寺<sup>おのであら</sup> 香<sup>かおり</sup> 奈良女子大学アドミッションセンター准教授

河井<sup>かわい</sup> 由佳<sup>ゆか</sup> 高松短期大学保育学科講師

牧<sup>まき</sup> 貴愛<sup>たかよし</sup> 広島大学大学院国際協力研究科准教授

松本<sup>まつもと</sup> 麻人<sup>あさと</sup> 文部科学省生涯学習政策局参事官付専門職

大和<sup>やまと</sup> 洋子<sup>ようこ</sup> 共立女子大学家政学部非常勤講師



アジアの大学入試における格差是正措置  
(高等教育研究叢書 135)

2017(平成 29)年 3 月 31 日 発行

---

編者	小川 佳万
発行所	広島大学高等教育研究開発センター 〒739-8512 広島県東広島市鏡山 1-2-2 電話 (082)424-6240 <a href="http://rihe.hiroshima-u.ac.jp">http://rihe.hiroshima-u.ac.jp</a>
印刷所	株式会社ニシキプリント 〒733-0833 広島県広島市西区商工センター7-5-33 電話 (082)277-6954

---

ISBN978-4-86637-000-2





Some Steps to Reduce the Disparity  
in College Entrance Examinations in Asia

---

RESEARCH INSTITUTE FOR  
HIGHER EDUCATION  
HIROSHIMA UNIVERSITY